

第 1 回定例会

平成31年 2 月27日開会

平成31年 3 月19日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

目 次

◎第1回定例会

○2月27日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	平成31年度施政方針表明	4
日程第4	議案第1号から議案第33号までの33議案及び諮問1件一括上程	20
日程第5	議案第29号及び諮問第1号の質疑・討論・採決	31
追加日程第1	議案第34号上程	32
追加日程第2	質疑討論採決（議案第34号）	33

○3月6日（第2号）

日程第1	一般質問	38
	7番 内村 立吉君	38
	3番 楠原 更三君	48
	11番 池田 克子君	68
	6番 堀内 義郎君	77

○3月7日（第3号）

日程第1	一般質問	92
	4番 福田 新一君	92
	2番 森 正太郎君	111
	9番 指宿 秋廣君	122

○3月8日（第4号）

日程第1	総括質疑	146
日程第2	常任委員会付託	147

○3月19日（第5号）

日程第1	常任委員長報告	150
------	---------	-----

日程第2	質疑（議案第1号から第28号、及び第30号から第33号までの32議案）	159
日程第3	討論・採決（議案第1号から第28号、及び第30号から第33号までの32議案）	159
日程第4	意見書案第1号、及び発議第1号上程	174
日程第5	意見書案第1号、及び発議第1号の質疑・討論・採決	176

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成31年第1回定例会（3月）	議案第1号	三股町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	原案決	3月19日
〃	議案第2号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案決	3月19日
〃	議案第3号	三股町土地開発基金条例の一部を改正する条例	原案決	3月19日
〃	議案第4号	三股町交流拠点施設整備基金条例	原案決	3月19日
〃	議案第5号	三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例	原案決	3月19日
〃	議案第6号	三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案決	3月19日
〃	議案第7号	三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の全部を改正する条例	原案決	3月19日
〃	議案第8号	三股町寡婦医療費助成に関する条例の全部を改正する条例	原案決	3月19日
〃	議案第9号	三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	原案決	3月19日
〃	議案第10号	三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例	原案決	3月19日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成31年 第1回定例会 (3月)	議案第11号	三股町立公園条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月19日
〃	議案第12号	三股町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決	3月19日
〃	議案第13号	平成30年度三股町一般会計補正予算(第6号)	原案 可決	3月19日
〃	議案第14号	平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	原案 可決	3月19日
〃	議案第15号	平成30年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)	原案 可決	3月19日
〃	議案第16号	平成30年度三股町介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案 可決	3月19日
〃	議案第17号	平成30年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	3月19日
〃	議案第18号	平成30年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	原案 可決	3月19日
〃	議案第19号	平成31年度三股町一般会計予算	原案 可決	3月19日
〃	議案第20号	平成31年度三股町国民健康保険特別会計予算	原案 可決	3月19日
〃	議案第21号	平成31年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算	原案 可決	3月19日
〃	議案第22号	平成31年度三股町介護保険特別会計予算	原案 可決	3月19日
〃	議案第23号	平成31年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算	原案 可決	3月19日
〃	議案第24号	平成31年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算	原案 可決	3月19日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成31年 第1回定例会 (3月)	議案第25号	平成31年度三股町宮村南部地区農業 集落排水事業特別会計予算	原案 可決	3月19日
〃	議案第26号	平成31年度三股町公共下水道事業特 別会計予算	原案 可決	3月19日
〃	議案第27号	平成31年度三股町水道事業会計予算	原案 可決	3月19日
〃	議案第28号	指定管理者の指定について	原案 可決	3月19日
〃	議案第29号	教育委員会委員の任命について	原案 同 意	2月27日
〃	議案第30号	町道路線の認定について	原案 可決	3月19日
〃	議案第31号	三股町総合福祉計画の策定について	原案 可決	3月19日
〃	議案第32号	三股町子どもの未来応援計画の策定に ついて	原案 可決	3月19日
〃	議案第33号	三股町住生活基本計画の策定について	原案 可決	3月19日
〃	議案第34号	教育委員会教育長の任命について	原案 同 意	2月27日
〃	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	原案 適任	2月27日
〃	意見書案 第1号	食品ロス削減に向けてのさらなる取り 組みを進める意見書(案)	原案 可決	3月19日
〃	発議第1号	三股町議会委員会条例の一部を改正す る条例	原案 可決	3月19日

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	内村 立吉	1 三股町文化の祭典について	三股町文化の祭典は、内容はどのようなであったか。また、今後について。	町 長
		2 農業について	① 農相から都道府県に付与する農地の転用許可権限を指定市町村に与える措置について伺う。 ② 本町の近年における荒廃農地、所有者不明農地の状況、再生困難な農地の状況は。 ③ 本町における農作業事故の状況、事故の要因、農機、施設、施設外。 ④ 牛白血病、自主検査について伺う。（児湯市場、JA宮崎中央、小林市場参考） ⑤ 不法投棄について 田、畑への塵、空き缶投げ捨てについて	町 長
2	楠原 更三	1 町史について	① 町史にかけた町長の思い	町 長
			② 予約状況、これまでの周知状況と、今後の周知及び販売計画の予定は。（含 価格設定について） ③ どのような活用を計画しているか。関連質問 ～温故知新として今後の町づくりに影響を与えるものとするのか。 ④ まちづくりの基本原則と町民憲章の関係は。 ⑤ 町史掲載地の案内板設置は～町史編纂事業の仕上げとして（例）梶山城跡への案内板設置は～梶山城への道案内図	教育長
			⑥ 梶山城跡調査整備検討委員会の主な目的、計画、メンバー構成	町 長

2	楠原 更三	2 総合福祉計画（地域福祉）について	<p>① 総合福祉計画素案のパブリックコメントの現状</p> <p>② 地域福祉の中の軽度生活支援の実状</p> <p>(1) 地域福祉でいう「地域」の範囲とは</p> <p>(2) 地域課題解決に取り組む「地域全体」とは何なのか（素案 p. 10）</p> <p>(3) 軽度生活支援を受けている人の数</p> <p>(4) 事業所以外に軽度生活支援を行っている団体名とそれぞれの利用者数</p> <p>(5) 25年問題を前に支援を必要とする人の予想数</p> <p>③ 地域福祉を実現させる地域づくり</p> <p>(1) 自治公民館加入率向上に向けての、全庁的な対処は</p> <p>(2) 軽度生活支援と自治公民館の関係は</p> <p>(3) 自治公民館役員の確保策は</p>	町 長
---	-------	--------------------	--	-----

3	池田 克子	1 防災体制の強化について	① 地区防災計画について、地域への周知を行っているか問う。 ② 地区防災計画の策定について、各地域ごと掌握されているか問う。	町 長
		2 町発展への取組みについて	① SDGs（持続可能な開発目標）をどのようにとらえているか問う。 ② SDGsの達成に向けてどう取り組んでいくのか問う。	町 長
4	堀内 義郎	1 農業施策について	① TPP11とEPAの発効により、本町の農林業への影響が危惧され、対策を講じたいとの事であったが具体策は。 ② 農業の課題解決や農業形態の将来像について、産官学民連携の取組みや「スマート農業」を推進すべきではないか。	町 長
		2 商工業振興（特産品化・六次産業化）について	① 特産品の現状と、「えごま」の特産品化に取り組みたいとあるがどう思うか。 ② 六次産業化の本町の認定件数は。 ③ 特産品化・六次産業化を更に進めるため、加工施設の設置や貸出し、販路促進についての支援は出来ないか。	町 長
5	福田 新一	1 各イベントの経済効果	1 みまたん霧島パノラマまらそん 2 モノづくりフェア 3 まちドラ	町 長
		2 民泊について	民泊新法施行後の取組み状況（本町の活性化に繋がる要素がある。）	町 長
		3 介護士確保について	本町独自の介護士育成システムを。（介護士不足に対し、奨学金制度による本町介護士の確保）	町 長
		4 水道管老朽化対策	南海トラフ巨大地震を予測しての耐震対策や老朽化に対する取換え工事の計画。（本町水道管の地区別、耐用年数状況）	町 長
		5 小・中学校給食の見直し	本町給食の食生活改善と地産地消の推進。（三股町給食の献立表）	教育長

6	森 正太郎	1 旭ヶ丘運動公園について	アスレチック広場が立ち入り禁止になっているが、その理由と今後の展望を問う。	町 長
		2 まちひとしごと情報交流センターについて	① まちひとしごと情報交流センターあつまいの利用状況を問う。 ② 当センターの利用者における、就業の実績を問う。	町 長
		3 五本松住宅跡地の利用について	「空き土地ありきで、何か作ろうとしているのではないか。必要になったときのためにとっておいては」という意見について、どう考えるか。	町 長
7	指宿 秋廣	1 新馬場公園の駐車場について	① 新馬場公園の利用状況はどのように把握しているか。 ② 駐車場が必要ではないか。	町 長
		2 戦争の歴史の啓発について	① 戦争に関係ある施設や資料はどれだけあるか。 ② 都城市と連携して悲惨な戦争の史跡を広く啓発するべきではないか。	教育長
		3 自然災害の取組について	① 先の台風での被害状況はどれほどあったか。 ② 被災した残骸等の処分場は住民に啓発してあるか。	町 長
		4 危険箇所にある公共建物の移転について	① 長田地区の総合的な計画はあるか。 ② 特に第5部の移転を早急にすべきではないか。	町 長
		5 三股町交流拠点施設について	① 平成30年度補正予算の3億円の意味について。 ② ・将来の維持費の考え方はどうなっているか。 ・未来に過度な負担を強いるような計画ではないか。 ③ 将来の人に考えてもらうことは出来ないか。	町 長

三股町告示第4号

平成31年第1回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月22日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成31年2月27日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

新坂 哲雄君	森 正太郎君
楠原 更三君	福田 新一君
池邊 美紀君	堀内 義郎君
内村 立吉君	福永 廣文君
指宿 秋廣君	重久 邦仁君
池田 克子君	山中 則夫君

○3月6日に応招した議員

○3月7日に応招した議員

○3月8日に応招した議員

○3月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成31年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成31年2月27日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成31年2月27日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 平成31年度施政方針表明
日程第4 議案第1号から議案第33号までの33議案及び諮問1件一括上程
日程第5 議案第29号及び諮問第1号の質疑・討論・採決
追加日程第1 議案第34号上程
追加日程第2 質疑討論採決(議案第34号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 平成31年度施政方針表明
日程第4 議案第1号から議案第33号までの33議案及び諮問1件一括上程
日程第5 議案第29号及び諮問第1号の質疑・討論・採決
追加日程第1 議案第34号上程
追加日程第2 質疑討論採決(議案第34号)
-

出席議員(12名)

1番 新坂 哲雄君	2番 森 正太郎君
3番 楠原 更三君	4番 福田 新一君
5番 池邊 美紀君	6番 堀内 義郎君
7番 内村 立吉君	8番 福永 廣文君
9番 指宿 秋廣君	10番 重久 邦仁君
11番 池田 克子君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

去る2月22日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成31年第1回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます議案は、平成30年度補正予算6件、平成31年度当初予算9件、条例改正等12件、諮問1件及びその他6件の計34件であります。これら、提出議案の内容等を踏まえ、慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本日から3月19日までの21日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、意見書案1件及び発議1件が提出されており、本日、本会議終了後、全員協議会の場で議論、調整し、その結果を最終日に追加提案することとしております。

次に、本定例会に提案される議案のうち、議案第29号及び諮問第1号につきましては、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに決定しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月19日までの21日間とすることとし、また、意見書案1件及び発議1件が提出されており、本日全員協議会の場で議論、調整し、その結果を最終日に追加提案することにしたいと思っております。

次に、今回提案される議案のうち、議案第29号及び諮問第1号につきましては、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

〔森 正太郎議員 入場〕

日程第3. 平成31年度施政方針表明

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、平成31年度の施政方針の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。本日、ここに平成31年第1回三股町議会定例会の開会に当たり、平成31年度の町政運営の方針につきまして、私の所信の一端を申し上げます。

私は、昨年の9月の町長選挙におきまして、3期目の町政運営を担わせていただくことになりました。大変光栄に思うとともに、これまで同様、謙虚に誠実に三股町の活性化のために邁進したいと考えています。引き続き、議員各位のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

さて、30年度の町政を振り返ってみますと、町制施行70周年の年であったことから、年間を通して記念行事やイベントを多くの町民の協力・参加を得て、それぞれ盛会裏に開催することができました。そして、各行事を通して本町のすばらしさ、将来性、可能性を再確認するとともに、次代への飛躍・発展を祈念したところです。ご協力を賜った皆さんに深く感謝申し上げます。

ところで、平成の時代は、阪神淡路大震災や東日本大震災、そして熊本地震や今年の北海道胆振東部地震などに代表される地震のほか、台風や火山噴火、西日本豪雨や九州北部豪雨などに見られる集中豪雨により、山地崩壊や洪水などに見舞われ、多数の死傷者が発生する大規模災害が全国各地で頻発しました。また、地球温暖化で危険な暑さと言われる暑さ対策も課題となりつつあります。

本町でも、平成23年には新燃岳の爆発的噴火で町全体が降灰に見舞われました。昨年は、台風24号の直撃による災害が農業用施設等に多数発生し、長田地区では、11時からの1時間雨量120ミリリットルという記録的短時間降水量と発表されました。現在、災害復旧工事に鋭意取り組んでいるところであります。

このようなことから、防災・減災対策、国土強靱化は町政の重要課題と認識しています。このような予期せぬ事態もありましたが、当初及び補正予算で計画した事業は、議会を初め町民の皆様のご理解、ご協力によりほぼ予定どおり実施できました。心から感謝申し上げます。

31年度は、これまでの成果を踏まえ、残された課題、新たな課題に積極的に挑戦し、町の将来像「自立と協働で創る元気なまち、三股」の実現のために、町民の皆様との協働の理念に基づき、情報の共有化を図り、見える行政、伝わる行政を進め、さらに元気で誇れるまちづくりを目指して邁進したいと考えています。

今後とも、議会からのご意見や町民の皆様からの声に耳を傾けながら、全身全霊をかけて町政運営に取り組んでいく所存でございますので、皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は、町政の目標として「自立と協働で創る元気なまち、三股」を実現するため、5つのプロジェクトをマニフェストとして掲げ、実現に努力しているところです。

その一端をご紹介しますと、1つ目の「まちむら元気わいわいプロジェクト」では、中央地区の町営住宅の統廃合を掲げ、29年度に東原団地A棟35戸、30年度にB棟35戸を建設したところであります。そして、五本松団地入居者の移転先の目処も概ね立ったことから、31年度は跡地の利活用について、「健康と賑わいと交流の拠点」と位置づけ、基本構想の策定、具体化に努めるとともに、三股駅と役場周辺、文化会館周辺及び五本松団地跡地を中心市街地と位置づけ、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定にも取り組みます。

交流人口の拡大を図るため、引き続き「みまたん霧島パノラマまらそん」や「モノづくりフェ

ア」、「まちドラ!」、「春祭り」、「ふるさとまつり」等のイベントを開催するとともに、民間の合宿所や民泊との連携を図る取り組みを進めて、町経済の活性化につながります。

過疎対策として、梶山、長田小学校の生徒数確保のため、スクールバスの運行を現行の1台から2台に拡充するとともに、長田、梶山小学校の小規模特認校の魅力化のため学習支援として、児童1人1台のタブレット教育の推進に努めます。また、本町の全小中学校のICT（情報通信技術）活用による学習の魅力化にも年次的・計画的に取り組めます。

安心安全なまちづくりとしては、消防団各部に配備されている小型ポンプが老朽化による機能低下が進んでいることから、昨年とことしの2カ年で小型ポンプの更新を行うとともに、第6部の消防団詰所を第一次避難所である6地区分館に併設することで、消防団の活性化及び町の防災力の向上に努めます。また、災害大国である日本の現状を踏まえ、自主防災組織の強化に努め、安全安心な町を目指します。

2つ目の「産業いきいきプロジェクト」では、本町の基幹産業である農畜産業の発展のため、引き続き中央地区の農地・農道・用排水路等の基盤整備に取り組み、作業の効率化担い手の確保農家の所得向上につなげてまいります。また、6次産業化の取り組みとしましては、商工会や観光協会、霧島会などの団体と連携しながら、ゴマやどぶろく、バイオ茶、カンショのスイーツなどのブランド化に努めるとともに、ふるさと納税の返礼品としても活用してまいります。雇用の場の取り組みとして、30年度に町内外から3社の規模拡大等の進出があり、企業立地の認定をしたところです。

雇用計画では、ことしから5年間で42名の新規雇用が計画されています。

また、若者の県外流出が進む中、若者に人気のある情報系企業の誘致に積極的に取り組んでいくほか、国からの委託事業である実践型地域雇用創造事業では、ネットを活用した仕事の創出や農業の6次化推進のため、セミナーなどを開催し、人材育成や雇用拡大などに取り組めます。

3つ目の「少子・高齢化すくすくプロジェクト」では、子育てに優しいまちづくりとして、放課後児童クラブのあり方について検討するとともに、クラブの民間開設を支援します。乳幼児や子供の医療費助成については、乳幼児の通院・入院医療費の無料化及び昨年10月から実施した小学生の通院医療費についての助成や中学生の入院医療費の無料化は継続してまいります。

養護老人ホーム清流園については、4月からやまびこ会の指定管理から社会福祉法人スマイリング・パークに管理運営が移行しますが、入所者の立場に立って注視してまいります。高齢者の居場所づくりとして、町内に30カ所のサロンを設置し、交流の場、健康づくりの場として活用されています。さらなる配置を目指すとともに、交流・健康づくりの場として活動の活性化を図ってまいります。

障害児・者のワンストップ相談窓口として、元気の杜に設置している障害者基幹相談支援セン

ターの充実については、引き続き取り組んでまいります。

子供の貧困対策については、30年度策定する「三股町子どもの未来応援計画」に基づき、計画的に取り組んでまいります。

4つ目の「スポーツ・文化わくわくプロジェクト」では、アスリートタウン三股づくりの一環として、本町の中心的な運動公園である旭ヶ丘運動公園の陸上競技場については、アグレッシブタウン基本構想に沿って、4カ年計画で大規模改修事業に取り組んでいます。30年度はトラック3コースの全天候型化の整備を行いました。新年度も引き続き、トラックの一部100メートルコースについて全天候型化の整備を予定しております。テニスコートの増設事業については、スポーツ振興助成事業（t o t o）を活用し、3コートの増設を行い、既存の4コートと合わせて7コートとなる予定です。

「文教の町みまた」の推進として、児童生徒の学力向上のため、ICTが活用できる環境整備や教育の情報化、英語教育の充実にも努めるとともに、熱中症対策として、全クラスにエアコンを整備します。小学校の学力向上対策としては、放課後子ども教室の拡大、土曜学習の教育支援を行います。また、三股小学校をモデル校として、放課後に3・4年生の希望者に特化した教育を行い、年次的に全校に拡大する予定です。郷土学習については、町制施行70周年の記念事業として、町史が完成したことからの活用方法について検討してまいります。

5つ目の「エコクリーンさわやかプロジェクト」では、清掃工場が遠方に移転したことからのごみの減量化・リサイクルの推進施策として、電動生ごみ処理購入費補助やコンポスト貸与、EM活性液の配布を引き続き行ってまいります。

また、河川の水質保全として、公共下水道事業に取り組み、加入促進に努め、単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえに取り組むとともに、クリーンアップ三股やエコロジーボランティアなどで、環境美化に引き続き取り組んでまいります。なお、老朽化した衛生センターの移転改築については、地元の理解を得て計画的に改修します。

以上、5つのプロジェクトの概要を説明しましたが、このように各種事業に着実に取り組むことができますことは、議員各位を初め、多くの皆様のご支援の賜物と感謝申し上げます。今後とも、伝統ある自然豊かな三股町の発展のため、全力で諸課題に取り組んでまいりますので、皆様のさらなるご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

さて、国内の経済状況に目を向けてみますと、個人消費については、雇用・所得環境の改善が続く中で持ち直しており、企業活動については、設備投資が増加し生産についても増加するなど、景気は緩やかではありますが、回復傾向にあります。

しかし、次代を担う若者は、都市部へ就職する傾向が非常に強く、人手不足は深刻な課題となりつつあります。町民アンケートによる定住意向調査においては、「ずっと住みたい」と回

答された方が全体の6割以上を占める中で、20代・30代では5割以下になっています。

県内一年少人口比率が高い本町においても、生産年齢人口比率は昭和55年以降30年間減り続けており、平成17年以降は実人数でも減少に転じました。そのため地元企業では人材確保に苦慮しているところであり、地域経済への影響が懸念されるところです。

こうした中、政府は、経済財政運営と改革の基本方針2018において、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を堅持し、平成31年度から33年度までを新経済・財政再生計画における社会保障改革を軸とする基盤強化期間と設定し、社会保障関係費の抑制や非社会保障関係費等について、歳出改革の取り組みを継続することとしています。

地方財政の一般財源総額については、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないように、実質的に同水準を確保することを基本とし地方財政対策を講ずることとし、地方交付税については、前年度比1.1%、1,724億円の増となっています。

本町財政の見通しについては、歳入面において景気の回復傾向から町民税等の若干の増が見込めるものの、国が試算するほどの税収の伸びは見込めないところです。10月からの消費増税については、引き上げ分は、医療・介護及び少子化対策など社会保障政策に要する経費に充てることとされており、実質的に一般財源の増には結びつかないところであります。

歳出面では、過去の投資的事業における公債費の償還や年々増加する扶助費等の義務的経費に加え、公共施設等に係わる維持補修経費や電算システムの改修・維持経費のほか、10月から消費税増税分の経常経費の増加が見込まれます。

また、少子・高齢化社会への対応、循環型社会の構築等、地域におけるさまざまな課題への対応などで行財政需要は拡大しつつあり、さらには局地的豪雨の多発化や台風の大型化、南海トラフ地震といった大規模な自然災害に対する備えなど喫緊の課題となっていることから、財政事情は今後さらに厳しくなると予想されます。

このような状況を踏まえ、31年度予算編成においては、引き続き行財政改革を継続し、さらなる財政の健全化や持続可能な町財政構造への転換に努めるとともに、多様な行政事情への対応を図るため、限られた財源の効率的な配分に努め、真に必要な事業の精選を行ってまいりました。

このため、平成27年度に策定しました「三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に向けて、町民の皆様の協力・理解のもと事業を進めてまいります。

東京から移住した2名の地域おこし協力隊が、地域のさまざまな活動に参加するとともに、まちづくりでよく言われる、よそ者の視点で本町の住みやすさ、魅力、観光などを町内外へ発信することにより、今後は都会からの移住・定住につながることを期待しています。

なお、町政全般においては、まちづくり基本条例を踏まえ、町民の皆様との協働の理念に基づき、情報の共有化を図り、見える行政、伝わる行政を進め、さらに元気で誇れるまちづくりを目

指して引き続き努力いたします。

以上、私の町政運営に当たっての率直な思いを申し上げましたが、これに基づき、31年度の町政運営の柱となる施策について、第5次三股町総合計画の5つのまちづくりの基本方針に沿って概要を申し上げます。

まず、「豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり」であります。

豊かな自然を未来に引き継ぐため、自然環境の保全やごみの減量化、自然と調和したまちづくりを推進するとともに、快適な居住環境整備、災害対策の強化など、住みよい定住環境づくりに努め、それぞれの地域特性に応じた均衡ある発展を推進してまいります。

自然環境の保全としては、環境基本計画に掲げられた環境施策の推進と実効性を確保するために、推進状況の点検・評価を行うとともに、良好な河川環境づくりのために、河川浄化推進員と協力し定期的に河川パトロールを行い、水質汚濁原因の早期発見に努めます。また、合併浄化槽への転換を推進し、生活排水対策に取り組みます。

次に、環境保全活動を推進するため、町民参加による「クリーンアップみまた」や「町内一斉清掃」を実施し、県下一斉ボランティアの日には、町内のボランティア団体やさんさんクラブ、そして一般の方々を交えたエコロジーボランティアなど、町内全域でごみ拾いを行う環境美化活動に対して、町民の理解と関心を高め活動の活性化を図ります。

循環型社会の形成として、ごみ分別の徹底とごみ減量化、リサイクル推進のために、各地区にリサイクルごみ回収指導推進員を配置し、4R運動の推進に努めるとともにコンポストの貸与事業、電動生ごみ処理機の購入補助事業を実施し、ごみの減量化に取り組んでまいります。

公営住宅につきましては、入居者が健康で文化的な生活ができ、安心して暮らすことができるよう、住宅の修繕や耐震診断及び外壁改修などの維持補修に努めてまいります。

建設につきましては、五本松、榎堀、射場前団地の一体的な建てかえを推進するため、新住宅東原団地の建設工事が本年度完了いたしましたことから、31年度より五本松団地の解体工事を進めてまいります。

民間の借家や持ち家については、快適で安心して住み続けられる住環境が必要であることから、耐震性の向上のため、耐震診断や改修工事における設計や工事に対する補助を行い、生活環境の向上のため既存住宅の改善を促進してまいります。

過疎対策につきましては、29年度に拡充した過疎地域定住促進奨励金制度を継続するとともに、地域おこし協力隊や宮崎大学インターンシップ事業などによる外から見た地域の新たな魅力を再発見し、過疎地域への移住・定住の促進につなげていきます。小鷲巣の宅地分譲については、地元と協議しながら進めてまいります。

町道の整備につきましては、町民の生活に密着した道路の利便性、安全性の向上を図るととも

に、児童生徒の通学における通学路安全対策として、30年度は役場前通線、31年度より病院通線の歩道整備を行う計画です。高速道路・高規格道路へのアクセスや大規模災害発生時における代替道路として、島津紅茶園・切寄線の整備や雨水対策を計画的に推進してまいります。

また、橋梁につきましては、法に基づき5年に1回の点検診断により、長寿命化計画を作成しましたので、橋梁修繕などを計画的に行ってまいります。

公園の整備につきましては、町民の健康増進を進めるため、子供から高齢者まで安全に利用できるよう維持管理や修繕を行ってまいります。また、旭ヶ丘運動公園陸上競技場におきましては、施設の老朽化による使用や維持管理に支障を来していること、今後想定される南海トラフ大地震避難場所の役割も担っていることから、31年度も引き続き走路の部分の再整備を進めてまいります。

「コミュニティバス・くいまーる」の運行につきましては、平成30年度の利用者が通学支援便、生活支援便ともに顕著な伸びを示しており、住民生活にも浸透してきているものと考えております。今後も引き続き、中学生などの通学支援や高齢者などの生活支援として、常に事業の検証を行い、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

上水道の整備につきましては、安心安全な水道水を安定的に供給するために、本年度は、老朽化した水源施設及び配水池の計装設備を更新するための実施設計を行うとともに、地震等の災害発生時に施設の被害を最小限に抑え、ライフライン機能を確保するために、基幹管路の耐震化や老朽管の更新を行ってまいります。

また、水道事業は料金収入によって運営される公営企業であるため、今後も水道料金の収納対策に努めてまいります。

公共下水道事業につきましては、町の重点施策に掲げており、河川水質の保全と衛生的で快適な生活環境づくりのために事業を進めています。本年度も植木、山王原、上米地区の管渠整備を行うとともに、昨年度からの継続事業である中央浄化センター増築事業を引き続き行っていきます。

公共下水道の接続率については、55%前後で推移しており、今後も接続推進の取り組みが必要です。本年度も早期接続推進のために委託職員を配置し、管渠整備完了後3年を超えた受益者に対して戸別訪問等を行ってまいります。また、下水道整備について住民の理解を得るための相談会を開催してまいります。

し尿処理施設である三股町衛生センターは、施設の処理機能を保全するために、計画的に施設の点検、検査、修繕を行います。また、搬入し尿等の処理水質の結果と設計基準を比較し、処理負荷及び処理機能を評価する精密機能検査を実施いたします。

新たなし尿・浄化槽汚泥処理施設整備については、臭気対策などについてご理解いただけるよ

うに、今年度も近隣住民への説明会を開催いたします。また、事業実施に向けて町の財政負担を軽減するために、補助事業の採択について関係機関と協議を行ってまいります。

農業集落排水事業につきましては、処理施設の老朽化が進んでいるため、引き続き計画的に設備の更新、点検整備を行い、施設の長寿命化に努めてまいります。

防災対策につきましては、災害を未然に防止し、災害から町民の生命・財産を守るため総合的な防災体制を構築し、町民の安全安心の確保に努めます。

そのためには、消防団の資機材の充実強化、団員の資質向上を図るとともに、災害発生時における応急対策や復旧対策が的確・迅速・円滑に行えるよう、防災教育、防災士の育成に取り組んでまいります。その一環として、今年度は昨年度に引き続き、各部の小型ポンプの更新に取り組むほか、第6消防団詰所を6地区分館に併設する方向で再整備を行うこととしております。

また、災害発生時にスムーズな避難など円滑に対応できるよう、防災訓練の実施及び自主防災組織の育成・支援を行うとともに、ハザードマップの整備を行い防災情報の周知に取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、犯罪の防止に配慮した生活環境を整備し、町民と行政が一体となって、安全で住みよい地域社会の実現を目指します。自分たちの地域は自分たちで守るという町民一人一人の意識を高め、地域の協力のもと、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

交通安全対策につきましては、地域ぐるみで交通安全意識を高め、子供や高齢者を中心とした交通安全教育を継続的に推進します。広域農道を横断する上米公園入り口と勝岡新坂の信号機設置については、引き続き要望してまいります。さらに、町民の安全な交通環境を確保するため、交通安全施策の整備を進めるとともに、関係機関と連携して総合的な交通安全対策に取り組んでまいります。

消費生活問題につきましては、情報化の進展により、消費者を取り巻く環境が日々急激に変化しており、消費者問題も複雑・多様化しております。町民が安心して消費生活を営むことができるように消費者教育を図り、被害防止に努めてまいります。

次に、「歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教まちづくり」であります。

本町に伝わる歴史、伝統、文化を通して、郷土に愛着と誇りを持つ心豊かな人を育む「文教の町みまた」にふさわしいまちづくりを推進してまいります。また、31年度で6回目となります「文教みまたフェスティバル」のさらなる充実に取り組み、「三股町教育の日」の普及啓発を推進してまいります。

まず、生涯学習の推進につきましては、住民のニーズの把握と情報収集により新たな教室を開設するほか、地域コミュニティーの再生・再編・活性化を目的とした学習機会の提供に努めてまいります。

学校支援と放課後等の児童支援につきましては、地域住民や関係団体の協力を得ながら、学校・家庭・地域が一体となった横の連携で、教育の向上に取り組む教育環境づくりに努め、子供の学習や豊かな心の育成とともに、地域の教育力の活性化を図ってまいります。

具体的には、新たに勝岡小学校区に放課後子ども教室を開設し、学校サポート事業、土曜学習事業と一体的に取り組むことで、学校・家庭・地域が相互に連携し、次代を担う豊かなたくましい子供を育てる環境づくりをさらに推進してまいります。さらに、昨年の11月より三股小学校区で先行実施した放課後学習会を、三股中学校においても中学1年生を対象に実施します。

青少年の健全育成につきましては、家庭・学校・地域・行政が、それぞれの役割分担を明確にして連携しながら、「地域の子どもは、地域で見守り育てる」を理念とし、地域ぐるみの教育に努めてまいります。また、次代を担う人材の育成のために、子ども会育成連絡協議会におけるインリーダー及びジュニアリーダーの育成事業を推進するとともに、本町の児童生徒を対象にした国内・海外派遣事業を実施してまいります。

学校教育につきましては、教育基本法の理念と町民憲章の精神を基調とし、知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性を育みます。

まず、基本的な取り組みとして、町内6小学校のほとんどの児童が同じ中学校に進学するという本町の特性を生かし、全小中学校が連携して、「あいさつ運動」や「無言清掃活動」、「郷土学習の充実」など、三股町児童生徒憲章を継承し、小中一貫教育をさらに充実して推進してまいります。

また、平成28年度に研究公開しました「宮崎の子どもの学力を伸ばす総合推進事業」における成果を継承するとともに、昨年度改定した三股町いじめ防止基本方針を徹底させ、学校におけるいじめ防止を総合的かつ効果的に推進してまいります。

さらに、町内の小中学校に在籍している困難さを有する児童生徒への支援や、特別支援教育につきましては、特別支援教育支援員を増員し、引き続き充実させてまいります。

外国語教育の推進につきましては、新学習指導要領の改訂に伴い、平成32年度から小学校における外国語活動が中学年から開始され、高学年では教科化されることとなっております。これを踏まえ、町内の全小学校では、これらを平成30年度から先行して実施してきましたが、この取り組みをさらに深めます。

同じく、外国語授業の時数が増えることから、外国語指導助手4名体制を堅持し、外国語教育の充実に向けた取り組みを推進するとともに、国際社会に対応することのできる能力育成に努めます。

次に、学校教育環境の更なる充実のために、30年度から継続事業として、全ての学校の普通教室等へのエアコン設置を実施して、安全・快適に学習に取り組める学校環境づくりに取り組み

ます。

I C Tを活用した教育授業については、三股町学校 I C T教育環境整備事業基本計画を定め、学習用タブレットパソコンの本格的な配置を始めます。これは、平成 3 1 年度から複数年間をかけて 9 0 0 台程度を配置し、配置比率が少ない学校でも 5 人に 1 台の体制の確立を目指すものです。学習用タブレットパソコンについては、昨年度行った町教育研究所の活用研究の成果と、梶山小学校で試験的に行った効果検証の成果により、十分な活用内容と効果が見込まれています。

さらに、新学習指導要領に沿った「学び方を学ぶ場」としての学校図書室を充実させるため学校図書室の管理システムを三股町立図書館のシステムへ統合移行し、町内の全小中学校を巡回する学校司書による学校間連携を構築して、充実した図書環境による読書量の増進を図ります。

小規模特認校対策として実施している三股小学校区・三股西小学校区の児童を対象したスクールバスの運用については、勝岡小学校区からの要望を踏まえ、梶山小学校・長田小学校へ通学できるスクールバスを 1 台増便して、2 台体制での運用を図ってまいります。これは、少人数でのきめ細かな指導や特色ある教育を求める児童や保護者の期待に応えるとともに、通学児童数の増加による学校や地域の活性化に寄与しようとするものであります。

芸術・文化活動の振興につきましては、文化会館では、町民が芸術・文化・情報に触れ、自ら活動する機会を広げる町民参加型の演劇「まちドラ！」を含め、自主文化事業の充実を図ります。図書館では、住民がさまざまな情報を取得することができるよう、生涯学習の拠点として資料を収集・保存・提供し、乳幼児から高齢者まで全ての年代へ読書推進サービスを行います。そして、今後も町民に親しまれる、町民の芸術・文化活動の拠点として、三股町総合文化施設の効率的な活用を図ってまいります。

文化財の保護と伝統文化の継承につきましては、町制施行 7 0 周年に向けて、三股町史の作成に取り組み、今般、刊行の運びとなりましたが、平成 3 1 年度は、町史全体の充実を図るべく、ご提供いただいた貴重な史料を収録した史料編の作成に着手いたします。

また、梶山城跡に関わる保存及び活用を推進するため、平成 3 1 年度は、専門家で構成する梶山城跡調査整備検討委員会を設置し、さらに調査及び用地取得に努めてまいります。

さらに、町民の文化財に対する愛護意識の高揚を図るため、史跡めぐりや広報紙などで周知・P R 活動をしてまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、本町スポーツ振興のスローガンである「アスリートタウンみまたの創造」の実現を目指した取り組みを進めます。

中でも、スポーツによる情報発信の一つである、「みまたん霧島パノラマまらそんは 5 回目の締めを節目を迎えますので、これまでの大会の成果や反省点を踏まえ、皆様から愛される大会になるよう内容の充実に努めます。

また、旭ヶ丘運動公園陸上競技場の走路及びインフィールドの再整備事業については、平成32年度の完成に向け、継続して事業を推進してまいります。

そのほか、体育施設の有効利活用の促進に努めるとともに、民間の合宿所や民泊との連携により交流人口の拡大に努め、今後も「アグレッシブタウン構想」の着実な実現を図ってまいります。

次に、「やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり」であります。

子供から高齢者まで、全ての町民が生涯を通して健康で安心して暮らすことができるよう、子育て支援、介護予防、健康づくりなどの福祉・介護・医療・保健の連携による総合的なサービスの提供を行うため、各種福祉計画に基づき、心の通い合う福祉のまちづくりに努めてまいります。

まず、子育て支援の取り組みにつきましては、本町は子育てのしやすいまちづくりを目指しており、31年度では、今年度策定します「三股町子どもの未来応援計画」の施策を推進し、将来を担う子供が夢と希望を持って成長することができるように支援してまいります。また、放課後児童クラブ事業の民間開設の支援も行っていきたいと考えております。子育て支援センター事業、町民との協働によるファミリーサポートセンター事業につきましても引き続き推進し、子育てを支援していくこととしています。

さらに、今年度に行いました子ども・子育てアンケート調査の結果に基づき、第2期三股町子ども・子育て支援事業計画を策定し、一人一人の子供が健やかに成長できるように、子育て支援施策を推進してまいります。

次に、障害のある方に対する支援の施策につきましては、障害者のライフステージに応じた適切な支援や関係機関との連携を行い、社会福祉協議会に設置しております障害者基幹相談支援センターの相談支援体制の強化を図り、障害者の方々が抱えておられるさまざまな悩みや不安にきめ細かく対応していけるよう取り組んでまいります。

自殺防止対策においても、専門職を配置した相談事業を実施しており、今後も福祉・消費生活相談センターと連携を図りながら支援を行っていきます。また、生活困窮世帯への支援として、フードバンク事業・学習支援等事業等を推進してまいります。

さらに、今年度策定します総合福祉計画の3つの計画「地域福祉計画」「障害者基本計画」「自殺対策行動計画」の施策を推進し、地域福祉や障害者福祉の向上に努めてまいります。

次に、高齢者福祉施策につきましては、高齢者の方々が、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護、介護予防、医療、生活支援、住まいに係るサービスが包括的に提供される地域包括ケアシステムの推進を図ってまいります。そのために、介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策、多様な生活支援サービス等を推進いたします。具体的には、介護予防として「足もと元気教室」や「こけないからだ体操」等の体操教室、高齢者サロン活動の推進、自治公民館やボランティアなど、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりに取り組んでまい

ります。今後も引き続き、社会福祉協議会の地域生活支援コーディネーターの活動などを通して、関係者との連携・協力を進め、高齢者の日常生活を支援するサービスの充実に努めてまいります。

健康づくりにつきましては、特定健診・特定保健指導、各種がん検診の受診率向上のため、未受診者への受診勧奨を行います。また、医療機関と連携し、生活習慣病の重症化予防に取り組みます。国民健康保険事業の保険者努力支援制度の一環として、新たに「健康マイレージ事業」を実施し、町民の健康づくりの意識向上に努めます。

そのほか、新規事業として、胃内視鏡検診を実施し、胃がん発生の予防、早期発見に取り組んでまいります。また、国の風疹に関する追加的対策により、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、風疹抗体検査及び風疹予防接種第5期に取り組み、風疹の発生及び蔓延を予防します。

次に、「活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり」であります。

農業を基幹産業としている本町では、稲作、畜産、野菜類を組み合わせた複合経営が大半を占めております。その中でも、畜産業は、肉用牛の生産を主体とする経営体が多く、全国的に肉用牛の産地として位置づけられています。

しかし、農業経営者の高齢化や担い手不足、後継者不足は急速に進み、基幹産業とする農業者数の減少は、不耕作農地の発生を招くとともに、農地の保全、管理に大きな課題が生じており、担い手の育成とともに、生産効率、作業効率の高い圃場の整備、集積が緊急の取り組み課題と考えております。

また、T P P、E P Aの発動による農畜産物の価格変動が、経営及び地域経済に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、その影響を最小化するため、柔軟性のある経営感覚を身につけた経営者の育成、新規就農者や後継者が就農しやすい環境づくり、農村集落の課題における集落営農組織の育成、経営形態の法人化など、農業環境の変化に順応できる経営体の育成が必要と考えます。

このようなことから、これからの農業を振興するためには、生産性の高い安定的な農業経営の推進、経営基盤及び生産基盤の強化、主要な農畜産物の振興、次代を担う農業後継者の育成を進めることが必要であると考えます。

本町の農業の主軸である畜産業につきましては、高齢化や後継者不足から生産戸数、飼養頭数が減少しています。その対策として、J A都城を中心に、県・市・町・畜産関係機関による「都城北諸県地区 人・牛プラン」に沿って、再編目標を達成するため具体的な施策や対策を進めてまいります。

また、生産性の高い安定的な畜産経営を推進するため、積極的な家畜改良の推進、計画的なワクチン接種、自主防疫啓発活動を進めるとともに、新たにI C Tを活用した牛の生産性を高める

取り組みと飼養管理の効率性をさらに高めるため、飼料生産・確保のあり方について、飼料生産分業化に係る調査、分析に着手します。経営基盤、生産基盤の強化にあっては、規模拡大、新規就農による牛舎施設等の整備を「畜産クラスター関連事業」を活用し、積極的に進めるとともに、土地利用型畜産経営を引き続き進めてまいります。

また、都城・北諸県圏域の産地としてのさらなるPR事業として、乳用牛においては、2020年度にJA都城家畜市場で開催される「2020第15回全日本ホルスタイン共進会九州・沖縄ブロック大会」に向けた施設整備や出品対策への取り組みを全日本ホルスタイン共進会対策事業により新たに実施し、肉用牛においては、4年後に鹿児島県で開催される全国和牛能力共進会に向けて、引き続き新規種雄牛の造成及び繁殖牛の整備を「三股町で育む日本一種雄牛造成事業」により努めてまいります。

次に、農産物の生産振興についてであります。水田農業につきましては、米の生産調整廃止に伴い予測される米の需給動向と価格動向を注視しつつ、本町の作付・生産動向の変化に対応するため、引き続きブロックローテーションを根幹とした水利調整と転作田のさらなる有効活用を推進することを目的とした産地づくり支援事業を継続しつつ、地域営農集団が積極的に水田調整活動に取り組めるよう支援する施策に取り組んでまいります。

露地野菜、施設野菜・果樹につきましては、生産性の高い安定的な経営推進と生産基盤の強化を図るための取り組みを進めてまいります。露地野菜においてはカンショ、里芋、大根等の加工用品目の増産が省力的に図られるよう、産地パワーアップ事業等を活用し、機械、施設の整備を進めてまいります。施設野菜・果樹においては、施設園芸振興対策事業により、基幹品目であるキュウリを主体に附帯施設の整備を進め、マンゴーにあっては、増産を目的とした施設の増築を進めてまいります。また、南九州大学との連携による「六次産業化戦略作物営農定着推進事業」を継続し、本町の新たな営農品目としてゴマ、プチヴェールの生産基盤の安定、強化と特産化に結びつく取り組みを進めてまいります。

さらに、人材育成の対策としましては、経営感覚にすぐれた人材、担い手を育成するための受け皿として、人・農地プランに基づく地域や各種農業集団との交流の場を積極的に設けるとともに、自立、独立経営体を支援する新規就農支援事業、農業次世代人材投資事業などを積極的に活用し、新規就農を引き続き支援してまいります。また、人材育成の一環である担い手の働きやすい環境を整備する上で、農地の基盤整備は必要不可欠であります。その一環として、中央地区の沖水川左岸に広がる水田を本町のモデル地区に位置づけ、平成30年度に三股町中央地区左岸基盤整備事業推進委員会を設立し、平成31年度は事業計画の策定を行うための調査設計に取り組むことにしており、農地中間管理機構事業とあわせて段階的に基盤整備を進めてまいりたいと考えております。

中山間地域につきましては、有害鳥獣による農産物の被害増大に対し、駆除班として猟友会が対処しているところではありますが、会員の高齢化、担い手不足により十分な対応が困難な状況であることから、三股町有害鳥獣対策協議会による、担い手の育成、強化とその対策に取り組んでまいります。

生産基盤の強化につきましては、担い手の生産効率を高めるため、特に水田の農地基盤整備の必要性とそのあり方について、人・農地プランに基づき、農地中間管理事業地域推進チームを中心に進めてまいります。また、畑地については、畑地かんがい事業での整備を進めるとともに、営農品目、営農形態の定着を図る一方、用水の多面的利用のあり方についても検討すべき課題であります。また、生産効率を上げるための基盤強化として、先進的な機械・施設等の整備は必要不可欠であり、共同性、分業制の双方の視点から投資効果の高い整備、体勢を進めてまいります。

生産基盤の管理につきましては、住民参加型の多面的機能支払交付金事業を積極的に活用するとともに、土地改良区との連携、協働により農地、用排水の維持・管理を進めてまいります。また、農地の流動化については、農業委員会の農業委員、農地利用最適化推進委員が積極的な集積、集約及び担い手支援活動ができるよう担い手への農地流動支援システムを構築し、農地相談員と連携・協調して円滑な農地流動に努めてまいります。

本町の7割を形成する山林は、水源涵養のほか多面的な機能を有しております。その約7割が杉などの人工林であり、35年生以下の若い森林が約4割を占めていることから、保育・間伐を適正に実施していくことが重要となっています。

このため、木材資源を循環的に利用する観点から、多様な木材需要に対応するため、長伐期施業や育成複層林施業の誘導など、人工林の適切な施業を実施してまいります。

また、森林法の改正により、新たに町の森林管理システムを構築することとなっており、その基盤となる林地台帳システムを整備することで、民有林の適切な施業・管理を実施するとともに、就業環境の整備や林業後継者の育成を推進してまいります。

さらに本町では、民有林の約半分を所有する株式会社総合農林とその親会社である大栄環境株式会社と「山林に関する環境保全協定」を締結しておりますが、森林の有する公益的役割を重視し、町民・企業・行政が一体となった森林環境保全活動の新たな取り組みを進めてまいります。

水産業につきましては、ヤマメ養殖などの内水漁業が行われています。町内の河川環境については、まだ一部の範囲で悪化が見られることから、美しい川と清浄な水の里づくりに取り組み、あわせて町淡水漁業協同組合を中心とした稚魚などの放流により内水漁業の振興を図ります。また、イベントなどを通して、河川浄化や内水漁業に対する理解を図ってまいります。

次に、商工業の振興についてであります。本町では、今年度3社の企業立地認定を行い、雇用創出の面では明るい兆しはありますが、人手不足やIT関連事業所等へのアプローチ等の課題も

あることから、商工団体との連携に加え、実践型地域雇用創造事業による新たな雇用拡大、人材育成、雇用創出に取り組んでまいります。

また、商工会と地域おこし協力隊員が中心となり取り組んでいる三股ブランドアンバサダー（親善大使）事業については、事業者と町内外の消費者の協働による商品開発や既存商品のブラッシュアップを図る取り組みであり、町の経済活性化及び町の応援団をふやすことにもつながることから支援してまいります。

さらに、空き店舗活用事業の周知を図り、新規事業者の参入を促すことで町のにぎわいを創造し、商業の活性化を図ります。物産館「よかもんや」につきましては、農商工連携及び観光情報発信の拠点施設として活用してまいります。

6次産業化の取り組みとしましては、町内で製造されるどぶろくが定着していますが、どぶろくを使い好評を博していた「どぶろく大福」の店舗が閉店したことは大きな損失でありました。事業承継が伝統産業や商工業の継続にとって大きなテーマとなりつつあります。

また、「みまたんごまプロジェクト」では、生産から加工・販売までの一貫した流れの中で、多種・多様な商品が開発されており、県内外の催事で商品のPRを実施し、商談とあわせて本町の特産品紹介や観光PRの一翼も担っております。しかしながら、原料の質・量の安定確保が課題となっているため、今年度からゴマの生産量を拡大するための新規及び規模拡大に対する支援事業を実施しております。

現在、6次化の商品として、バイオ茶を餌に使ったバイオ茶ポークやどぶろくのこうじを漬けた豚肉などが既に販売されております。さらに、本町独自の営農品目として「プチヴェール」を定着させるとともに、茎・葉を粉末に加工処理し、副産物として新たな商品開発に取り組んでまいります。

また、新商品の開発や既存商品のリニューアル化を図るみまた地域ブランド発信事業については、引き続き取り組んでまいります。さらに、これらの開発商品をふるさと納税の返礼品として活用することで、販路拡大や本町のPRに努めてまいります。

工業の振興に関しましては、商工会の工業部会との意見交換会などを開催するとともに、工場が立地している蓼池地域の道路及び排水施設の整備を年次的に取り組んでいます。また、中小企業特別融資制度による地場産業の振興や雇用の場の確保などに努めるとともに、28年度に充実を図った企業立地奨励制度の普及啓発に努めます。また、都城地域企業立地推進協議会との連携による企業誘致活動に積極的に取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、インバウンド事業により多様化する観光客のニーズに対応できる受け入れ体制を整備するため、町内事業所向けの「おもてなし語学（中国語・英語）セミナー」を引き続き開催します。

本町には、溪谷美や新緑・紅葉が誇れる長田峡公園や、親水環境を景勝地とする矢ヶ淵公園、花々で来園者を魅了する椎八重公園、上米公園、しゃくなげの森などの景勝地があります。これらの景勝地と陶芸アトリエロード、史跡などの物的・人的資源を活用し、年間を通じて親しめる観光地づくりが課題であります。

本町では、早馬まつり、「まちドラ!」、ものづくりフェア、ふるさとまつり、よかもん朝市、みまたん霧島パノラマまらそんなど、地域住民はもとより、町内外の人が参加できるイベントがたくさんあります。これらのイベントや観光地、史跡などとリンクさせることで、課題解決に結びつかないか検討してまいります。

さらには、広域エリアにおける観光ネットワークへの積極的な参加を進め、海外からのクルーズ船の寄港などによる、外国人観光客に向けた戦略的な観光地づくり・名所づくり、イベントなども企画・検討してまいります。

次に、「人々の英知で支える自主自立のまちづくり」であります。

自主自立のまちづくりのためには、町民と行政の新たなパートナーシップを確立し、町民の視点に立った行政改革や健全財政の確立、広域的連携の強化などの取り組みが必要です。

そのために、町民の積極的な参加のもと、町民の創意工夫により、あすの三股を築くまちづくりを進めてまいります。町民のまちづくりへの参加については、まちづくり基本条例にうたわれている町民との「協働」を基本方針に、自治公民館組織や各種団体、町民がまちづくりへ参加しやすい体制を検討してまいります。現在、町では町民による協働事業として、「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」を毎年公募するとともに、公益的な美化活動に対してトラックや草刈り機など町の備品を貸し出す備品等貸出事業や、町道や公園の草刈り作業に対して奨励金を支給する道路等環境整備事業、公園等環境整備協働事業を行っているところです。

また、審議会や地域・社会活動団体における意思決定の場への女性及び若年層の参画促進を図るほか、町民の公募による審議会などへの登用やパブリックコメントを実施するとともに、就任以来継続して実施している地区座談会などにより、町民の意向・意見を参考にしながら、創意と工夫が生かされた町政運営に引き続き努めてまいります。

さらに、町の公式WEBサイト、ふるさと納税特設サイト、移住・定住特設サイト、観光ホームページ、フェイスブックなどを通して、全国に三股の情報発信を行うとともに、ふるさと納税を通じて町の応援団をふやしてまいりたいと考えております。

行政改革の推進につきましては、第6次三股町行政改革大綱に基づき、一層の改革改善と職員の意識改革に引き続き取り組むこととします。

また、社会保障・税番号制度（マイナンバー）につきましては、特定個人情報の運用管理に万全を期すとともに、引き続き制度の理解を得るための町民への広報活動に取り組んでまいります。

健全な財政運営につきましては、引き続き行政改革による経費の削減に取り組むとともに、町の基幹収入である町税の適正かつ公平な課税に取り組んでまいります。情勢の変化や少子高齢化を考慮し、三股町総合計画後期基本計画、3カ年実施計画、公共施設等総合管理計画などに基づいた、持続可能な中長期的視点に立った財政計画を策定し、財源の計画的・重点的な配分を行い、世代間の公平性を確保してまいります。

なお、まち・ひと・しごと総合戦略の期間は、31年度が終期であることから、基礎調査から策定までを、町総合計画後期基本計画については、終期が32年であることから、31年度は基礎調査を行う予定であります。

広域行政につきましては、都城市、曾於市、志布志市と都城広域定住自立圏を形成し、救急医療の充実や産業の振興、観光振興、人材育成、教育・文化、防災・消防、地域公共交通等について連携協力して圏域の活性化を図ります。

特に、若者の圏域外への流出に対処するため、3市と共同で移住・定住パートナーシップ事業に取り組み、地元の高中生やU I J ターン者などを積極的に採用する企業と連携しながら、地元企業への就職、定住へとつなげてまいりたいと考えております。

また、「経済・防災・命」の道となる都城志布志高規格道路は、ことし3月に横市・平塚間が供用開始となり、総延長44キロの約5割が開通することになります。定住自立圏では早期全線開通を目指すとともに、結節地域である都城インターチェンジ近郊への企業立地の促進や、志布志港の活用による海外を視野に入れたグローバルな取り組みなど、圏域の産業や観光の振興を図るため、今後も地場企業の育成や圏域外からの交流促進等の取り組みを推進してまいります。

以上、私の所信の一端を申し上げましたが、身の丈に合った行財産運営を心がけるとともに、町民の目線、感覚で町民参加のもと、町民の皆様との交流と対話を重ねながら、積極的（アグレッシブ）に活力と魅力あるまちづくりに誠心誠意努力してまいり所存であります。

議員の皆様を初め、町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。どうかよろしく願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） これより11時15分まで本会議を休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時17分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第4. 議案第1号から議案第33号までの33議案及び諮問1件一括上程

○議長（池邊 美紀君） 日程第4、議案第1号から議案第33号までの33議案及び諮問1件を

一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 平成31年第1回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号「三股町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により、番号法で定められていない町独自の事務において個人番号を利用する場合や個人番号を利用する事務において、同一機関内で特定個人情報の連携を行うためには条例で定める必要があります。

本案は、個人番号の利用及び提供を行う事務について、公営住宅の管理事務を削除し、新たに寡婦医療費助成事務と就学援助事務を追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、2つの事項について改正を行うもので、まず、高齢者福祉・介護保険運営協議会委員につきましては、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱、地域包括支援センター運営協議会設置要綱及び地域密着型サービス運営委員会設置要綱の3要綱を廃止し、高齢者福祉・介護保険運営協議会設置要綱に統合したことに伴い改正するもので、次に、三股町立中学校部活動指導員につきましては、学校教育法施行規則の改正により部活動指導員が新たに規定され、平成31年度より国等の補助制度が始まるのに伴い、新たに規定するものであります。

次に、議案第3号「三股町土地開発基金条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、基金の額5億円を2億円に改正するもので、公共用に供する土地をあらかじめ取得する大型案件がほぼ終了したことから改正するものであります。

次に、議案第4号「三股町交流拠点施設整備基金条例」についてご説明申し上げます。

本案は、五本松住宅跡地を活用した健康と賑わいと交流の拠点となる施設整備を図るため、基金を設置するものであります。

次に、議案第5号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、植木児童プール、南部児童プール、長田児童プール、櫟田児童プール、餅原児童プー

ルの用途廃止に伴い改正するものであります。

次に、議案第6号「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、平成31年4月1日より、学校教育法の改正により、専門職業人の養成目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学の制度が設けられることに伴い改正するものであります。

次に、議案第7号「三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の全部を改正する条例」及び議案第8号「三股町寡婦医療費助成に関する条例の全部を改正する条例」について、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

これらの2議案は、平成30年10月から子ども医療費助成事業を拡充したことにより、子ども医療費助成に関する条例の一部改正したことに伴い、条例の形式に合わせるために改正するものであります。

次に、議案第9号「三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の単価の改定等、所要の改正を行うものです。

次に、議案第10号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、五本松団地等の集約建てかえに伴い、新たに東原団地B棟を追加し、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、上米公園パークゴルフ場を利用する場合の使用料を改定するとともに、規定した料金の範囲内において指定管理者が料金を定めることができるようにするため、改正するものであります。

次に、議案第12号「三股町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、平成31年4月1日より、学校教育法の一部を改正する法律等の施行及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行により、水道事業の布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格について、所要の改定を行うものであります。

次に、議案第13号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明申し上げます。

本案は、会計年度末を控えて、その決算に備え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により補正するものであります。

歳入歳出予算の総額110億2,417万4,000円に、歳入歳出それぞれ6億2,063万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億4,481万円とするものであります。

まず、歳入について、主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、障がい者福祉費負担金、住宅費補助金などを増額補正し、被用者児童手当負担金、道路橋梁費補助金などを減額補正するものです。

県支出金は、障がい者福祉費負担金などを増額補正し、被用者児童手当負担金などを減額補正するものです。

繰入金は、実績見込みにより公共施設等整備基金取り崩し額を減額補正し、額の改定により土地開発基金を取り崩すものです。

町債は、実績見込みにより農林水産業債を減額補正し、学校空調機設置に伴う教育債を増額補正するものです。

次に、歳出について、主なものをご説明申し上げます。

総務費は、事務事業の実績見込みにより不用額を減額補正するものです。

民生費は、障がい児施設給付費などを増額補正し、児童手当費などを減額補正するものです。

衛生費は、実績見込みにより予防接種委託料などを増額補正し、し尿処理施設基本設計等委託料などを減額補正するものです。

農林水産業費は、実績見込みにより畑地帯総合整備事業負担金を減額補正するものです。

土木費は、実績見込みにより工事請負費などの不用額を減額補正するものです。

教育費は、学校空調機設置工事などを増額補正するものです。

諸支出金は、交流拠点施設整備基金の新設などにより、積立金を増額補正するものです。

次に、「第2表繰越明許費」は、産地パワーアップ事業など、合わせて6事業を繰り越すものです。

「第3表地方債補正」については、町立学校空調機設置事業を追加し、畑地帯総合整備事業は、実績見込みにより、それぞれ限度額を変更するものです。

次に、議案第14号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億7,141万2,000円に歳入歳出それぞれ3,621万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億762万5,000円とするものです。

歳入の主なものとしましては、保険給付費等交付金を増額補正するもので、歳出の主なものとしましては、一般被保険者療養給付費を増額補正し、退職被保険者等療養給付費及び退職被保険

者等高額療養費を減額補正するものです。

次に、議案第15号「平成30年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億7,126万2,000円に歳入歳出それぞれ465万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,591万2,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、保険料を増額補正するもので、歳出の主なものとしましては、広域連合納付金を増額補正するものです。

次に、議案第16号「平成30年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとに金額の補正をするものであります。

歳入の主なものとしましては、国庫補助金及び県補助金を増額補正し、介護保険料、支払基金交付金及び一般会計繰入金を減額補正するもので、歳出の主なものとしましては、包括的支援事業・任意事業費を増額補正し、介護予防事業費を増額補正するものです。

次に、議案第17号「平成30年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2,112万1,000円から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,012万1,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、予防給付費収入を減額し、一般会計繰入金を増額補正するもので、歳出の主なものとしましては、居宅介護支援事業費を減額補正するものです。

次に、議案第18号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額6億3,642万1,000円から歳入歳出それぞれ1億4,361万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,280万9,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、負担金を増額補正し、国庫補助金及び町債を減額補正するもので、歳出の主なものとしましては、総務管理費の負担金を増額補正し、事業費の委託料及び工事請負費を減額補正するものです。

次に、「第2表繰越明許費」は、公共下水道事業費の事業計画策定委託料を890万円繰り越すものであります。

「第3表地方債補正」については、実績見込みにより限度額を減額するものです。

次に、議案第19号「平成31年度三股町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

31年度の予算編成に当たっては、予算編成方針にのっとり、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て、予算編成を行ったものであります。

我が国の経済財政状況は、景気の緩やかな回復基調が続いており、雇用・所得環境の改善が続いていますが、今後、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響が懸念されています。

こうした状況に対し政府は、経済財政運営と改革の基本方針2018において、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、新経済・財政再生計画における改革工程表には、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込んでいます。

また、2025年度に基礎的財政収支の黒字化を目指していることから、主要分野において、歳出効率化や経済効果の高いモデル事業の全国展開を進めるほか、地域差や取り組み状況を見える化し、改革努力の目標として活用する取り組みへ予算の重点配分が推進されます。

地方財政の一般財源総額については、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本とし地方財政対策を講ずることとし、地方交付税については、前年度比1.1%、1,724億円の増となっています。

さらに、歳出改革に当たって、行政手続の電子化の徹底等により行政コストを2割以上削減するほか、公共調達の改革、多様なPPP、PFIや地方行政サービスの民間委託などの取り組みを加速・拡大し、また、行動変容に働きかける取り組みを加速・拡大する観点から、成果をより定量的に把握できる形にKPIを見直すなどとされていることから、各分野での制度改正等の動きに十分留意する必要があります。

本県の財政事情については、平成31年度当初予算編成方針の中で、これまでの財政改革の取り組みにより、県債残高の減少など改善が図られてきましたが、今後、年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、さらには国体開催に伴う施設整備等に多額の財政負担が見込まれており、引き続き厳しい財政状況が続くとされています。その上で、限りある財源を効果的に活用するため、各種事業の整理統合による効率化と重点化を進め、市町村の役割分担や財政力を考慮した制度見直しを行うとされています。

このような国の動向や県の情勢を踏まえた平成31年度の本町財政の見通しについては、歳入面において、景気の回復傾向から町県民税等の若干の増が見込めるものの、税収の大幅な伸びにはつながりません。

また、地方消費税交付金については、4億2,200万円余りを見込んでいますが、平成26年4月の消費税法の改正に伴う引き上げ分については、医療、介護及び少子化対策など社会保障政策に要する経費に充てることとされており、また、本年10月の消費税法の改正に伴う引

き上げ分については、後年度からの交付となるため、実質的に一般財源の増には結びつきません。

また、地方交付税については、地方財政の一般財源総額を、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保することを基本とし地方財政対策を講ずることとし、平成30年度に対し1.9%増額される見込みです。

歳出面では、過去の投資的事業における公債費の償還や年々増加する扶助費などの義務的経費に加え、公共施設等にかかわる維持補修経費や各種制度導入及び改変等に伴う電算システムの導入及びシステムの維持経費を含め、物件費等の経常経費の増加が見込まれます。

また、少子高齢化社会への対応、循環型社会の構築など、地域におけるさまざまな重要課題の顕在化によって行財政需要が一層増加し、さらには局地的豪雨の多発化や台風の大型化、南海トラフ地震といった大規模自然災害に対する備えとして、耐用年数を超えたものも含め老朽化した各種公共施設等において、大規模修繕や耐震化改修事業等の実施が喫緊の課題となっていることから、財政事情はさらに厳しい状況になるものと思われまます。

平成31年度においては、第5次三股町総合計画後期計画に基づき、まちの将来像「自立と協働で創る元気なまち三股～地域主権の到来を見据えた、町民総参加のまちづくり～」の実現に向け、町民生活の向上と町土の均衡ある発展を図るため、引き続き諸施策の着実な推進が求められます。また、特色ある・個性あるまちづくりに努め、時代の変化に柔軟かつ迅速に対応し、常に町民との協働の視点を意識し、創意工夫を凝らした施策の展開が必要となります。

これらを踏まえ、平成31年度当初予算の編成におきましては、行財政改革の継続、さらなる財政の健全化、持続可能な町財政構造への転換に努めるとともに、多様な行政需要への対応を図るため、町民の理解と協力を得ながら中長期的視点に立ち、限られた財源をより効果的に生かせるよう、真に必要な事業のこれまで以上の精選を行い、また、基金については、平成31年度末残高を見据えた取り崩しを行い、本町歳入に見合う予算規模の範囲において、各種事務事業の統合力をもって本町の魅力を最大限発揮できるよう予算編成を行いました。

まず、第1条において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101億円と定めるものがあります。

「第1表歳入歳出予算」の概要についてご説明申し上げます。

平成31年度は、対前年度比1.9%、2億円の減となっています。

歳入のうち、自主財源は34億9,352万4,000円で構成比34.6%、依存財源は66億647万6,000円で構成比65.4%となっており、前年度より依存財源の割合が1.4ポイント減、額は2億7,753万7,000円減少しております。

次に、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費が55億5,328万7,000円で構成比55%、経常的経費が39億9,670万1,000円で構成比39.6%、投資的経費

が5億5,001万2,000円で構成比5.4%となっており、前年度より投資的経費の割合は減少しているものの、義務的経費、経常的経費は増加しております。

次に、「第2表債務負担行為」については、新たに情報システムリプレースほか5つを設定するものです。

次に、「第3表地方債」については、第6部消防団詰所整備事業、臨時財政対策債ほか、総額で4億2,506万9,000円の借入れを予定しているものであります。

次に、歳出予算の投資的事業の主なものについてご説明申し上げます。

島津紅茶園切寄線改良事業ほか道路整備事業1億3,764万5,000円、旭ヶ丘運動公園整備事業4,000万円、新規事業として町営住宅簡易平屋団地解体工事4,919万8,000円、第6部消防団詰所新築工事2,303万1,000円など、総額で5億5,001万2,000円の投資的事業の予算となっております。

次に、投資的事業以外の新規事業及び重点取り組み実施事業についてご説明いたします。

総体的には、三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な取り組みを各部署に予算化しています。

主な新規事業としましては、都市の将来像を実現するための立地適正化計画策定業務委託497万2,000円、すみれ保育園増築に伴う保育所等整備交付金事業3,308万7,000円、健康づくりに取り組む人を応援する健康マイレージ事業57万円、防災メールを一斉多重配信する防災情報配信システム再構築委託440万円などに取り組みます。

また、重点取り組み事業として、引き続き、子ども医療費助成事業、施設型給付費事業、塵芥収集運搬事業、学校ICT教育環境整備事業、スクールバス運行事業などに取り組んでいきます。

最後に、町が進める各種まちづくり施策に、ふるさと未来寄附金を有効活用することによって、三股町を応援してくださる町外の多くの方々のご厚意に応えさせていただきます。

次に、議案第20号「平成31年度三股町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億4,668万4,000円とするもので、対前年度比2.7%、7,802万7,000円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、対前年度比で、県支出金が0.6%、繰越金が102.9%の増となっております。

歳出の主なものとしましては、対前年度比で、保険給付費が0.5%、国民健康保険事業納付金が9.9%の増となっております。

次に、議案第21号「平成31年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億7,938万9,000円とするもので、対前年度比4.5%、1,210万3,000円の増となっております。

歳入につきましては、保険料、一般会計繰入金を、歳出につきましては、広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものであります。

次に、議案第22号「平成31年度三股町介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ22億9,387万8,000円とするもので、対前年度比1.6%、3,546万6,000円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、対前年度比で、保険料が1.1%、支払基金交付金が1.6%、県支出金が1.9%、繰入金が7.6%の増、国庫支出金が2.3%の減となっております。

歳出の主なものとしましては、対前年度比で、総務費が4.6%の減、保険給付費が1.5%、地域支援事業費が6.9%の増となっております。

次に、議案第23号「平成31年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,855万8,000円とするもので、対前年度比7.4%、127万9,000円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、繰入金が52.1%の増で、歳出の主なものとしましては、総務費が19%の増となっております。

次に、議案第24号「平成31年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,407万1,000円とするもので、対前年度比11.3%、560万8,000円の減となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものとしましては、職員給与費、施設管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第25号「平成31年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,758万8,000円とするもので、対前年度比0.5%、18万8,000円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものとしましては、施設管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第26号「平成31年度三股町公共下水道事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、公共下水道を整備し、生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質改善を図るため本事業を推進しているところであります。

平成31年度も、引き続き事業計画区域内の未整備地域の管渠工事や供用開始区域での接続率向上に努めるほか、中央浄化センター増築事業の水処理施設工事を、昨年度からの継続費で実施してまいります。

本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億4,524万円とするもので、対前年度比18.7%、1億4,883万8,000円の増となっております。

歳入の主なものとしましては、施設使用料が9,827万4,000円、国庫補助金が3億6,000万円、一般会計繰入金が1億4,893万9,000円、事業債が3億3,320万円を予定しております。

歳出の主なものにつきましては、事業費の委託料が4億2,785万2,000円、工事請負費が2億9,522万円、公債費が1億4,640万8,000円を予定しております。

次に、「第2表地方債」については、公共下水道事業債として3億3,320万円の借入れを予定しているものであります。

次に、議案第27号「平成31年度三股町水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

水道事業は、安全で良質な水を安定的に供給することに努めているところであり、地方公営企業の予算においては、企業の効率的運営に主眼を置き予算編成しております。

まず、第2条に業務の予定量として、給水戸数を1万1,355戸、年間総給水量を253万3,527立方メートル、1日平均給水量を6,941立方メートル予定しています。

次に、第3条において、収益的収入及び支出として、収益は4億2,627万6,000円を予定し、このうち主なものは、給水収益の3億7,537万8,000円であり、収入全体に占める割合は88.1%となります。また、費用は3億8,167万4,000円を予定しており、このうち主なものは、職員給与費5,975万3,000円、委託料3,284万5,000円、動力費3,076万5,000円、減価償却費1億5,179万6,000円、企業債利息2,818万5,000円を予定しております。

次に、第4条において、資本的収入及び支出として、収入は1,312万1,000円を予定し、このうち主なものは、一般会計負担金1,311万9,000円を予定しております。一方、支出の総額は2億2,927万8,000円を予定し、このうち主なものは、施設費1億1,367万2,000円、固定資産購入費1,342万2,000円、企業債償還金9,888万7,000円を予定しています。

なお、第4条予算の収支不足2億1,615万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

次に、議案第28号「指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

本案は、三股町在宅老人デイ・サービスセンターの指定管理者として、社会福祉法人三股町社会福祉協議会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第29号「教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、教育委員の任命について、議会の同意を求めるものであります。

教育委員は、「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの」の選任が望ましく、また、「委員の年齢、性別、職業等に偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人）である者が含まれるようにしなければならない」とされております。

現教育委員の屋敷和久氏が、平成31年3月31日付をもって任期満了となるところであり、引き続き最適任者であると考え、提案するものであります。

次に、議案第30号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、宅地分譲の開発行為に伴う1路線について、新規路線認定を行うものであります。

次に、議案第31号「三股町総合福祉計画の策定について」ご説明申し上げます。

本案は、本町における福祉施策を明らかにするとともに、その実現に向けた具体的な施策の方向を示すものとして、平成26年3月に策定した三股町総合福祉計画の改定計画となるものです。本計画は、社会福祉法に基づく三股町第3期地域福祉計画、障害者基本法に基づく三股町第3次障害者基本計画、自殺対策基本法に基づく三股町第2期自殺対策行動計画を包含し、平成31年度から平成35年度までの5カ年を計画期間として策定するもので、三股町議会基本条例第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第32号「三股町子どもの未来応援計画の策定について」ご説明申し上げます。

本案は、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱に基づき、本町の子供たちが将来の夢や目標の実現に向かって、自分の能力や可能性を伸ばすことができるよう包括的な支援を行う体制を整備することを目的とし策定するものです。本計画は、平成31年度から平成35年度までの5カ年を計画期間として策定するもので、三股町議会基本条例第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第33号「三股町住生活基本計画の策定について」ご説明申し上げます。

本案は、住生活基本法に基づき、前計画が平成30年度をもって期間の最終年を迎えることから、平成31年度からの10年間を計画期間として策定しましたので、三股町議会基本条例第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し同大臣が委嘱することになっております。

現在、人権擁護委員であります栗畑美余子氏が、平成31年6月30日付をもって任期満了となるところであり、引き続き推薦いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、33議案と諮問1件について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

1件ほど訂正をさせていただきます。

議案第16号でございます。「平成30年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてのご説明の中で、歳入の主なものとしまして説明いたしましたが、最後のところで、歳入、そして歳出の主なものということで、包括的支援事業・任意事業費を増額補正し、「介護予防事業費を増額補正するものです」と、増額と申し上げました。これは減額の間違いでございました。おわびして訂正させていただきます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） ここで、補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第29号、教育委員の任命について説明をいたします。

屋敷和久氏につきましては、平成16年4月からひかり保育園園長、平成19年4月から光明寺住職を務められております。また、現在、宮崎県保育連盟連合会人権委員会委員、宮崎県学童保育連盟幹事をされておまして、本町教育委員といたしましては1期と6カ月、委員をお願いしているところでございます。教育委員の任期につきましては4年となっております。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」ご説明いたします。

町が人権擁護委員を推薦するに当たりまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、人権擁護委員の任期は1期3年となっております、本町の人権擁護委員の数は6名となっております。

以上、補足説明を終わります。

日程第5. 議案第29号及び諮問第1号の質疑・討論・採決

○議長（池邊 美紀君） 日程第5、議案第29号及び諮問第1号の質疑、討論、採決を行います。

お諮りします。議案第29号及び諮問第1号は人事案件ですので、質疑、討論を省略して直ち

に採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略して直ちに採決を行います。

まず、議案第29号「教育委員会委員の任命について」を議題として採決を行います。

議案第29号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり同意されました。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題として採決を行います。

諮問第1号は、原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任と可決されました。

これより、しばらく本会議を休憩します。

午後0時00分休憩

午後0時03分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

お諮りします。ただいま町長より議案第34号「教育委員会教育長の任命について」が追加提案されました。これを日程に追加し、本日全体審議で措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。

それでは、議事日程表の日程第5の次に追加日程第1、議案第34号上程とご記入願います。

続きまして、議事日程表の追加日程第1の次に議案第34号質疑討論採決とご記入願います。

これより議案書配付のためしばらく本会議を休憩します。

午後0時03分休憩

午後0時04分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

追加日程第1. 議案第34号上程

○議長（池邊 美紀君） 追加日程第1、議案第34号上程議案第34号の提案理由の説明を求め

ます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 本日追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。議案第34号「教育委員会教育長の任命について」御説明申し上げます。「現教育長であります宮内浩二郎氏から本年3月31日をもって教育長を辞職する願いが提出され、2月25日の教育委員会において同意を得て、私も町長として同意したところでございます。氏の6年間の本町の教育振興に対する情熱とご貢献に対し、深甚なる感謝と敬意を表する次第であります。

本案は、後任として石崎敬三氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。この法律が平成27年4月1日に改正され、教育長は教育行政に識見を有するもののうちから任命されることとされておりますが、これは、教育委員会事務局職員や教職員経験者に限らず、行政法規や組織マネジメントに識見があるなど、教育行政を行うに当たり必要な資質を備えていれば幅広く該当するとされております。

石崎氏につきましては、昭和57年に宮崎県に採用され商工政策課係長、国際政策課主幹、文化文教・国際課課長補佐などを歴任され、平成23年2月から26年3月まで当町の副町長をしていただき、現在、宮崎県税・総務事務局所長の職についていらっしゃいます。

少子高齢・人口減少などの社会の変化に伴って、地縁的なつながりが希薄し、地域コミュニティが衰退する傾向にある中、現在の教育は若年期における教育に加え生涯にわたって学習し、自己の能力を維持向上させることが求められており、さらにこれからの生涯学習には、地域住民が地域の課題解決やさまざまな地域活動等に参加していくことが期待されております。そのような生涯学習社会の実現に向け関係機関や諸団体等との連携したさらなる取り組みが重要となっております。

石崎氏においては、県庁や当町でのさまざまな経験を生かし、教育行政はもとより町行政全般にわたり、誠意を持って取り組んでいただけるものと思っております。

なお、任期は、宮内氏の残任期間であります本年6月20日まででございます。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（池邊 美紀君） ここで、補足説明があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） なしですね。

追加日程第2. 質疑討論採決（議案第34号）

○議長（池邊 美紀君） 追加日程第2、議案第34号「教育委員会教育長の任命について」を議題として質疑、討論、採決を行います。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ただいま上程されました議案第34号について、町長の説明ところについて質問いたします。残任期間というふうに言われましたけれども、どれによって基づいて残任期間なのか、法律がこうなってるかとか、何かそういう論拠があるのかどうかという、普通であれば3年ですよ。お聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 言われたとおり、任期が3年というのがこの任期でございます。今回、この宮内教育長がこの6月まででありますけれども、3月31日をもってやめるとどういことであります。今の法律に基づくとその残任期間という形になります。ですから、また継続してやっていたくためには、また6月議会での提案という形になります。

よろしく願います。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、法案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は、会議規則第81条第1項の規定により、単記無記名による投票で行います。投票の方法については、会議規則第84条の規定により、第27条から第34条までの選挙規定を準用します。

ここで、念のために申し上げておきます。

これから投票用紙を配付いたしますが、会議規則第82条の規定により、本案に同意の方は賛成、同意されない方は反対と記載し、投票をお願いします。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（池邊 美紀君） ただいま議長を除く出席議員は11名であります。

投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○議長（池邊 美紀君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池邊 美紀君） 配付漏れなしと認めます。

ここで、投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○議長（池邊 美紀君） 異状なしと認めます。

投票にあたっては、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台でご記入願います。

それでは、1番、新坂君より順次投票をお願いいたします。

[議員投票]

○議長（池邊 美紀君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池邊 美紀君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、堀内君、11番池田さんを指名します。

なお、開票事務は事務局員が行います。（「ふたをあけますね」と呼ぶ者あり）

[開票]

○議長（池邊 美紀君） 投票の結果を発表します。

投票総数11票、このうち有効投票11票、無効投票ゼロ票であります。有効投票のうち、賛成10票、反対1票、であります。よって賛成が多数でありますので、議案第34号は原案に同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○議長（池邊 美紀君） ここで、しばらく本会議を休憩し全員協議会とします。

午後0時19分休憩

.....
[全員協議会]
.....

午後0時21分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後0時21分散会

議事日程(第2号)

平成31年3月6日 午前9時58分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 新坂 哲雄君	2番 森 正太郎君
3番 楠原 更三君	4番 福田 新一君
5番 池邊 美紀君	6番 堀内 義郎君
7番 内村 立吉君	8番 福永 廣文君
9番 指宿 秋廣君	10番 重久 邦仁君
11番 池田 克子君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	綿屋 良明君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君

農業振興課長 …………… 白尾 知之君 都市整備課長 …………… 上原 雅彦君
環境水道課長 …………… 西畑 博文君 教育課長 …………… 鍋倉 祐三君
会計課長 …………… 川野 浩君

午前9時58分開議

○議長（池邊 美紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、内村君。

〔7番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（7番 内村 立吉君） おはようございます。発言順位1番、内村です。通告しましたことについて、質問をしていきたいと思っております。

平成31年度も、1月に成人式が行われ、そして三股町消防団による出初式がふれあい広場で行われました。この会場での出初式は、今回が2回目でありました。素晴らしい会場での出初式ではなかったかと思っております。

以前、私も消防団に入っておりまして、その当時は小学校で開会式、閉会式が行われておりました。そして、五本松公園のほうで発水が行われておりました。消防団は組織で動きますから、非常に責任が重い仕事であります。その消防団に入っておりますと、普段いろんなところで教われないことを、消防団をかねていろいろ教わるのではないかと思っております。

その中で、今の出初式の会場というのは素晴らしい会場じゃないかと思っております。発水につきましても高台にありまして、その中でもう少し町民に対してもまだ周知が足りないのじゃないかと思っております。周知のほうも、後よろしくお願ひしたいと思っております。

そして、パノラマまらそん、それぞれのたくさんの方々の協力によりまして、素晴らしい大会じゃなかったと思っております。

そしてまた、平成30年度三股町文化の祭典が行われました。今回の質問につきましては、この中で三股町文化の祭典、そして農業問題について質問をしていきたいと思っております。

まず、平成30年度三股町文化の祭典が2月9日、10日、第1部童謡まつり、第2部文化芸能まつり、第3部元気まつりと行われました。当日は、私も教育長と副町長とちょっと話をしま

したけど、それぞれにいろんな角度から見ていらっしやったんじゃないかと思っております。そんな中で、内容、今後についてということで伺っていきたいと思います。

あとは、質問席にて質問をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

〔教育長 宮内 浩二郎君 登壇〕

○教育長（宮内 浩二郎君） それでは、ご質問の文化の祭典についてお答えをいたします。

三股町文化の祭典は、今年度で19回目を迎え、2月9日と10日の2日間、町立文化会館で開催されました。ことしは天候に恵まれ、昨年の延べ1,500人を大きく上回る延べ2,300人が訪れ、文教みまたにふさわしい、大変すばらしい祭典になりました。

この祭典の主催は、三股町文化の祭典実行委員会ですが、童謡まつり、文化芸能まつり、元気まつりの3つの部会が中心となって、それぞれの祭りを運営したところであります。

初日の午前中に、第1部童謡まつりを開催しました。ことしは、園児やコーラスグループなど15団体267名の出演者が、意気の合ったハーモニーを披露いたしました。また、特別ゲストとして、都城市を拠点に活動している都城少年少女合唱団に出演してもらいましたが、35名の歌で奏でるハーモニーに観客は皆うっとり聞き入っていました。最後に、舞台と客席を合わせた全体合唱を行い、会場は一つになったところであります。

初日の午後は、第2部文化芸能まつりを開催いたしました。初めに、三股短歌会の会員12名と小中学生14名が舞台上で自作の短歌を発表する歌詠み会がありました。また、ステージで発表されなかった町内の小中学生の短歌作品30首もエントランスに展示し、歌詠み会を彩りました。

歌詠み会の後、町内の文化団体から6団体64名と師匠4名の計68名が舞踊や和太鼓、演歌などを披露し、会場は大きな拍手に包まれておりました。

2日目は、翌日第3部の元気まつりが開催されました。教育委員会主催教室などで、生涯学習に取り組む31団体424名が、日ごろの稽古や練習の成果を発表いたしました。体操、フラダンス、エアロビクス、歌謡曲、太極拳、ギター、ハーモニカ、舞踊、社交ダンス等、多彩な活動が披露され、大いににぎわいました。

また、同会館のエントランスホールホワイエでは、2日間にわたって和布小物、布でつくった小物ですが、そういったものや押し花、書道や手編みなどの8団体が、生涯学習作品展示を行い、茶道教室による呈茶もふるまわれ、訪れた人々を楽しませてくれました。

来年は20回目を迎えます。参加者や入場者からは、三股町は文化面が盛んでいいですねとか、元気な方が多いという声が聞かれました。これらの意見を参考に、さらに多くの町民の方が参加でき、また来場してくださる文化の祭典となるよう、検討していきたいというふうに思っているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 今、教育長のほうから非常に賑やかすばらしかったという、2,300名だったわけですね、そして来年が20回を迎えるということです。町民たくさんの方が参加されて、すばらしい文化の祭典だったというようなことを答弁いただいたわけですが、私も10日の午前中と午後、ちょっと見にいきました。この中で、教育長とちょっと話して、副町長ともちょっと話したわけですが、それぞれやっぱりいろんな角度から見ていらっしゃるんじゃないかと思っております。

午前中は8割ぐらいの席の入りだったわけです。午後はほとんど満席でありました。舞台上でやっぱり出し物をする人も披露する人も、早くから練習をして、きょうのために練習をしたんだなという気持ちで見えていました。見る人も、若い人から年配まで、そしてその中で、上のほうから行きましたけど、ちょっと足元が悪かったり暗いところがあったりする中で、懐中電灯とか貸して、いろいろ案内、ボランティアといいますかそういった方もいらっしゃいまして、教育長がそんな中でやっぱりいろいろ配慮されている、いろいろなところを見ていらっしゃいましたけど、やっぱりその中でいろいろな気を使ってやっているんだなというような気持ちで見えていたけども、私も私なりに言わせてもらいますと、盛り上がった祭典ではなかったかと思っております。

音楽に合わせ踊る人、歌う人、そして、音を自分たちでだして楽しむ人、そんな中で、音楽について調べましたところ、音楽とは音による芸術であるというようなことであります。音による時間の表現というようでもあります。そして、芸術とは何か、表現者、鑑賞者が相互に作用し合うことで、精神的感覚的な変、変化の変です、変というようでもあります。やっぱり気持ちが晴れるといいますか、癒されるといいますか、そのようなことがあるんじゃないかと思っております。

今、日本国中、少子高齢化という中で、高齢の方がどんどん増えています。やっぱり会場を見てみましたときに、披露される方というのは年配の方が多いうようでありました。その中で、何かを求めて熱中するということはすばらしいことだと思っております。誰もが一度は通る道であります。町内におきまして、サロンもたくさんできております。お互いに交流の場でもあります。

本町におきまして、さっきちょっと説明がありましたけど、高齢者支援課が新たに設置されるということでもあります。その中で、地域福祉とはこの地域の人をつなぐを大切にして、お互いが助けたり助け合ったりして、地域全体をよりよいものにしていくということで、総合福祉計画の事案にあるようでもあります。

この中で、三股町文化の祭典は、みんなを元気にしてくれる祭典じゃなからうかと思っております。今後も、町長に伺います、今後も高齢者が増えてきております。このような場を、文化の祭典、このような場を今まで以上につくってくれることを大切じゃなからうかと思っております。町長、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この、文化の祭典、今年第19回目を迎えたところでございますが、やはり住民が主役というような舞台で、大変盛り上がった祭典だったんじゃないかなと思います。来年が20回目という一つの節目を迎えます。またより一層充実したものにしたいなと思います。

やはりなかなか文化会館でいろいろな催しをする中で、舞台に上がるということは大変町民の方も少ないと思います。そういう意味では、こういう舞台を経験されて大いにまたエネルギー発散して、そしてまた生きがいというようなものにつながれば大変ありがたいなというふうに思います。そういう意味合いでは、今後とも継続し、充実発展させたいというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） やっぱり高齢者支援課ができるということというのは、それなりにこれからの対策を考えていかななくてはならないということだと思います。

その中で、こういうことを充実した文化の祭典をまだまだやってもらえば、それぞれ町民の皆さんがまたまた興味を持ってもらって、三股町というのはすごく盛り上がってやっているなというイメージがいろんなところでついていくんじゃないかなろうかと思っております。今後も非常に大いにすばらしい文化の祭典にしていただければと思っております。

次に行きます。農水省から都道府県に付与する農地の転用許可権限を指定市町村に与える措置ということで、農相から都道府県に付与する4ヘクタール以上の土地措置の転用許可権限は、54市町村22道県となったこととあります。このようなことに対しまして、どのようなことであるか伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 農地の転用許可権限を指定市町村に与える措置についてお答えいたします。

これまで、農地の転用の許可権限は、4ヘクタールを超える案件は国、4ヘクタール以下の案件は都道府県となっていました。平成28年の法改正によりまして、4ヘクタールを超える農地転用の権限を国との協議を付した上で都道府県に移譲でき、また農林水産大臣が示す指定基準を満たしていると認めた指定市町村にも、都道府県と同様の権限を移譲することができるというふうにしています。

権限移譲によるメリットといたしましては、申請者にとって申請から許可に至る期間短縮が考えられます。県内では、宮崎市、都城市が権限移譲を受けておりますが、県の権限範囲内での制限面積を設けて執行している状況です。

三股町農業委員会事務局としましては、優良農地の確保という立場から、農地転用許可の権限移譲については、国県の多種多様な事例、経験値に基づく助言、指導を仰ぐことで、慎重に判断

することが望ましいと考えております。ただし、申請者の立場からは、許可に至るまでの事務処理のスピードアップを期待されていることから、今後は農業委員会、町と農地転用許可の権限移譲について検討することも必要というふうに考えています。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 国と県のいろいろ競合しながらやっていかなければならないというようなことでありますけど、本町においては、人口が増えている今、人口減少の中で人口が増えるということは驚異であります。全体的に見てやっぱり、すばらしいところであるんじゃないかと思います。人口増、人口問題が一番大きな問題じゃないかと思っております。

その中で、土地改良とか農業委員会とかが協議しながら、やっていかなきゃならないちゅうことですけども、都城近郊、西側のほうが人口が増えておって、山間部といいますか、そういったところが人口があんまり増えていないわけですけども、その中で、町内でもいろんなところがありますけども、いろいろ盛んなところもありますから、その中で今、人口が、例えば私たちの2地区とか、そういうところの農地に対してそういう転用ということは考えていらっしゃらないか伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 農地転用については、個別案件ごとにあがってくれば、農業委員会のほうで検討をしているところでございます。今回も2地区のあれは納骨堂の南側、そちらのほうの転用も許可したところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） そうですね、納骨堂のところ、今、いろいろと工事入っています。14区画できるそうでもありますけども、やっぱりありますけど、そういう、ある程度緩和されたっていう形でよろしいわけですね、これは結局こういうことができるということですけども、今後もそのような転用許可の要望書とかいろんなことが上がってくると思います。

今から先、そういう中でそういうことは、それぞれ話し合いの中で進めていく話だと思っておりますけども、人口増が一番問題になっていますから、そのようなことを考えて対処してもらえればと思う次第であります。

続きまして、農地について伺っていきたいと思います。

耕作が放棄されて、作物が栽培できなくなった荒廃農地が増加傾向にあると聞きます。以前にもちょっとこのようなことを聞いた記憶があります。その中で、現在、今の状況をどういう状況なのかということを知りたいと思います。本町における所有者不明農地です。やはり以前にも聞

きましたけど、相続登記が長年行われていないなどの理由により、所有者がわからなかったりして、判明がしても連絡がつかなかったりするような土地です。再生困難な、農地の状況というようなことで、どのような状況にあるか伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、本町におけます荒廃農地等の状況についてお答えいたします。

平成30年11月末日時点での農業振興地域内の農用地の面積は1,329ヘクタールでございます。そのうち、荒廃農地は2ヘクタールで、占める割合は0.1%でございます。

荒廃農地のうち、再生可能と捉える農地は1.6ヘクタール、再生不能と捉える農地は0.4ヘクタールとなっております。

また、所有者不明農地につきましては、登記上の不明農地は存在しませんが、未相続農地につきましては、農業委員会で把握している平成27年度までの数値は、死亡名義人244人に対し、総面積77.3ヘクタールとなっているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 所有者不明農地は、これはもうどうにもならないわけですか。結局そういう連絡がつかなければ、そのままという状態ですか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 死亡名義人ということで、先ほど申し上げましたけれども、相続がされていない農地があります。その相続がされていない農地につきましては、農地の流動化を図る上で、相続されていない土地につきましては相続管理人という方を代理として出させていただきます。その方を通じまして農地の流動のほうを進めさせていただいているというような状況でございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） わかりました。

続きまして、2017年の農作業事故の概要をした中で、死亡者数が過去最高を記録というようなことだそうであります。農業につきましては、高齢化ということでもありますけども、本町における農作業事故の状況を、事故の要因です、機械とか施設とか施設外とかありますけど、このようなところはどのような状況であるか伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 本町におきますここ数年の農作業事故につきましては、業者の屋根修理に伴う転落事故があったことは確認しておりますが、その他大きな農作業事故に関する

情報は得ておりません。農作業事故防止のための対策としましては、町の回覧及び各種行事を利用して、農繁期における事故防止の注意喚起を促しているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 大きな事故がないということですが、事故がないほうがいいわけですが、今、非常に暑くなって、やっぱり熱中症とか多い、具合が悪くなったりといった人も多いようでありますから、事故はあるときはそこでやめればいいんだけど、ここまで、あそこまでしなきゃいけないとか、いろいろ無理がとどいたり、焦ったりして、雨が降るから急がなきゃいけないとか、田畑の道路が狭かったり、そのような状況があるようであります。いろんなことに書かれておりますけど、点検とか確認とか改善とかいろいろ工程管理の改めるところがいろいろありますけど、そんなことで、広報紙などでいろいろな情報を届けるようなことも必要じゃないかと思っておりますけど、どのように考えていますか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 先ほども述べましたとおり、町の回覧そして各種行事等におきまして、注意喚起を促しているところですが、直近では今年の3月1日号で、町の回覧のほうで農作業事故に対する注意喚起を行ったところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 事故があつてからではいけないわけですから、早め早め対策が必要ではないかと思っております。そのようなことも回覧を回しているということですが、事故がないように対策をぜひ進めていってほしいものだと思います。

それでは、続きまして、畜産につきましては輸入牛肉は例年にないような増加であります。そして、和牛精液、中国への持ち出し問題とか、今、日本の商社がオーストラリアからアンガスマリーグレーといったオーストラリア和牛を生体で輸入するというようなことも言われております。それを国内で養えば、国内産ということで、店頭に並ばれる可能性があります。

その中で、それぞれ畜産農家はその中で、いろいろな面で不安があります。そしてまた、豚につきましても、岐阜で発生した豚コレラ、1府4県にまたがっています。これも初期的な対応、認識の甘さではないかと言われております。

その中で、全国で牛の白血病の発症頭数が増えている中、牛白血病の自主別検査をクリアして、和牛の雌牛を家畜市場に出して、販売につなげているということでもあります。口蹄疫が発生してから、最初の発生地、児湯郡都農町、それからそういう中で、全国に先駆けて検査に取り組んだということでもあります。清浄確認農場という札をつけて区別をしているということでもあります。

その中で、JA宮崎中央が16年からスタート、小林市場が今年6月からスタート、次の世代という牛として販売するというようなことであります。都城市場としては、どのような計画あるか伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、牛白血病とその対策へ取り組みについてお答えいたします。

牛白血病は、牛白血病ウイルスによる伝染病で、吸血昆虫や注射針、母乳等を介して感染し、発症すると全廃棄処分となる病気でございます。現在、感染及び発症を防ぐ治療法は確立されておらず、感染を防ぐ手段しかありません。

2010年から2011年に行われた全国規模の調査によりますと、感染率は乳牛で40.9%、肉用牛で28.7%となっており、発症牛の届出は年々増加している状況にあります。このように全国規模で問題視される牛白血病の感染拡大を防ぎ、清浄化を図る上で重要なことは、子牛を生産する素となる「感染していない雌牛群の選抜」を進めることとされており、肉用牛において県内で幾つかの取り組みがなされております。

まず、JA宮崎中央家畜市場におきましては、生産者の任意で雌子牛を対象に、牛白血病ウイルス検査を実施し、陰性であった雌子牛は子牛せり名簿上に次世代雌牛と記載され、陽性であった雌子牛は、管内のJA肥育施設で肥育し淘汰する取り組みです。

小林家畜市場におきましては、JA宮崎中央と同様の取り組みを実施していますが、加えて品評会に出品する雌子牛は検査を義務づけしています。

また、児湯家畜市場におきましては、さきの口蹄疫発生の影響を受けて、市場統一の取り組みではなく、生産者部会単位で取り組んでおり、基本的には雌子牛を対象に牛白血病ウイルス検査を実施し、陰性であった雌子牛は子牛せり名簿上にクリーン牛や検査済みと記載され、陽性牛は管内の肥育センターで肥育し淘汰する取り組みでございます。

また、都城北諸管内の動きといたしましては、都城・北諸県人・牛プラン検討会において、JA宮崎中央、小林家畜市場の取り組みを参考に、検討を重ねた上で方針を決定すると聞いております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 都城は人・牛プランの中で、参考しながら検討を重ねた上で協議するというようなことです。これをこれから今からどのようにするというようなはっきりしたことは決まっていないということでもありますね。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 方針の決定はまだされていないというふうに聞いております。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 今、先ほど乳牛と和牛とのパーセンテージを出してもらったわけですが、どんどん増えているといふような状況でありました。

その中で雌牛は次の世代の牛のもとになるわけですから、ぜひこういうところは、いいところはほかのところを倣っているということは、宮崎県全体がそういうところで合わせてもらえばいいんじゃないかと思えます。

どこの市場がやっつてどこの市場がしないというのは、宮崎牛ですから、やっぱり問題は、いったときに、そういうことは、そういう県の畜産協議会とかそういうところで、話し合いの中で協議しながら、どこがやっつてどこがやっっていないというようなことだったら、ちぐはぐなことになるんじゃないかと思えます。

どうでしょうか、そういうようなことで。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今おっしゃられたとおり、やはり宮崎牛というブランドを確立する上では、そういった県内統一の考えが必要かと思えます。

ただ、今、宮崎中央、小林、児湯郡のほうでこういった白血病ウイルスの検査ということを実施して取り組んでいるんですけども、その裏として、やはりそこにまた欠点というかいろんな問題等も抱えているようでもありますので、都城北諸管内としましては、そういった問題点を解決しつつ、新たなまたそういった白血病に対する対策を講じていくというふうに聞いておりますので、そういった方向で進めていくのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） いいほうに行くことで、有利販売というふうなことが言われておりますから、ぜひいいほうに下げていってもらえればいいんじゃないかと思っております。

最後になります。不法投棄について伺います。

立て看板がつくってありますけど、その中で、ごみを捨てた者は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に処されますというような立て看板がつけられています。そして、三股町と都城警察署ということで掲げております。

その中で、川沿いとかあいうところにもたくさんありますけど、今は田畑にビニール袋とかちりとか空き缶とかペットボトルとか投げた、ポイ捨てした形で投げたあるんです。

これから先、農家は今から草の収穫とか入ってきますけど、その中で、機械で刈ったりしたときに、そういう金属類とかそういうのがあったら、食べたときにその、牛なんかに入ったときに、

死亡する可能性があったりしますから、その中で、そういうことが書いてありますけど、現場を押さえたときに届けばいいわけですか。何かそういう証拠的なことを見つけたときに、行政なんか届けばいいわけですか。そのような状況を聞かせていただければと思うわけであります。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） まず、農地への空き缶等の不法投棄についてお答えいたします。

空き缶などの軽微なごみの投げ捨ても不法投棄になります。また、ごみを捨てるところを発見した場合には、注意していただくか警察や役場に連絡していただきたいと思います。不法投棄は犯罪です。投棄した者が見つからなければ、土地の管理者の責任において、原則自らが処分するということになります。

不法投棄の多くは、荒廃地や雑草の生い茂った場所で発生しておりますので、草を刈るなど自分の敷地に不法投棄されないよう、土地の適正な管理を心がける必要もあると考えております。

不法投棄を減らすには、一人一人のモラルの向上が欠かせません。町としては、不法投棄を減らす啓発活動に今後も取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 農家持ち主がいろいろ押さえられていいわけですか。結局そのようならちりを投げ捨てたところを見つけたときに、その人にそのことを言って警察かそのようなところに届けるかというようなことになるわけですか。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） まず、発見した場合は、トラブルにならないことが一番大事ななというふうに考えております。注意ができるのであれば、その方に注意していただいて、ごみの不法投棄は違法ですよという指導をしていただければいいかと思います。

車のナンバーとかわかれば、町のほうに届けていただければ、町のほうで指導することができますので、ご一報いただければいいかと考えています。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） わかりました。

状況証拠を、いろいろ証拠書類みたいなものは、はっきりしたことを見つけられて、そういう空き缶とか捨てられる方ちゅうのはやっぱり無神経です。田んぼにポイ捨てちゅうのは。投棄はやっぱり1回じゃないわけですか。そんな中で、何回もこう投げてあったりするから、こんな人は。だから、この間聞きましたから、またこのような形で質問させていただきました。

そういうようなことで、来たときにはまた対処してもらえればと思います。

今回は、文化の祭典、農業問題について質問させていただきました。質問を終わります。

○議長（池邊 美紀君） これより、10時45分まで本会議を休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時45分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、楠原君。

〔3番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（3番 楠原 更三君） こんにちは。質問順位2番、楠原更三です。通告に従いまして、質問してまいります。

今回が4年間の中の最後の議会となりました。一般質問では、何をもって文教みまたというのかという質問が、私にとっての最初の質問でした。それから今回で16回目となります。これまで私は、三股とは何かに対する答えを求めるために、三股再発見を一つのテーマとして質問を行ってまいりました。今回も同じような視点で、町史についての質問から始めさせていただきます。

前回の12月議会で、三股町民憲章前文にこだわった質問をしました。先人の偉業に学ぶためには、先人の偉業を学ぶための今以上の環境整備が必要であるとの思いが強いからです。

そこで、先人の偉業を学ぶ環境整備についてお伺いしたところ、教育長が町史編さん事業を挙げられました。町史編さん事業は、町制施行70周年事業の目玉の一つであったと思っています。間もなく発刊されますが、多分その巻頭には町史にかける町長の思いが述べられていると思います。

発刊に先駆けて、その思いをお聞かせください。あとは質問席から行います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） この度の発行となります三股町史にかけた思いについてのご質問に、次のとおりお答えいたします。

初版の三股町史は、昭和36年7月町制施行20周年記念行事の一環として発行されました。その改訂版が昭和60年11月発行されています。今回は、町制施行70周年の記念事業として、平成26年4月から着手したところです。

今回の事業は、昭和60年以降の歴史を埋めることとともに、現行の町史に掲載されている歴史、史実を再検証することや、新たな資料や古文書などで歴史の空白を埋める作業も含まれております。

このようなことから、今回の町史編さんは、一朝一夕で済む事業ではないことから、中央公民館の一室を町史編さん専用スペースとして確保し、専従担当者を2人とし、物件、図書等の財源を手当ていたしまして、手厚く取り組んだところでございます。

5年目にしてようやく完成の運びとなりましたが、この間、執筆、編集等に携わっていただいた編集委員の皆さんの熱意、努力には心から感謝し、敬意を表します。

町史は、今を生きる私たちにとって、町の成り立ちを学び、先人の偉功に接し、町の姿に誇りを抱き、あすへの指針となるものであります。町の歴史は、先人たちの努力の足跡であり、未来への贈り物でもあります。

このようなことから、新しい町史がまちづくり、地域づくりの指南書となり、大いに活用されることを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） ありがとうございます。

後のほうで町の姿に誇りを持てるようにとか、先人の足跡を残すとか、そして今後の指南書となるようにと言われましたので、その町長の思いが実際に今後町史を使用して、その思いが現実のものになるように、今後お願いしたいと思っております。

普通に考えますと、町史を発刊すれば、多く売れたほうが当然いいと思いますけれども、町史という性格から考えまして、商業ベースで考えるべきものではないというのはよくわかります。今回、町史は、予定予約価格で5,000円ということですが、この値段はどのように設定されたのかなと思っております。

ちなみに、昭和36年、先ほど言われましたけれども、第1回目の初版の町史は非売品と書いてあります。それから、昭和60年の改訂版については2,700円で発売されているようです。

今回は、寄贈される分を含めて発行部数はどれだけで、それに対しての購入予約状況、現時点でのです、お聞きしたいと思いますけれども、これの6,000円、予約価格5,000円の価格設定と現在の予約状況について伺います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） まず、町史の予約状況とこれまでの周知状況についてお答えいたします。

本年3月の5日現在、124冊の予約をいただいております。申し込みにつきましては、三股町在住者はもちろんのこと、都城市、宮崎市、遠くは愛知県にお住まいの方からも申し込みがございました。前回の改訂版から30年ぶりの刊行ということもあり、皆さんからの関心の高さが伺えるところだと思われまます。

これまでの周知状況につきましては、直近では2月1日付の町回覧、あと2月及び昨年12月号の広報みまたにて広報しております。また、ご存じのとおり、11月3日、町制施行70周年記念式典でも編さん状況を報告し、来場者へ案内のパンフレットを配布するとともに、周知広報を図ったところでございます。

なお、平成30年度以前の編さん状況につきまして、定期的に広報みまたに掲載し、報告していたところでございます。さらに、町のホームページ、フェイスブックも活用し、積極的な広報を行ってきたところでございます。

今後の周知計画につきましては、まず100セット程度を町内外の関係機関などへ寄贈し、多くの方に読んでいただきたいというふうに考えております。また、町民の方々へは、これまで行ってきました広報紙やホームページなどでの周知を行っていき、また、各種の会議等におきましても、さまざまな機会を捉え、継続的に広報したいと考えております。

作成部数は1,000セットなのですが、価格設定につきましては、価格を検討するための調整会議を開催しまして、近年刊行されました近隣の同様の自治体史、こちらの価格を参考にしながら、セット販売、今回のが上下巻2冊なのですが、セット販売したほうがいいのか分冊、1冊ずつがいいのか、あるいはその形態のメリットデメリット、こちらと、あと印刷製本に係る経費、こちらを検討して価格設定を行ったところです。価格設定としましては6,000円ということにしたんですが、70周年ということで、できるだけ多くの方に買っていただきたいということで、1,000円割り引いて5,000円にしたところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 124セットですか、冊ですか。

○教育課長（鍋倉 祐三君） セット。

○議員（3番 楠原 更三君） セットですね。今さっき分冊と言われたもんですから、ひょっとしたらと思ったんですが、124セットですね。

多いと思いますか、少ないと思われますか。ちょうどだと思われませんか。気持ち。どうぞ。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 本当、いい町史ができそうなので、多くの方に読んでいただきたいというところでは、もうちょっと、前回は最初の1年、初年度で300セットぐらいということだったので、300冊だということだったので、できるだけ早く、多くの方に読んでいただきたいというふうには思っております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 1,000セット作成して、今のところ124セット予約。

100セットを寄贈ということですね。すると、750ぐらい、770ぐらい残っているという
ような形で4月がスタートということになります。

どんだけ購入されたかというこの冊数、セット数が、郷土愛を図る目安の一つとなるような気
もします。2冊で1セットですから、非常にボリュームがありますので、簡単に読めるものでは
ないと思います。

厚さが結構あるので、枕ぐらいとか考える人もいるかもしれませんが、やっぱり中身を
どう伝えていくのか、そして先ほど町長が言われましたように、町の姿に誇りを持つためにとか、
今後の指南書とするために、先ほど言われましたけれども、これから先の周知をどのようにされ
ていくのかとか、商業ベースではないんですけども販売を進めるように、ひと肌もふた肌もこ
れから頑張っていたきたいと思っております。

町史というものは、大辞林で引いてみますと、当たり前のことですけども町の歴史、またそれ
を記したものと簡単にあります。町の歴史を全てこの町史に掲載することは不可能です。町のこ
れまでの歴史を振り返って、記録すべきことを選別する作業など、編さんには想像を絶するもの
があったと思っております。

この間の施政方針の中で、郷土学習については、町制施行70周年記念事業として、町史が完
成したことから、その活用方法について検討してまいりますと言われました。今ごろかと思っ
たんですけども、そのときです。

記録すべきものを選別する際、これは載せる、これは載せないという取捨選択があったわけ
ですけども、そのときにさまざまな基準が考えられたのではないかと思います。その取捨選択の
基準の一つには、町史完成後、町史をどのように活用していくのかということもあったのではな
いかと思っておりました。しかし、先ほど申し上げましたように、施政方針で検討してまいり
ますと言われたのを聞いて、ちょっと釈然としないものを感じたところであります。

私としましては、学校教育はもとより、生涯学習を通して郷土愛を育むための教材、ふるさと
三股としての郷土愛を育むための教材として活用されるものであると思っております。

そのためには、まず手にとってもらう必要があります。寄贈先の、多分小中学校は入っている
と思いますけれども、小中学校におきまして、町史を取り上げる時間を十分に確保できることは
ないと思っております。

まずは社会教育、生涯学習のほうでの活用が望まれるのではないかなと思っておりますが、例
えば源氏物語を読み解くような、何回にもわたる講座のようなものを、町史を学ぶ町民講座とし
て考えられてもいいのではないかなという気はします。

施政方針の中では、ほかにも過疎化対策として、外から見た地域の新たな魅力を発見すると言
われました。ここで、外から見た例として、直近の例を2つ上げてみたいと思っております。

2月に古川代議士の国政報告会が町の文化会館で行われましたけれども、その中で、三股にはこれまで地の利があったと言われました。その例として、梶山城跡に上られた経路を取り上げられました。また、その後には、都城で三股よりもスタートが遅いようですけれども、文教みまたフェスティバルに似たような都城市教育の日というので、幕末の英雄、その子孫が語るという記念シンポジウムがありました。

それに行ってみましたが、その中で、講師の1人、原口泉先生が突然、終わりのほうで、「皆さん三股の道路はなぜ広いのでしょうか」と問いかけられました。答えは言われませんでしたけれども、あれは当然、三島通庸がらみで、山王原の道路のことだと思いますけれども、このような例も、外から見た地域の三股の魅力であると思います。

このように、既に何回も語られている魅力が幾つもありまして、そういう魅力がいっぱい詰まっているであろうと思われる町史の編さんが終わったわけです。だから、これからその取り扱いが非常に大事で、私はどこに行っても三島通庸がどうのこうのとか、梶山城がどうのこうのとか言っているんですけども、面倒くさいから言われるのかもしれないけれども、ああ知らなかったと言われます。三股にずっといながら、そこまで知らなかったと、そういうものが今回のこの町史を読み解くことによって、一人でも多くの人に伝わって、先ほど町長が思いを言われましたけれども、町の姿に誇りが持てるような、そこに帰っていくようになっていただきたいと思っております。

今ちょっと、もう1回繰り返しになるかと思いますが、今後のまちづくりに町史を温故知新としての立場から生かしていくお考え、おありでしょうか。お伺いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 非常に歴史の話、詳しいので、すごく勉強になります。

教育委員会としましては、町史作成に当たって歴史資料に基づいた記述に、本当今回心がけまして、一から作り直したというところでございます。町史が三股の歴史に興味を持つきっかけになって、ふるさとに愛着を持っていただけるようになるように、作成を目指してきました。

歴史に関係する計画としまして、今回の編さん事業で収集されたたくさんの資料があるんですが、それを活字化しまして、来年度以降に資料編として刊行していく計画をしております。また、今までの議会答弁でも触れてきましたとおり、町史の概略版、こちらを2年計画で刊行することも視野に入れております。これは、町史の二次的な活用と言える計画であります。

今後なんです、生涯学習の取り組みとしまして、歴史講話なども検討したいというふうには考えておりますが、梶山城跡の国指定、そして大規模な試掘調査などにも着手しますので、具体的な計画というところにはまだ至っていないところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） ありがとうございます。

来年が三島さん開拓から150年になります。50年で三股開拓の日、100年でその隣に顕彰碑をつくっていただいておりますけど、今度150年ですので、それも含めてこの町史編さんと絡めて、何らか考えていただくことができると考えております。

それと、今回の町史がどのようなものなのか、非常に興味があるわけですが、今、課長さんはすばらしいのができましたと言われましたので、より楽しみがふえたわけですが、資料の1枚目をごらんください。

これは、町史の改訂版の巻頭部分のものです。一番最初は町民憲章が載っています。その次に、町民歌が出ています。町民歌、歌ですけども、ご存じでしょうか。町民歌は、ここで歌える方がどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。出だしが、三股小学校の校歌と同じ「ひがしだけ」なんです。この中で、東岳はどれですかと聞いて、ぱっと指させる人がどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

私はこの間、三股小学校に行きまして、校長先生とも話しまして、東岳はどれだと思いますかと。ご存じなかったんです。古くからいらっしゃる方にもいろいろ聞くんですけども、柳岳を東岳と思われている方が圧倒的に多いんです。

それは置きまして、町民歌をどれだけの人知っているか。私もよく知らなくて、つま弾くことしかちょっとしかできない、ギターでもってこう、譜面がありましたので、それ弾きましたら、ああなるほどと、聞いた覚えがあるというようなものだったんですけども、何かこう、町を挙げての行事の中で、こういうものを聞くという機会があってもいいんじゃないかな、町民憲章とか児童憲章とかを朗唱する機会というのはありますけど、町民歌というのがないということに、調べていく中で気づきました。

それが2ページにありまして、その続きにこの資料にあるものが出ています。樺山資久の墓、三股開拓の先人と書いてあります。右隣が、開拓記念碑、下のほうが三股近代化の推進者、三股耕地整理の先駆者、三股郷建設の父というふうにお名前入りで書いてあります。果たしてどれだけの町民の皆さんがこの方々を理解されているのでしょうか。そして、町、このそれぞれがどこにあるのかということです。それまでご存じの方がどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。こういうものも、普段からわかるような形で記録するとか、何かあったときにはこの先人の偉業ということから、知る機会があってもいいのではないかなと思っています。

この新しい町史が今度出ますけれども、これを機に、これまでの三股を知り、将来に生かす指南書と言われましたので、そういうものが具体的な活用計画です。具体的に役立つような活用計画が一日も早く提示されるようお願いしたいと思いますが、施政方針の中で言われましたよう

に、活用方法を検討すると言われましたけれども、いつごろを目途とされるのか答えていただくことができますでしょうか。わからなかったらわからんでいいです。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 先ほども申しましたとおり、いろんな事業が今、ありますので、今後検討、具体的な計画はないんですが、歴史講話とかこういうのを検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 施政方針の中で、その活用方法については検討してまいりますと言われているので、計画的にこれが実際どうやって活用するのか、具体的にわかるように、資料編は資料編として、そして先ほど言われましたが、講座みたいなものは講座として、そういうものをこう計画的に示していただけることを早めをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本町は、合併をせずに、自立の道を選んだわけですので、これが三股だとはっきり言えるものがなければならぬと、常々思っております。そういうことからいきますと、町民憲章の中に三股らしさが込められているのではないかなと思っております。

事前に調べますと、憲章とはもっとも基本的で、重要な取り決めのこと、そして前文とは制定の趣旨や基本原則などを記したものですとあります。

何回も言っていますけども、このような思いを理解できる環境が現状では整っていないのではないかと質問してまいっております。

町民憲章の制定は昭和39年ですから、1回目の初版本36年発行の場合には町民憲章は出ておりませんが、昭和60年発行の改訂版では、先ほど言いましたように、最初のページに町民憲章が掲載されています。ここに、町民憲章にかける思いを多少なりとも感じとることができています。今度の新しい町史のスタートが、町民憲章なのかどうかわかりませんが、少なくとも改訂版ではそうであったということです。

資料の2枚目、ご覧ください。ここに町民憲章全文を載せております。資料として上げるのは、これで2回目かと思えます。しつこいですが、また出しました。

最初に、三股町の町民憲章、39年1月4日制定されたもの、ここに載せております。「わたくしどもは、歴史に輝き山河うるわしい三股に生を受け、先人の協和と忍耐による郷土建設の偉業を継ぎ、郷土愛と開拓精神を持ってここに明るく豊かなあすの町づくりのためにこの憲章を定めます。」

非常に美しい文章だと思います。

それが、平成11年4月1日に改正されています。改正理由はどこにも書いていないと思いま

す。そして「わたくしたち三股町民は、先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神をもって、明るく豊かな町をつくるために、この憲章を守ります。」先人の偉業、先人の協和と忍耐というのは先人の偉業、郷土愛と開拓精神はそのまんま残ったものですが、ほかの町民憲章、川南、木城、高鍋と、古い順に制定年の古い順に書いております。三股が一番、私はいいなと思いました。この川南、木城、高鍋、こういうところは、それぞれの町のホームページでこの文章を知ることができました。けど、三股町のホームページでこれを知ることが、私の力ではできませんでした。ホームページで確認することができるのでしょうか、町民憲章。通告にないですが、重要などころだと思いますので、ちょっとお伺いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 以前、ご質問があったときに、これについてはホームページの改訂を行っておりますので、そちらの中で検討するというふうにお伝えしたと思います。そのリニューアルに合わせて、こちらもぜひ盛り込みたいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） わかりました。

すぐできるかと思っていたんですけど、まだですね。ほかの町はほとんど4つぐらい、三股を含めて、できないのがあったようですけれども、町民憲章、この制定年を見ますと、三股がやっぱり古いと、ここにもちょっと誇りが持てるなという気がしましたけれども、繰り返しますけれども、憲章とは最も基本的で重要な取り決めということになります。

この先人の偉業に学んだ上での郷土愛と開拓精神というのが、三股らしいまちづくりの基本原則となるのではないかと考えております。そこで、三股らしさのあるまちづくりの基本原則と町民憲章の関係、どのようになっているのかお考えをお伺いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） まちづくりの基本原則と町民憲章の関係はとのご質問に対してお答えいたします。

昭和39年1月4日に制定され、平成11年4月1日に改定された三股町民憲章は、町民の誓いであり、その目指すところは私たち町民の願い、希望であります。また、先人たちから受け継いだ伝統文化やかけがえのない自然を大切に守り、育て、誰もが安全で安心して暮らせる地域をつくっていくことは、私たちの務めでもございます。

三股町まちづくり基本条例におきましても、私たち町民こそがまちづくりの主役であることをはっきりと意識し、誰もが本町を担っている大切な一員であるという原点に立って、情報を共有し、互いに尊重し合い、助け合い、協働し、一人一人がそれぞれの立場でまちづくりに参加することを、まちづくりの基本原則としております。

よって、本町のまちづくりの基本原則の根底にあるものが、町民憲章であると考えております。
以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） ありがとうございます。

町民憲章がまちづくりの基本原則となっているということを今、お伺いしましたので、今まで何回もお伺いしているんですけども、この資料の1ページにあるような方々を、一人でも多くの人が知るということも大事なことはないかなと思います。

そうなりますと、この町史が完成しまして、その後やるべきこととして、先ほど資料編を作成するということがありました。そして、それ以外にも、たくさん今、やることがあってということで、課長さんが大変だと思いますけれども、並行して、この実際に町史を読んで、その後を尋ねようとしたときに、ここなんだ、あそこなんだと言って行ったら、そこで知ることができるというような段取りが、やっぱり必要ではないかなと思います。似たようなことをずっと言ってきていますけれども、なかなかそれができません。

前回も、町史編さんが終わるまで待てというようなことを言われてきています。編さんが終わりました。今度は資料編が残っていると言われます。

けど、これはどっかで並行していかなければならないと思います。ご存じだと思いますけれども、三島通庸の足跡を何とか残すために、三股小学校の胸像の横に、三島さんの説明をちょっとこう、非常に不十分ですけども書いてもらいました。

その後も、これでは不十分だと言っても、まだそのままですので、しびれを切らしましてまちづくり活性化のグループのほうで、三島通庸と山王原という看板をつくらせてもらいました。

とにかく、この、いつになったら自分の町を誇りに持てるようになるような環境整備ができるのかということなんです。やっぱりこれは、どこかで踏ん張って、ポイントだけでも町指定の史跡が5つありますけれども、5つの場所もちゃんと知っている人がどれだけいるだろうか、主要幹線道路に案内板があってもいいのではないかなと、そう立派なものでもなくてもいいですし、それから新しい町史を編さんするときに、いろいろな重要な書類が、古文書が見つかったということですから、それからまた三股を誇りと思えるようなものを、はっきりとわかるような案内板、または案内マップみたいなものを作成して、その地図だけでも行けるような、地図だったらそんなに予算は必要とされないんじゃないかなと思いますけれども、とりあえず当分の間はこれで確認することができるのではないかなというような、取り組みが必要ではないかなと思っておりますが、施政方針の中におきましても、町史全体の充実を図るべく、提供いただいた貴重な資料を収録した資料編の作成に着手すると言われた後に、町民の文化財に対する愛護意識の高揚を図るため、史跡めぐりや広報紙などで周知PR活動をしていくとも言われております。

今までも史跡めぐりとか広報紙などでのPRはあるわけですが、やはり年に1回あればというぐらいのものとして捉えられるような程度ではないかなと思います。この資料編の作成、広報紙での周知PRとともに、町史掲載地の案内板とか説明板の設置計画について伺います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 町史掲載地の案内板につきましては、関係課との協議を進めていきたいと考えております。あと、町史掲載地ごとの説明板につきましては、まず町の指定文化財で説明板が設置されていない蓼池のかくれ念仏洞について、町史の内容と整合性をとれたものを設置したいというふうに考えております。

梶山城跡の説明板につきましては、今後の保存計画を含めた設置が必要となりますので、土地の取得が完了した場所の中から目につきやすい場所を選定して、まずは標柱を数カ所に設置したいというふうに考えています。

また、町内の標柱につきましては、年次的に設置しているところですが、今年度、今、今年度5本です。説明板を発注しているところであります。今後も、計画的に設置をしていきたいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） この間の文化の祭典で、梶山城跡を詠んだ歌がありました。後ろのほうに、梶山城跡という標柱のあった映像が流れたんです。何人も私のところに、あれはどこやっとなと聞かれました。非常に困りました。だから、ああいうものは欲しいということです。非常に絵になったなと思いました。

関連ですけれども、施政方針の中におきまして、梶山城跡調査整備検討委員会を設置すると言われましたので、それについてお伺いしますが、昨年度に続きまして、ことしの1月に本丸跡を中心としたところの草刈り作業が行われました。昨年度に1回行ったところだったので、今回はより広い範囲の作業ができたとのことで、行くたびに一人でも多くの人に、戦国時代の山城を体感してほしいなと強く思うようになりました。非常にこの作業はありがたく思いました。

梶山城跡は、この都城盆地における三股の大きな魅力の一つとして、価値あるものだと思っております。そして、高い外部評価もあります。梶山城は、戦国時代における重要な山城であったばかりでなく、江戸時代を通して都城島津家の重要な6つの外の城、外城の一つであったわけです。6つの外城の中で、梶山城以外は現在都城市にあります。6つの中でも、梶山城は戦国時代の面影を最も残しており、山城としての価値が高いと言われております。6つのこの外城めぐりツアーなどのように、今後、都城市と連携していくこともあっていいのではないかと考えております。

梶山城跡のそのさらなる魅力発掘のために、調査整備検討委員会の設置というのは、非常に喜

ばしいことだと思っておりますが、この委員会の具体的な目的、計画、そして構成メンバーについて伺います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 梶山城跡調査整備検討委員会の主な目的、計画等についてお答えします。

まず、検討委員会の主な目的なんですが、城跡の保存状態を調査しまして、その評価、それを行うことでございます。

次に、計画では、年2回程度の会議を開催し、2年間ほどかけまして報告書をまとめていただく予定でございます。

また、メンバーの構成なんですが、中世の山城の縄張りに関する専門家を1名、文献史学の専門家2名ということで、島津家関係の専門家2名、あと、発掘指導者の専門家1名ということで、計4名を予定しておるところでございます。

そのほかに、県の文化財アドバイザーとしまして、文化財です。あと、文化庁関係者をアドバイザーでお願いすることになっております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） いよいよより本格的になるという感じがいたしておりますけれども、その専門家の人にお名前上がっている方、いらっしゃいますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） ある程度県の文化財課とかいろんなことお話ししているんですが、まだ公表できないということですので、公表は控えたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 以前に15年ぐらい前、山木先生という方が調査されていると記録にあるようですけども、この都城のさつき言いました6外城というところと言いますと、千田先生という方もあちこち調査をされているようです。テレビでは、そっちの先生のほうが結構出る機会が多いようですけども。

次に、これで町史についての質問を終わらせていただきまして、続きまして総合福祉計画素案を先日提案、今回出ていますけれども、説明もありました。それについて伺ってまいります。

町のホームページでもってこれ知ったわけですけども、町のホームページでは、計画素案にご意見をお寄せくださいとありました。いわゆるパブリックコメントのことだろうと思っておりますけれども、先日の全員協議会では、三股町子どもの未来応援計画のパブリックコメントの説明のときには、意見はゼロとお聞きしました。この総合福祉計画の場合は、現在のところどのような状況ですか、伺います。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 総合福祉計画素案のパブリックコメントの現状についてお答えいたします。

総合福祉計画は、本町における福祉施策を明らかにするとともに、その実現に向けた具体的な施策の方向を示すものとして、平成26年3月に策定した現行計画の改定計画となるものです。

本計画は、社会福祉法に基づく三股町第3期地域福祉計画、障害者基本法に基づく三股町第3次障害者基本計画、自殺対策基本法に基づく三股町第2期自殺対策推進計画を包含し、平成31年度から平成35年度までの5年間を計画期間として策定するものです。

平成31年1月21日から2月20日まで、パブリックコメントを行いました。パブリックコメントのコメント数はゼロ件となっており、総合福祉計画への意見は寄せられませんでした。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 前回いただいたのが、この分量なんです。全部でかなり169ページ分あるんでしょうか、目次から全て入れまして。すごい分量なんです。パブリックコメントというのは、いろんなところでとられているように思いますが、これだけの膨大な量を解説を受けることもなく、読むだけの興味と熱意と時間のある人がどれだけいると想定されているのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） パブリックコメントの件数がゼロ件ということから見ると、どれだけ興味があったかと言われると、多くはないと思っております。

また、今回の総合福祉計画は、先ほど述べましたように、3つの計画を一緒に策定しておりますので、よりボリュームが多くなっております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 私が何を言いたいかといいますと、この一番後ろのほうに、審議会委員の方々がずっと載っております。この方々がそういう方面での専門家でも、幾らかは専門家でもいらっしゃる方だと思いますけれども、この方が協議をされ、審議をされてできたものであれば、これ以外にパブリックコメントを求める理由というのがどこにあるのかと思ったところなんです。

実際、量がこんなに多くて、本当にその関係の人でないと、関係した部分しか読まないと思うんですが、果たしてそういうパブリックコメント、必要なのか。そしてそれにかかる時間というのが、もったいないんじゃないかなと思うんです。という気がしたものですから、そういう質問

をいたしました。ごねているように思いますので、やめます。

資料の3を見てください。3枚目です。の資料3です。この素案の後半部分にあります第5章、生きる支援関連施策の冒頭部分にある言葉ですが、線を引いていますが、庁内横断的支援体制を推進するワーキングチームを設置する、全庁的に推進するという言葉が、私は非常にいいなと思いました。ここまでもいろんな一般質問の中で、横の連携、役場の横の連携が必要だという意見はよく耳にできています。ここには、それがしっかり述べられています。それだけこの件、生きる支援関連施策というのが重要な事業であるということを感じますけれども、今後も重要案件につきましては、このような取り組みがなされるように希望します。そうでないと、自分の課が担当していないというような答弁は少しでも少なくなるのではないかなと思っております。

それ、要望なんですけれども、次に地域福祉についてなんですけど、施政方針の中でも、総合福祉計画の中にも、地域という言葉が非常にたくさん使われています。例えば、施政方針の中では防犯対策の部分では、自分たちの地域は自分たちで守る。交通安全対策につきましては、地域ぐるみで交通安全意識を高める。青少年健全育成では、地域の子供は地域で守り育てるを理念として、地域ぐるみの教育に努めるとあります。地域がいっぱい出てきます。こういうときに、こういう場合の地域の範囲とはどんなもんなんだろうかと、単純に感じるんです。

続きまして、そのページ、資料のそのページ、資料の4。これも計画素案の中にあるものをそのまま抜粋しているわけですが、地域福祉とは、線を引いていますが、地域の人をつなぐりを大切にする。地域全体をよりよいものにしていこうとする営みであると書いてあります。

ここでいう地域の人をつなぐりを大切にしとは、具体的にどのような範囲の地域を想定されているのかお伺いします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 地域福祉でいう地域の範囲についてお答えいたします。

地域福祉でいう地域の範囲は、地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭に置いて、自治公民館単位または町域全体を一つの日常生活圏域としております。そこに住む人々の身近な生活が全て、助け合いや支える町民全体の生活の場全てを意味しております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 地域公民館単位と理解してよろしいですね。町内全体ではない、自治公民館と。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 自治公民館単位、または状況に応じては町域全体という場合もあるということで、福祉の場合でいいますと、自治公民館単位で地域の範囲を設定して取り組んでい

るものと、町全体で一つの圏域として考える場合とがあります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 地域の子供は地域で守り育てるとか、自分たちの地域は自分たちで守るとか、そういう地域も含めて、この地域福祉で考え想定する、人のつながりを大切にする地域と考えれば、今のでいきますと自治公民館単位が中心になると理解してよろしいですね。

そうしますと、この資料の3枚目、中ほどから下ですけれども、素案の中の地域福祉のイメージのところを出していますけれども、地域にはさまざまな生活課題がありますとしてあります。真ん中に、ご近所との交流が少なくなったというようなものもありますし、もろもろありますけれども、その一つに、右下に自治公民館の未加入が多いと。これまでも何回となく取り上げられている部分ではあります。

こういうもろもろを、これは地域の課題として、自治公民館で発揮できるはずの機能が、部分的に発揮できていないという状況であると思いますが、地域福祉とは、地域全体で力を合わせて、課題解決に取り組むこととあります。

この場合の、地域全体で力を合わせてとはどのようなことを表現しているのか、具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 地域全体でというところでなんですけれども、さまざまな事情によって、福祉の分野で言いますと、福祉サービスを必要とするような状況になっても、近所の方とか身近な人とのつながりを持ちながら、社会的活動に参加して、生き生きとその地域で暮らし続けることができるというところで、地域全体で力を合わせてということで、想定しております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 力を合わせるとなった場合は、課長、いいですか、一緒にやるぞ、頑張るぞと声かける人がまずいるのが普通なんです、力を合わせるとなった場合には、自然発生的に力は合わせるもんじゃないと思うんです。

これ、どっちかというリーダー的な立場、どういう立場の人を想定されていますか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 確かに、地域福祉を支えるリーダーの役割は、リーダーになる方は必要です。リーダーの育成も重要な課題となってきております。リーダーとなる方を、自治公民館とか民生委員・児童委員の方とかを考えております。

特に、今、自治公民館単位で行ってもらっている事業もありますので、自治公民館を中心にし

ながら、リーダー的役割を持って、手を取り合いながら、地域全体で力を合わせて取り組んでいただけたらと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 今、民生委員の方とか公民館役員の方とか言われましたけれども、現実を見ますと、両方ともなっていた方が非常に厳しいんです。おわかりでしょうか。そういう方々に、リーダーの役割をもっと発揮してくださいと言えるでしょうか。どう思いますか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 確かに、自治公民館の役員の方々や児童委員・民生委員の方々のご理解がないと、行政からお願いという形では無理があると思います。

やはり、自治公民館のほうから、これが必要と気づいてもらって実施できるというところを望んでいるところです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 行政として、望むとかそんなのはちょっと無責任な感じがします。ご存じだと思いますけど、民生委員の方も、保護司の方々も、75歳が一応定年ということになっていると聞いていますけれども、75歳以上の方向人、民生委員の方に限って言えば、何人ぐらいいらっしゃると思います。わかります。わからなければいいです。

私が知っている山王原でも、半分以上はそうです。無理してしていただいていると。ほかでもたくさんいらっしゃいます。

国の施策で、働き方改革の関係で、定年年齢の引き上げというのがいろいろ問題になっていますけれども、自治公民館の役員の方々につきましても、今、一番中心として動いていらっしゃる方は60代の方が多いと思います。もちろん70代の方もいらっしゃいますけれども、まだ体に無理のきくということを考えたら、ますますこの公民館の役員のなり手不足というもの、非常に大きな問題に、すぐ近くに来ています。それが。

そういう中で考えていきますと、地域福祉を取り上げていく、そしてその地域がまとまっていく、ここでいきますか、軽度生活支援、そういうものまでお願いするような、もし流れになるとするならば、なり手がいない中に、やるべき仕事が増えてくる。自治公民館自体が成り立たなくなっていくような感じがしますけれども、いかがでしょうか。それを担当がどっちになるかわかりませんが、お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 今現在、軽度生活支援事業を自治公民館で取り組んでいただい

る地域があります。負担が増えるという考え方でいきますと、その自治公民館長誰になるというような方向に向かうと、マイナスの方向になってしまいますので、これをプラスの方向に捉えていただきたいと思います。

軽度生活支援事業について、また後で説明しますが、軽度生活支援事業をすることで、支援者がやりがいを感じる、または地域とのつながりが深まっていくというところを目指していますし、この軽度生活支援事業を自治公民館のほうには行政としては推進していきますけれども、それを無理してまでやってほしいとは申しておりませんので、そこは自治公民館がそういうことならぜひ一緒にやりたいという意識があってこそ成り立つものだと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） それでは、この通告の順番に従っていきますけれども、軽度生活支援の実情ということで、括弧の3番です、現在軽度生活支援を受けている人の数、どれぐらいでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 軽度生活支援事業についてお答えいたします。

軽度生活支援事業は、在宅高齢者の要介護状態の進行を防止することを目的として、日常生活に支援が必要な高齢者等に生活支援員を派遣し、食事の支度や洗濯等の軽易な日常生活上の援助を行う事業となります。利用者数は平成26年度9名、平成27年度11名、平成28年度10名、平成29年度8名、平成31年1月末現在25名となっております。

平成29年度までは、社会福祉協議会のヘルパーとシルバー人材センターが支援をしておりましたが、平成30年度からは障害福祉サービス事業所あじさいの里や、山王原自治公民館を初め、梶山自治公民館、轟木自治公民館、今市自治公民館にも委託したことによって、軽度生活支援を受けている方の数が増えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 今、自治公民館、幾つか出ましたけれども、自治公民館以外ではあじさいの里と言われましたが、それ以外の団体はないのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 今、説明したとおりになりますので、事業所としては障害福祉サービス事業所のあじさいの里と社会福祉協議会シルバー人材センターになります。それ以外が、先ほども述べました自治公民館になります。今説明したものの以外はありません。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 山王原自治公民館でやっています、お伺いします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 今、私としては、山王原自治公民館として理解をしておりました。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 何名しています。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 山王原自治公民館で利用されている方がという意味ですか、利用者。山王原公民館の利用者は2名となっております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） そういうところがやっぱりおかしいんです。山王原自治公民館ではしていないんです。頑張っど山王原でしてるんです。そのお2人の方も、高齢ですから、急に病気になって、軽度支援をする予定のときには、病院に入院されたりとか、そういう細かな連携がないと、この支援が続かないんです。

訪問をしたけれども、いらっしゃらない、どうしたものかと社会福祉協議会に連絡をします。担当の方が仕事でいない、ほかの仕事でいない。どこに電話するか、福祉課のほうに電話します。担当者が知らないんです。今、課長が知らなかったような現状なんです。

支援を受ける方というのは、物すごくやっぱりせっぱ詰まった方の人もいらっしゃるんです。そういうときに、実際先日、救急車で1人運ばれました。そのときに、誰に、受けた人たちです、誰に連絡をすれば確認がとれるのか、そういうつながり、連携というのがとれていないんです。

これは大きなことだと思いますけれども、この山王原自治公民館のメンバーではありますけれども、ほかの団体がやっているんです。そういうのを、ただやらせたばかりじゃなくて、細かな実情をやっぱり立ち上げたばっかしですので、知る必要もあると思うんです。

ちょっと今の表現、ほかにはあじさいの里以外は知りません、余りにもいい加減だと思います。やらせるばっかしということになりますので、この活動をもっと広げていきたいという思いがあるのであれば、まだまだやる側も未熟ですので、組織としても行政側としても、それはもうちょっとしっかり踏み込んでやらなければ、中途半端なものになるんじゃないかなと思います。そのところはよろしくお願いします。

あと、4番、事業所以外に軽度生活支援を行っている団体、これも今ので終わったわけですから、次、25年問題を前に、支援を必要とする人の予想数、どれぐらい考えていらっしゃいますか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 2025年問題を前に、支援を必要とする人の予想数は、第7期介護保険事業計画にありますとおり、要介護認定者数は2017年度1,123名から、2025年度1,432名に増加すると推計されています。

また、介護を必要とする人が自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャーがケアプランを作成したり、サービスを提供する事業所等と連絡調整を行う居宅介護支援は、2017年度の527名から2025年度には611名に増加すると推計しております。

それと、要介護支援1、2の方が、介護のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプランを作成したり、サービス提供をする事業所の連絡調整を行う介護予防支援を必要とする高齢者の方は、198名から2025年度には229名に増加すると見込んでおります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） どんどんと必要とされる方が増えていきますので、この体制づくりというのも急がなければならないと当然思いますけれども、今、現実の問題でいきますと、先ほど言いましたように、引き受けるほうは自治公民館のほうが圧倒的に多いということですが、それ以外でもいわゆる自治公民館以外の民間、今朝、テレビでは大分県竹田市の軽度生活支援のことを特集でやっていました。先を越されたなど、実際思ったわけですが、三股がそのスタートであったら、スタートの町であるようにという思いでされていたように伺っていたものですから、そう思ったわけですが、体制づくりを急いでいただきたいと思っておりますけれども、自治公民館に関してそういう支援依頼を続けていくような状況であったとした場合に、現在、地域を挙げてどうのこうのした場合の自治公民館加入率、前回、前々回も聞きましたけれども、非常に差が激しい状態であるということですが、ちょっと通告にはなかったんですけども、例えば消防費とか交通安全協会費とかの納入状況というのは、未加入の方々はどうなっているんでしょうか。誰かおわかりの方いらっしゃいますでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 実際、加入の状況とかそういうことは、町のほうではつかんでおりません。消防団の協力については、自治公民館におきましては公民館で活動されて、未加入者からもいただいているところはあると聞いております。

交通安全の会費については、各地区の交通安全協会、支部です、支部のほうが徴収して、各地区で運営されているということで、徴収の形態、料金とも、地域によって免許取得者当たりであったり、世帯ごとであったり、それぞれまちまちになっているというのは聞いております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 消防費と一般的に言っていますが、それは未加入の方々も払

っているかどうかわからないということですね。

○議長（池邊 美紀君） ちょっとお待ちください、関連の質問になりますか。

○議員（3番 楠原 更三君） 今の続きです。

○議長（池邊 美紀君） 通告の関係は大丈夫ですか。

○議員（3番 楠原 更三君） 地域のまとまりという意味で、回答できればという意味でやっています。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 消防会費も実際地域で集めて、地域の消防団の経費として扱っておりますので、町のほうでどれだけの人数を徴収しているというのはつかんでおりません。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 先ほども言いましたけども、自分たちの地域は自分たちで守る、地域ぐるみで交通安全意識を高める、こういうことから考えたら、全員が負担すべきもの、そういう声はあちこちで聞くわけですが、多分、連協会でもこういう意見が出ているんじゃないかと思いますが、こういうものにつきましても、先ほどの軽度生活支援、今後のことにつきましても、この未加入問題というのは非常に大きな問題だと思います。いろんなところで皆さんもそういう話を聞くかと思いますが、こういうことにつきましては、先ほどのように、庁内横断的なワーキングチームをつくって、全庁的に取り組んでいただけないかなと思います。

地方自治公共団体、地方自治体としてのこれまでの経験の蓄積を持って、取り組んでもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 自治公民館の加入問題については、自治公民館の館長会議なんかでも、非常に話題になります。しかし、基本的には自治公民館というのは、自治で活躍する組織でございますので、やはりこの自治公民館未加入問題については、自治公民館が自主的にやってくださいというのが町の立場でございます。それに対するサポート、そしてまた何らかの相談も含めて、バックアップはいたしますという形で常に答えているところでございます。

また、自治公民館のほうからも、やはり魅力ある地域づくり、自治公民館が活動することが未加入者問題の解決につながるという認識で、公民館長さんたちも言われていますので、そのような立場から町としてもサポートしていきたいなというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 今までも同じような答弁いただいているわけですが、今回はこの軽度生活支援というのを新たに問題として取り上げているわけですが、自治公民館組織とは別に軽度生活支援のできる組織をつくることというのが必要になってくるんじゃないか

なと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 軽度生活支援事業というの、最近スタートしたようなところがございまして、自治公民館、今市自治公民館をスタートにして、いろいろと相談をさせていただいております。そういうような中で、ひとり暮らしの高齢者とか、なかなか表に出て来られない高齢者の方々の、どうやって生活支援していくかというところを、やはりどう取り組むかというのが大きな課題でございますから、一応今のところ自治公民館を対象にして、そしてまた民生委員さんたちのご協力を得ながら取り組むというのが基本的スタンスでございます。

そしてまた、この軽度生活支援に対する財政的な支援ということで、社協のほうで共同募金、そちらのほうの部分も充てながら応援していくということで、まだスタートしたばかりで、これからどんな形の組織づくりがいいのか、課題だろうというふうには思っておりますけれども、当面はやはり自治公民館単位で地域をよく知っていらっしゃる、情報も豊かである、またいざというときに地域防災含めて、やはり自治公民館が主体となって、地域の情報等をまとめながら応援していくという、そういう意味合いでは、やはり自治公民館が中心になるというのが重要ではないかと私は思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 言われることはよくわかりますけれども、公民館長さんの任期が1年のところが結構あります。それでどこまでできるのかという問題です。これは、都城市では自治公民館を十幾つ取りまとめる地区公民館、その地区公民館にまちづくり協議会をつくって、その自治公民館でできない部分を担う。そういうような動きも、そういう形ができ上がっているということです。これから先、公民館役員、自治公民館の役員の方々の高齢化、そしてなり手不足、そういうことから考えたら現状のままでは、いかなもんかなと思いますので、全庁的な横のつながりをもって、教育課だけでなく、企画のほうも福祉のほうも関係しての、この新たな地域づくりというものを、自治公民館100%頼みのような現状を変えていただくことができればと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（池邊 美紀君） これより、昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時56分休憩

午後1時28分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、池田さん。

〔11番 池田 克子君 登壇〕

○議員（11番 池田 克子君） 通告いたしました①防災体制の強化についてと②町発展への取り組みについて、それぞれお尋ねいたします。

まず初めに、①の防災体制の強化についてであります。

近年の地震や豪雨などの災害に対して、防災対策を、何回も種々質問してまいりました。都度ごとに強化されておられますが、昨年のように全国で災害が頻発した状況を考えますと、さらなる強化は喫緊の課題であります。ましてや、南海トラフ巨大地震など、次の大規模災害が近年に起こりう得ると想定されているわけでございますから、体制を急がなければなりません。

行政では地域防災計画が策定されておりますが、一連の災害では高齢者が多く犠牲になっており、地域防災計画があっても地区防災計画がないと被害を防げない、自主防災組織が機能しなければ命を守れないという現実が浮き彫りになったということであります。

この地区防災計画は、平成25年の災害対策基本法の改正で創設され、平成26年4月に導入されております。地区防災計画とは、地域に住む人々が自分たちの地域特性に応じた防災計画を策定し、行政に提案するという地域提案型の防災計画であります。

昨年4月に、内閣府が地区防災計画の策定状況を調査したところ、制度の普及、啓発活動について行う必要はあるが行えていないと答えた自治体は全体の約6割に及んでいるとのことであります。

そこで、町長にお尋ねいたします。地区防災計画について、地域——いわゆる自主防災組織であります——への周知を行っておられるのかどうかであります。

あとは、質問の席にてお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 地区防災計画について、地域への周知を行っているかというご質問に対して、次のように回答させていただきます。

地区防災計画は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月に発生した東日本大震災等、自助、共助の重要性が改めて認識されたことを踏まえて、平成25年6月の災害対策基本法の改正により地区防災計画制度が創設されました。

地区防災計画は、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者による自発的な防災活動に関する防災計画とされており、地域コミュニティにおける避難誘導や避難所運営など、共助の推進を目的として創設されたものであります。

地区防災計画は、三股町地域防災計画に抵触しない場合において、防災会議に計画を提案し、防災会議の審議を経て、地域防災計画に定めることができるようになってきているところです。

町では、現在、各自治公民館の自主防災組織の組織化を推進しております。現在、1つの自治公民館では組織化までを、2つの自治公民館では組織化へ向けて研修会等を支援しており、その中で防災計画作成の入った自主防災組織規約案をお示ししているところでもあります。今のところ、全町での自主防災組織の取り組みに至っていないことから、地域への周知には至っていないところですが、今後、防災士などのリーダーの育成、組織化を図りながら、地区防災計画の周知につなげたいというふうに考えているところです。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 答えをしっかりと町長が言ってくださいましたので、もう二の句が出ないって感じてございますけれども、改めて、再度質問になるかと思いますが、させていただきます。

この地区防災計画の策定は、先ほども申し上げましたように、主体は自主防災組織であります。防災隊長は、自治公民館長となっております。先ほども議員がおっしゃったように、公民館長さんという方も大変役職が幅広くございまして、いろいろ公民館活動の中ではされないといけないという意味では、この地区防災計画まで、じゃあ果たして公民館長さんが携われるかなという部分では、大変疑問を持っているところでもあります。

しかし、自主防災組織の強化は非常に重要であります。身近なところから、災害時に対応できるようにするためには、事前に地域で対応しなければならない事項を把握して、地域の誰が、どのように対応するのか検討しておかなければなりません。毎回申し上げておりますが、1年任期の公民館長さんもたくさんおられます。その方々にも、やはり防災についてはしっかり認識していただかなきゃならないわけです。そして、どのようにこの方々を、どの地域でも策定できるという意味合いでは、もっともっと全員が策定を、単純に言えば、その策定計画を今年度、例えば31年度に策定してしまえば、後は継続で、1年ずつ館長さんがかわろうとも、その策定に基づいて活動できるわけですから。だから、ぜひとも全員が、どの地区も30カ所あるわけですから策定されるまで周知を徹底していただきたいと思うんですが、いま一度、町長にお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） ただいま町長が答弁いたしましたとおり、自治公民館の中では地域でその意識を持たれて、町のほうに相談されまして、まず、計画をつくる前に、館長が中心でもいいですけども、それに対して総務班とかいろんな班体制をつくって、それぞれ地域の特性を生かしたものにする必要があると考えております。

この地区防災計画のもともとの手段といたしましては、町の防災計画は行政が行う地域防災計画でありますけれども、地区防災計画につきましては、同じ三股町内であっても山間部、それぞれ地理の特性とか、地域に住まれている方の経験、知識を生かして、地域ごとに、それぞれの計画を立てるといふの主眼であろうかなと思っております。

そのためには、まずは自主防災組織は自治公民館という位置づけにしておりますけれども、組織化、いろんな組織体系をつくったり、そちらのほうがまず急務であるかなということで、今、公民館長さんのほうには自主防災組織の組織化ということでお願いしながら進めているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） おっしゃるように、それぞれ各地区ごとに、地域ごとに一生懸命努力を、館長さんたちもなさっているとは思いますが、しかし、その地区防災計画をしなけりゃいけないという部分を、全館長さんたちが知り得るという部分では、何かそういう会合を持たれたことはあるんですか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 自主防災組織の組織化についてお話ししておりますけれども、地区防災計画について、その内容について説明をしたということは今のところございません。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 全国の中でも、この地区防災計画を策定したところを参考にしますと、やはり地域内に防災リーダーを置いて、訓練の計画を行うとか、町長さんもおっしゃいましたけれども、避難マップを作成して、名前などを書いたカードを避難時に携帯するなどということも計画されているようです。もっともっと細かくは、いっぱいあるんですけれども。そのようにして、この地区防災計画を出しても、この30の公民館に、三股町の町民の方が全部ここにかかわっていらっしゃるわけですから、この地域はできていて、この地域はできていないとなると、やはりそこに同じ住民でありながらという部分があるわけです。

私たちは、ややもすると、うちの地域はもう大したことないよなど、そんなに大きな災害は起こらないよなどという、もちろん安心の部分が必要でありますけれども、私たちはいつどこで大きな災害に出会うとも限りません。ましてや、津波は当然三股はございません。あるいは長田のような本当に山が近いところでは崖崩れとか、そういう危険性がいつもあるんですけれども、町の中ではなという部分は聞くわけです。

しかし、地震となると、これはもう全体に揺り動かされるわけですから、そうなったときは地域を選ばんわけです。ですから、当然、全体がそういう意識を持っていただかなければならないわけですから、これをどうしても30地区の皆さんに、計画を、行政がやはりリードをしてもら

わないと、知らないばかりに対応できないっていう公民館長は当然いらっしゃるわけですので、この計画、ぜひとも31年度は立てていただきたいと思いますが、もう一度、ご答弁をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 議員のおっしゃるとおり、まず、地区防災計画の存在というのを公民館長に周知というのは必要だと思います。確かに、この地区防災計画というのが全ての地区にあることが、それぞれの地域の防災意識を高める部分にもなるのかなと思いますので、まずは、この計画の存在というのは、館長会議等もありますので、その段階等、自主防災組織のお願いをするに当たって、その辺も含めてお話をしていきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） その自主防災組織の中で、さっき申したように館長さんが一応リーダーという位置づけがあるようでございますから、しかし、申したように、じゃ、その館長さんが何もかも含めてリーダー的存在でそれをやっていけるかなと思ったら、甚だ疑問の点があります。

そこで、やはりリーダーの養成っていうものが必要になると思うんですが、町長さんもさっき申されましたが、地域防災計画の中にもしっかりうたってあるんですね、リーダーの養成という部分がありますよね。自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等実施し、自主防災組織の活動の活性化を図るといことで、行政がしっかりリーダーの養成をうたってあるわけです。そういう中で、じゃあ、公民館長さんでいいのかっていう部分を、ぜひ疑問視していただいて、地域に防災リーダーの配置、これをどういう形でしてもらえるのかなといことで、ちょっと町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 以前から、やはりこれからの頻発する地震、そしてまた台風、また噴火等もございます。そんなものに対応するためには、やはり地域の中で自助、共助、そのあたりが非常に重要だろうと。公助というのは後からですから。そういう意味合いで、以前から防災士の育成というのに取り組んできたところでございます。

それぞれの地域は、それぞれの個性がございますんで、やはり自治公民館を中心にした組織づくりというのが非常に重要であろうというように考えています。

ただ、自治公民館長さんがトップに立つ必要はないわけです。トップに立つところもありますし、あるいはその組織は、やはり自治公民館の中の一組織というような形での動き方というのが大事だろうというふうに思います。そういう意味合いでは、自治公民館長さん、あるいはまた防災士、そういうところを活用しながら、理解を得ながら、組織化を図っていきたいというふうに

思っています。

また、防災士のほうも、年に1回程度しか、この町内では研修会等もやっておりませんので、もっとその組織の強化を図って、それぞれの地域の中でリーダー的な取り組みをしていただくと、そういうところにも力を入れたいなというふうに思います。

先ほどからありますように、各地域に、やはり地域防災組織が必要なんだと。消防団員やら、それからまた民生委員さんやら、そしてまたひとり暮らしの高齢者の方がどんなふうに住んでいらっしゃるか、そういうところをしっかりと把握しながら、情報を共有化しながら、そしていざというときにはお互い共助の精神で助け合っていくと、そういうのが大事ですので、言われるとおり、しっかりと対応していきたいなというふうに思います。

ただ、1年ですぐに組織化っていうのは難しいので、できるだけ、今3つほど話をしていますんで、そういうところを強化しながら、町内全域にそういう組織ができるように努力をしたいと思っています。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 町長は、非常にそういう防災とか、あるいはいろんな防災士の資格とかいう部分では早くから取り組んでいただいて、そして町が補助金出して、資格を取って、本当に皆さん、地域の中で活躍いただきたいという趣旨でしてくださっているとは十分理解しております。

その中で、これはちょっと一例なんですけれども、地域防災リーダーが、一番この地域の中で、いざというときに力を発揮したっていう例でございますが、防災士も資格を持った方は何人かいらっしゃるんですが、じゃそれを、各地域で満遍なくリーダーの方がいらっしゃらなければ意味がないという部分もあるわけですね。そうした中で取り組んだのが広島市なんですね。この広島市が、防災士の資格取得のために講座を開設して、そして資格の取得後は防災リーダーが中心となって防災マップの作成、避難訓練とか研修会とか、いろいろこれを、さっき申しているような地区防災計画の中で生かしているという事例でございますけれども、やはり行政がリーダーシップをとっていただいて、各地域にそのリーダー、防災士の資格を持っている人、あるいは消防士のOBの方とか、そういう方たちも含めていいんですけれども、やはり各地域に全部配置できる。これも、しかし、さっきおっしゃったように、町長さんが1年やそこらでできない。ここも、20年度までにこの防災士を、ここでは950人という目標を立てていらっしゃるようなんですけれども、こういうふうにして防災士がリーダーとなって、地区防災計画を公民館長さんと一緒になって具体的に作成しているっていう部分でございますんで、ぜひ、そういうものを含めると、防災士の資格を取るための、広報においても、そういう内容を含めた意味で、各地域からそういう有志の方を募集するとか、ひとついろいろなアイデアを生かしながら、各地域に

そういう方、リーダーとなる方がいらっしゃるっていうところを、ぜひ、行政としても取り組んでいただきたいと思います。

今申したように、事例を参考にしながらしていただきたいと思いますので、ちょっと町長に、もう一回、お尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 31年度、町の防災マップと申しますか、ハザードマップをつくりますけれども、これもやはり町全域じゃなくて、各地域ごとにつくる、本当にきめ細かにつくる必要があるんですね。それと合わせたところで、この地域防災計画というのにも視野に入れながら一緒にやっていきたいなというふうに思います。

言われるように、各地域ごとに配慮した防災士の育成、そのあたりも念頭に入れながら、そして目標を持ちながら進めていくというふうなご提言もございまして、それに沿って対応していきたいというふうに思います。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） ぜひ、早急に対応していただきたい。さっき申し上げたように、南海トラフというの、具体的に、テレビでもどんどん放映されています。ただ、さっき申した津波とか、そういうものは三股は何も心配要らないんですけれども、やはり日本は地震列島でございますので、我が地域でも南海トラフの巨大地震っていうのは免れないのかなという思いがありますので、ぜひそういう意味でも取り組みを早目にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしときます。

では、次の質問にまいります。

次は、町発展への取り組みについてであります。

町長は、31年度に向けての施政方針の中で以下のことを述べられました。「31年度は、これまでの成果を踏まえ、残された課題、新たな課題に積極的に挑戦し、町の将来像『自立と協働で創る元気なまち 三股』の実現のために、町民の皆様との『協働の理念』に基づき、情報の共有化を図り、『見える行政』、『伝わる行政』を進め、さらに元気で誇れるまちづくりを目指して邁進したい」と言われました。まさに、私が今から質問しようとしている、SDGsの解釈である「持続可能な開発目標」に値する方針ではないかと期待しているところでございます。

SDGsは、2015年9月、国連で採択され、それを受けて日本では、2016年5月に内閣にSDGs推進本部が設置されました。誰も置き去りにしないとの理念のもと、17の目標が設定されております。17全部言うのにはちょっと時間がかかりますので、二、三を取り上げますと、全ての人に健康と幸福をと、あるいは貧困をなくそうとか、あるいは住み続けられるまちづくりとか、17の項目が掲げられております。

そして、政府は10都市を自治体SDGsモデル都市として選定して、資金的に支援をするということになっております。また、政府の目標としては、20年には取り組み自治体を30%にすると定めております。今後の地球や社会を考えたときには、誰一人取り残さず、持続可能で幸せな社会をつくっていくために必要な17目標を全ての自治体が活用することは大変有用であると考えております。

そこで、町長にお尋ねいたします。SDGs（持続可能な開発目標）をどのように捉えておられるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） SDGs（持続可能な開発目標）をどのように捉えているかというご質問に対してお答えいたします。

持続可能な開発目標（SDGs）は、持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成されておりまして、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的な目標とされているところでございます。平成28年5月には、内閣に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設置され、関係省庁が連携し、政府一体で取り組む体制が整えられているところであります。

持続可能な開発目標として掲げられている17のゴールは、貧困対策、健康・福祉、教育、ジェンダー、経済成長、環境保全などの国際的に達成されるべき目標が掲げられております。これらは、17の目標の中には、今後、地方自治体レベルで推進できるものや男女平等、雇用創出、環境保全等、既に本町で取り組んでいる施策と合致しているものもあり、自治体が魅力あるまちづくりを進めていく上でも重要な視点であるというふうに認識しているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 何か、舌をかみそうなSDGsと、横文字でございますので、最初、私も余り日本には関係ないのかななんて思ってたんですけども、やはりこの内容を目を通すことによって、これは自分たちが身近な中で取り組んでいかなきゃならない、本当に重要なポイントなんだということを、改めて私自身も認識したわけですが。

このように、普段自分たちが行政としてはやっているんだという部分としては、行政も、これもこれも、うちはやっているよという内容でございますので、それを改めて、これとこれをするというときに、じゃ何をどうするかという部分が当然必要かなと思ったときに、この2番目の質問になるんですが、このSDGsの達成に向けて、どう取り組んでいかれるのかなと。先ほど答弁はなされたんですけども、いま一度、町長がもし具体的に考えていらっしゃるんだったらお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） SDG sの達成に向けて、どう取り組んでいくのかとのご質問に對しましてお答えいたします。

国におけるSDG sと、自治体の取り組みに関する見解は、SDG sが誰一人取り残さない社会の実現を目指して、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための世界共通の目標であり、広く全国の自治体において積極的に推進することが重要との認識を示しております。

さらに、自治体によるSDG sの達成に向けた取り組みの推進により、地域課題の見える化、分野にとらわれない取り組み体制の構築、企業等との連携強化などが図られ、地域の課題解決の加速化といった、相乗効果が創出される可能性についても示唆されております。

また、昨年12月に閣議決定された、まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）におきまして、自治体におけるSDG sの達成に向けた取り組みの推進が盛り込まれており、成功事例の普及展開等を行うことで、地方創生の一層の深化につなげていくこととされているところでございます。

本町におきましても、SDG sが掲げる17のゴールの多くは、現在取り組んでいる各施策との関連性もあることから、国の動きを注視し、適宜、役場内での情報共有を図り、目標達成に向けた効果的な取り組みを行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 先ほど、私が申し上げた中で、政府が10の都市をモデル都市として選定しておられます。その中で北海道の下川町というところがその中に入っておりますけれども、その中の目標というのが7つほどあるんで、ちょっと申し上げたいと思います。

目標で、「みんなで挑戦しつづけるまち」「誰ひとり取り残されないまち」「人も資源もお金も循環・持続するまち」「みんなで思いやれる家族のようなまち」とか、「引き継がれた文化や資源を尊重し、新しい価値を生みだすまち」「世界から目標とされるまち」「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」ということで、どこが何が違うかといったら、皆さんのイメージの中では、いや、この17の目標はやっているよと。自分たちもやっているから、これを少し強化していけばいいのかなという部分で、ややもすると継続という意味合いで捉えがちなんですけれども、こういうモデル地区として指定された点もあったんでしょうけれども、一点一点を文章化して、この一つの目標に対してこういう部分を文章化して、これに対してはこういうふうに行うとかいこうとかいう部分で具体的に目標設定されているというところが、やはり取り組みとしては違うのかなと感じているところです。

ですから、30年度までにこれを、SDG sのこの取り組みを2030年度までには各自治体

が設定されているっていう部分を、国としては取り組んでいこうという部分はございますので、ぜひ、そういう意味でも、当町においてもこのSDGsの17の目標に対して、どこの部分を、もうちょっと自分としては力を入れてやっていこうという部分で設定するのか。ここでは、今さっき言ったように下川町は7つの項目を重点的にやっていこうということで、取り上げているわけですから、ぜひそういう意味でも、当町においても一つ一つの目標を文章化して取り組んでいただきたいと思いますんですが、いかがでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今、下川町の例も上げられましたけれども、本町もこのSDGsの17の目標のうち、この中で11の目標で「住み続けられるまちづくりを」というのがあるんですけども、その中のターゲットを見てみますと、実際、やっていることもいっぱいあるんです。例えば、適切・安全かつ安価な住宅の提供というようなところ。今現在、長屋を全て耐震化して、そしてまた快適な環境の中での町営住宅の提供というようなところもございます。

それから、公共交通機関の拡大ということで、今、コミュニティバスが走っていますけども、これももう一回、コンパクトシティの中で公共交通機関のあり方、これを見直していこうというふうにも考えています。

それぞれ、あと自然保護とか災害に強いまちづくり、先ほどありましたところの自主防災組織の強化、充実、そういうのもうたってありますので、そういうようなものを来年から31年ですけど総合計画の見直しを行いますので、31年度、32年度に本作成いたします。その中に、この17の開発目標、そして169のターゲット、こういうものも視野に入れながら、総合計画を策定していきたいなというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 本当に、各自治体がこのSDGsに取り組むことによって住民の生活の質を向上させて、それが地方創生の推進に貢献するということになります。町長がそういう大きな計画のもとで推進していこうという部分が、十分私にも理解できましたんで、今後、皆さんが三股の町に住んでよかったという部分を多くのところから聞こえてこられるように、今後ますます発展されることを願ひまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。失礼しました。

○議長（池邊 美紀君） これより、14時15分まで本会議を休憩します。池田さん、お疲れさまでした。

午後2時05分休憩

午後2時14分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位4番、堀内君。

〔6番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（6番 堀内 義郎君） 発言順位4番、堀内です。それでは、早速通告していた質問に入りたいと思います。よろしくお願いします。

今回の3月定例会において、施政方針の表明がありました。

本町農業の現状について話をされましたが、稲作、畜産、野菜類を組み合わせた複合経営が大半を占めており、中でも畜産業は肉用牛の生産を主体とする経営体が多く、全国的に肉用牛の産地として位置づけられるということであり、課題として農業経営者の高齢化や担い手不足、後継者不足が急速に進むなどの課題があるということでありました。

また、TPP、EPAについては、農畜産物の価格変動が経営及び地域経済に悪影響を及ぼすことが懸念されるということで、この件については前回の質問においても質問しましたが、政府が農林水産物の生産額の影響を試算したということで、この場合、TPP11が最大で1,500億円減り、EPAについては最大で1,100億円減るとの試算結果を公表しました。

また、県内においても農林水産物の影響額を試算しましたが、これによると減少額が、最大でTPP11が52億4,000万円、EPAでは48億9,000万円とされ、合計101億3,000万円と試算しております。

特に、牛・豚肉や林産物に影響が見込まれるということであり、今回、TPP11が昨年12月に、EPAが今年2月に発効しましたが、本町の農業構造からは、肉用牛、養豚、林産物に何らかの影響が危惧されることから、国、県の施策を注視し対策を講じたいとのことでありました。

農業施策について、TPP11とEPAの発効により、本町の農林業への影響について、対策は具体的にどう講じられるのか、お聞きしたいと思います。

あとの質問については質問席から行いますので、よろしくお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） TPP11とEPAの発効により、本町の農業への影響が危惧されているが、対策を講じたいとのことであつた、具体策はというご質問にお答えいたします。

TPP11が昨年の12月に、EU・EPAが今年2月に発効されたところでございます。

まず、本町の農林業への影響につきましては、昨年の3月定例会、先ほどお話がございましたが、県の試算では生産減少額は101億3,000万円としており、農業の営農形態から影響の

大きい品目としましては肉用牛、養豚であり、林業にも何らかの影響が危惧されるところであります。その対策として、国、県の施策を注視しつつ、生産費のコスト低減、品質向上、経営基盤強化等の対策を講じていきたいというふうにお答えしたところであります。

今後、税率の引き下げ、撤廃に至るまで、段階的であり、直接的な影響を実感できるまでには至っていないのが現状でございます。今のところ、国、県において予測し得る影響に対し、具体的な対策は示されていない状況であります。

本町の対策につきましては、国、県の具体的な対策が示された段階において町としての具体的な対策を講じるとともに、普段から生産コストの低減、品質の安定・向上、経営基盤の強化等について既存事業を有効活用し、経営的、技術的な助言、指導を行ってまいりたいというように考えています。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） 影響がそんなにはっきりしてきていないということでもありますけれども、町長が1年前の、去年の3月の施政方針においてお話があったんですけども、その中におきましては、農畜産物の価格が海外の経済情勢に左右されやすいことから、経営に及ぼす影響を最小化するという表現としてあります。今回は、これらの発効によって農畜産物の価格変動が経営及び地域経済ちゅうことですね、広範囲に悪影響を及ぼすことが懸念されるということで表現が変わっているかと思いますが、それだけ徐々に影響が出てくるかと思いますが、政府がこれにあわせて総合的なTPP関連施策大綱というのを行ったんですけども、これらを町のほうも受けながら、あるいは今までの対策をとっていつの取り組みではないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今のお話がありましたとおり、一番懸念されるのは価格の変動、この変動が農業者の方々にどのような影響があるのかというところではありますが、先ほど町長のほうが述べられたとおり、発効されまして、新聞では1月、肉用牛が輸入量が1.5倍になったというところで記載されておりましたけれども、それが今、生産者段階に影響が及ぼしているかどうかという点については、まだそういった影響は見られていないというような状況ではございます。

価格の変動というところで考えるときに、町のほうとしては、やはり国、県、そういったところの具体的な施策、そういったところを見ながら町としての独自の施策というのを考えていかないと取り組めないような状況であると思います。

それとあと、やはり既存の事業、特に肉用牛関係につきましては、今海外のほうに輸出がかな

り、年々増えているというような状況でございますので、そういったところで宮崎牛ブランドというところを、やはり質、量、そういったものを安定して出荷できるような体制を、今の状況等も踏まえながら安定供給できるような体制づくり、そういったところをやっていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） さっき話したんですけども、政府のほうはT P Pの関連の対策ということで、町としても——施政方針の中にもありますけども——産地パワーアップ事業とか畜産クラスター事業とか、今までも取り組んできたんですけど、今年もそれを引き継ぐということについては、それも一つの対策になるかと思いますが、どんな見解ですか、ひとつお願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） もちろん、既存の事業であります国の産地パワーアップ事業、こちらのほうは農業機械の導入に関しまして2分の1補助つきリース事業ということで、国が出している施策でございますが、これも引き続き、一部はそういった海外の関税等に関する対策として打ち出された事業だと思えます。引き続き取り組んでいきたいというふうに思っていますし、あと畜産クラスター事業、こちらのほうについても従来どおり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） 本町においては、農畜産の畜産のほうはほとんど大きなウエートを占めるかと思えますけれども、畜産クラスター事業、国のほうも拡充するという事で補正予算を大体560億円ぐらい見込んで、町のほうも畜産クラスター事業を取り入れていますけれども、本年度、その事業について何人の方が利用されるのか、予算と金額とかあれば教えていただきたいと思えます。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 31年度ということによろしいですか。

31年度の畜産クラスター事業については、現在のところ、町内ではまだ手が挙がっておりません。産地パワーアップ事業についても、31年度はございません。

ただ、30年度事業の繰り越し分が31年度へという事業の部分はありますけれども、双方とも31年度部分については、まだ要望等は上がってきていない状況でございます。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） 特に農業関係についてはいろいろ支援をいただいているんですけども、牛のマルキンの、国としては補填率を上げるなど対策を行っております。

また、町のほうも新しく、畜産関係施策になりますけども、飼料生産分業化という調査をやりたいということが書いてありますけども、経営的に効率化ということが上げられると思いますが、それについてちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 畜産分野におきまして飼料の分業化という点については、やはり今、畜産農家も高齢化が進んでいます。あと、労働力不足というところのことを考えまして、一つは機械化というところも必要なんですが、どうしても肉用牛、酪農を含めてなんですけども、生産基盤の従事する人間といいますか、担い手を育てるという意味においては、畜産の分野においては、特に飼料作物にかかわる部分の労働力、そして労働時間、ここをどうにか通常の飼養管理の部分と分離してできないかと。いわゆる飼料作物の生産分野のところを外部に委託する——外部ですね——ほかの人につくってもらって、極端に言えば、できた製品を畜産農家買って、それを牛に供給するというような体制をできないかというのを考えています。

その理由の一つとしては、1つの農家の方々がその飼料作物にかかわる時間と、そこに投下する労働力を金銭的になかなか計算されていないという部分がありまして、その分の労働時間を、対価の部分を外部に委託することによって、その分の労働時間が我が家の飼養管理に費やすことができるんじゃないかと。その労働時間が費やされるということになると、その分、生産基盤を広げられるんじゃないかということと、もう一つは、そこに投資する機械関係の投資、そちらのほうも軽減できるんじゃないかというところで、飼養分業化について作業部会を立ち上げて、今検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） なかなか影響が目に見えてこないとは言いますけども、酪農家のほうにいろいろ話を聞くと、少しずつ影響が出てきて、うちも今後やめるかどうかわからないということを話されています。

町内においても、今、酪農家が少しずつやめていく現状にあって、EPAについては、特にチーズとかそういった関税が下げられ、16年度になくすということになっております。国としては国産チーズの競争力の強化として150億円を措置しているんですけども、そういったことも徐々に対策を、町としても国とあわせて対策をとっていかなければいけないと思いますけども、今年度の事業で全日本ホルスタイン共進会というのが書いてありますけども、そういったPRも必要かと思いますが、それについて具体的な話をお聞かせください。

○議長（池邊 美紀君） 通告に従った形で質問をお願いいたします。もう一度お願いします。

○議員（6番 堀内 義郎君） 一応、農業施策と町長の施政方針ということで、答えられる範囲内をお願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 全日本ホルスタイン共進会というのが、5年に1回開催されます。前回、北海道のほうで開催されまして、今度、5年後ということで、平成でいいますと32年度、西暦2020年、こちらの開催が九州・沖縄のブロック開催ということで開催地が都城の地域家畜市場、農協の家畜市場、こちらで開催されるということで決定しております。それに向けて、この九州・沖縄ブロックで実行委員会をつくっております、そちらのほうで今、大会に向けて進めているというような状況でございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） ありがとうございます。

次の質問になりますけれども、スマート農業関係になります。先月2月20日の地方紙によりますとIoT活性学生コンテスト——地元紙に書いてあったんですけども——アイデア部門で畜産負担軽減につながる評価として都城高専が全国1位となったということで、優秀賞に輝いたということが書いてありました。

また、農業の専門紙においては「加速するスマート農業」とあり、労働負担の軽減、技術継承に期待とあり、農業分野においては先端技術の波が押し寄せているというふうに感じております。

農業の課題解決や農業形態の将来像についてお聞きしますが、産官学民連携の取り組み、あるいはスマート農業を推進すべきではないか、お聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 産学官民連携の取り組みとスマート農業の推進に対する考え方についてお答えいたします。

産学官民連携の取り組みにつきましては、包括連携協定の一環として南九州大学と連携して6次産業化戦略作物営農定着化推進事業を活用し、プチヴェール、ゴマの生産基盤強化及び特性を調べるための調査研究に取り組んでいるところでございます。

次に、スマート農業は、ロボット技術、情報通信技術、ICTを活用して省力化や精密化などを進めた次世代農業を示すスタイルであります。スマート農業が必要とされる背景には、労働力不足を補うための手段や競争力の強化、魅力ある新たな農業として就農者を呼び込む狙いがあるようです。既に農機具のロボット化・無人化や遠隔操作による農業用施設の管理などにおいて実用化され、最近では、日本航空において手荷物積み込み時の作業者の負担を軽減するパワード

スーツの実用化が話題となり、農業分野の実用化に向けて期待されているところでございます。

スマート農業は、近い将来、身近な農業スタイルとして段階的に定着していくものと考えます。本町では、畜産分野においてICTを活用した子牛の生産率の向上と分娩事故を軽減するための取り組みとして、新年度予算の畜産生産性向上事業に新たに繁殖牛監視装置整備支援事業を盛り込んだところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） 今、答弁いただきましたけども、産官学民連携の取り組みとしては、先ほどありました都城高専、これは前議員からもありましたが、その後、平成29年の3月15日に都城高専と包括連携協定を締結したということが掲げてあります。また、内容につきましては、高専の知識を融合させ、現場の省力化や鳥獣被害の対策、情報通信技術を使った農作物の生産・販売等で地域発展に寄与したいということが書いてありまして連携していくのかと思っていますけども。

南九州大学においても包括連携ということで、先ほどありましたプチヴェールとかゴマとかありまして、議会のほうでも去年の3月だったと思うんですけども研究棟とか見させていただき、いろいろ取り組んでいるということで、カラーピーマンとかバナナとか、そういったことが地域の特産品に、ゴマも含めて、なればいいかなということで見学させていただいたところでございます。

先ほど、課長からありましたICTを使った牛の生産性というあれ、あるんですけども、いろいろICTを使った取り組みがあると思うんですが、これは牛の発情とか、あるいは餌のタンクの残量とかなるかとは思いますが、牛の発情のほうでよろしいのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 新年度予算のほうに盛り込まさせていただいたのが繁殖牛の監視装置ということで、名前につきましては、機械名なんですけども「牛恩恵」という装置でございますが、これは、ふだん発情の発見、それと分娩に際しては人間的な観察が必要でございましたけれども、この装置を活用することによって、歩数ですね、牛の、それとあと温度、体温ですね、そちらを感知して、そのデータがスマートフォンもしくはパソコンのほうに情報が流れていくと。観察しなくても、遠隔におってもそういった情報を察知して、牛のお産なり、あと発情を発見できるという装置でございます。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） また、ほかにもいろいろ聞いてみますと、以前あったんですが、ドローンを使った農薬散布とか、あと空撮とか、そういったこととしていらっしゃる方もいます。

また、ハウスにおいては、キュウリハウス——キュウリの施設ハウスですけども——ボイラーやガス、CO₂の濃度を、一応パソコン管理ということでもありますけども、それはまだ通信まではしていないかもしれませんがICTを使っていきそうな管理で、町内もいろいろな取り組みがなされてきているじゃないかと思っております。

そこで、国としては、こういった新たな国産ブランドや生産向上の戦略的な革新技術の開発として、今回62億円を組んで支援しているということでありまして、隣の——この前ちょっと新聞に載っていたんですけども——都城市がスマート農業の促進事業ということで取り組んだということで、ちょっと資料をもらってきましたので紹介したいと思いますけども。

農政部のほうの農政課の担当でございますが、その事業の目的といたしましては、本市の基幹産業である農林畜産分野において、ICT技術等を活用して生産性の向上や高付加価値化に取り組むスマート農業を促進しますということで書いてあります。事業の概要につきましては、スマート農業セミナー、要するに、1年目はセミナーを開催して知らしめるというか、そういうことに取り組む。次年度からになるかもしれませんが、モデル実証、取り組んだことの検証ということで、ロボットやAI、ICT等の最新技術を取り込んだことの実証ということで、これらの予算を市のほうが大体420万程とっておりますけども、町としても先ほど言いましたICTに取り組むということでありまして、今後、よりスマート農業を推進していただいて、農業の労務の軽減あるいは高齢者の負担を少しでも和らげてもらいたいと思っておりますけど、機械の大型化になると相当な予算が要すると思うんですけども、まずはそういった情報技術と通信を生かしながら、労働力の軽減というか、そういったことに取り組んでいただければいいかと思っておりますが、都城の取り組みについて、何か感想とかあればお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 先ほど申しましたとおり、スマート農業、こちらのほうも段階的に現場のほうに浸透していくのかなというふうには予測をしているところなんですけど、ただ、現状で考えますと、こういった技術は確立されているんですけども、それに対する費用、かなりの費用がかかるというふうには考えております。これらの費用が個人的に投じたときに経営的にどうなのかなと、労働力とその費用対効果というところを考えたときに、なかなかすぐに定着するというのは難しいのかなというふうには考えています。

都城市の農業委員会のほうで事例で一回見に行ったんですけど、福岡の会社が、都城市のところですね、これは施設なんですけれども、野菜ですね、そちらのほうを福岡で、もう全て温度管理から操作してやっていくと。地元では、その摘み取りをやる労働力だけというような、まさにICTを活用した、そういった農業形態がされているんですけど、そこに投ずる金額を考えると、すぐには取り組めないのかなというところもありまして。

そういった部分を踏まえて、段階的にいずれ普及はするかと思いますけれども、普及といいま
すか段階的には定着はしていくのかと思うんですが、早急にそのスマート農業をこの三股町に定
着させるといふところは、ちょっと急には厳しいという状況じゃないかなというふうには考えて
おります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） それ相当のお金が要るかと思いますけれども、まずはスマート農業
と——私もちょっと詳しくはわからないんですけども——セミナーとかそういうのをちょっと開
催して、こういう取り組みの事例があるよとか、そういったほうを進めていって、徐々に農家の
軽減負担とかそういったのに、費用対効果もあるんですけども、今後こういった時代の流れにな
っていかうかと思っておりますので、その辺をちょっと検討していただければいいかと思っております。

次の質問になりますが、商工業振興（特産品化・6次産業化）についてお聞きいたします。

6次産業化の取り組みとしては、商工会や観光協会、霧島会などの団体と連携しながら、ゴマ
やどぶろく、バイオ茶、カンショのスイーツなどのブランド化に努めるとともに、ふるさと納税
の返礼品として活用していきたいということでありました。特産品の現状と、エゴマの特産品化
に取り組みたいということがあるんですけども、そのところについてどうなのかお聞きいたし
ます。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 特産品の現状と、エゴマの特産品化に取り組みたいとあるがど
う思うかのご質問に対しましてお答えいたします。

本町の特産品の現状としましては、どぶろくの製造・販売、どぶろくこうじに漬け込んだ牛肉
や豚肉、どぶろくを使ったお菓子などの製造・販売もされておまして、どぶろく特区の町とし
て根づいてきております。また、みまたんごまプロジェクトにおきましては、生産から加工、販
売までの一貫した流れができておまして、町内の菓子製造業組合の協力による多様な商品も発
売されております。さらには、本町における6次産業の先駆けとも言えるバイオ茶を餌に使った
バイオ茶パークのほか、陶器や刃物などの工芸品等多数の特産品がございます。また、三股町の
新しい野菜として定着しつつあるプチヴェールやゴマの茎葉を粉末に加工し、それらを利用した
特産品開発にも取り組んでいるところでございます。

次に、エゴマの特産品化についてでございますが、本町の気候や土壌、エゴマの栽培に適して
いるのか、特産品化できるまでの収量、収益、作付面積、生産者の確保は可能なのかなど、課題
も多くございますので、これらを一つ一つ検証していく必要があるかと思います。ただ、近年、
エゴマの含有成分が与える健康への効果が評価されておまして、全国的に生産品の需要が高ま

っており、需要が供給を上回っていると言われておりますので、課題等を解決できるのであれば特産品化に取り組む価値はあるかと思えます。しかしながら、生産者となられる方の情熱と努力といったところが一番重要であるかと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） 今後、検証していくことになろうかと思えますけども。

エゴマについてですけども、町長はもちろん聞いたことがあります。はい。先ほども健康にいいということで、今、健康志向ということを言われております。何々を食べ続けると体によいということで、血糖値や血圧が改善された、あるいはダイエットにいい、何キロ痩せたというようなことがよくマスコミを通じて口にするんですけども。

エゴマについて、ちょっとお話しさせていただきたいと思いますが。ゴマとエゴマはどのように違うのかということでありまして、ゴマはゴマ科に属するちゅうことでありまして、エゴマはシソ科に属するということが書いてあります。エゴマは食べると10年長生きできるということで、その油に含まれているα-リノレン酸ですか、そういう成分が含まれているということで、いわゆる畑の青魚と呼ばれているということです。高血圧やダイエットなどによいとされ、先ほども答弁がありましたように脚光を浴びて注文が殺到しているということをお聞きいたします。

そのエゴマとして取り組んでいるところがあるんですけども、栃木県の茂木町というところがありますが、町長はご存じじゃないですか。とりあえず、調べてもらえればいいのかと思うんですけども、その茂木町の町長が、自分とこのつくったエゴマの油を食して続けていったところ健康が改善されたということで、血圧とかコレステロール値かわからないけど、そういったことがよくなったことが書いてありますので、ぜひそういったことを、改めてまた調べてほしいと思うんですけども。

エゴマについて、私も量販店に行って一体どんなものかなと見てみたんですけども、ほとんど普通のゴマ油と、あるいは国産のエゴマというのが全くなかったんですけども、量販店を2カ所行ったんですけども。2本だけありました。それを見ていると韓国産というか外国産のものが1本ありまして、あと1本が国内製造ということで、多分外国産のものを国内で加工したものが売ってあったんですけども、大体700円ちょっと、これぐらいの瓶に入れて、そういったことが、体にいいということが言われておいて。

じゃあ何で、エゴマを取り組みたいかというのが今回のあれになると思うんですけども。農家の皆さんによると、地域にもよるんですけども、去年、米の生産調整によって、米にかわるものがないんじゃないかということで、それで何をつくっていいのかわからない。あるいはゴマやエゴマが、先ほど言いましたように健康にいいということでありまして、今まで町としても6次産業化に対していろいろプチヴェールとかブルーベリー、アーモンドとか取り組んでいるんですけども。

ども、こういったエゴマというのが実証されて取り上げられております。こういった、町としてもインパクトのある産物をつくってみてもいいのかなということで、今後の検証になるかと思えますけども、そうすれば行く行くはふるさと納税の返礼品等活用して、三股のPRになるかということで思っております。

ほかのプチヴェールとか、そういったことで健康にいいという実証ができれば、それもなおさらいいんですけども、エゴマというのも一つありますので、そういったことをちょっと、再度特産品化についてお願いしたいと思います。まずは検証ということで、ひとつ前向きな……。

○議長（池邊 美紀君） 質問を。

○議員（6番 堀内 義郎君） よろしく願いいたします。

次の質問になりますけども、6次産業化による農山村・漁村の所得向上や雇用の確保等、国が進めているんですが、本町においてはなかなか認定件数が上がらないということが言われておるかもしれませんが、まず、次の質問になりますけども、6次産業化をさらに進めるためには、本町の認定件数ですが、それを増やさなければならぬと思いますが、本町の認定件数についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 6次産業化の本町の認定件数はとのご質問に対しましてお答えいたします。

6次産業化につきましては、農林漁業生産物をベースとしまして、加工、流通販売、観光交流などを連携させ、地域の自然や文化を取り組みながら地域独自のものとして提供することにより、地域の活性化や雇用創出にもつながるものと考えております。

平成23年3月1日、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、いわゆる6次産業化法が施行され、本法の認定を受けますと農業改良資金——無利子の資金でございます——の特例や認定後の事業サポートなど、さまざまなメリットがございます。

本町におきましては、株式会社しも農園が町の特産品プロジェクトと連携したみまたんごまの生産、商品化及び加工品製造・販売を行っているところであり、平成26年10月31日に6次産業化法に基づく、6次産業化に向けた事業計画の認定を受けているところでございます。

現在のところ、本町におきましての認定件数はしも農園1件でございますが、今後、宮崎県を初め関係機関と連携をしながら、農業生産と加工販売を一体的にした6次産業化への取り組みに対しまして支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） 認定件数につきましては、全国で2,407件あるということをお調べなされたんですけども、その中で宮崎県は104件あるということで、ほとんどが市町村の中で市のほうに取り組んでいて盛んではないかと思っております。三股では1件だけということで、なかなか進んでいないというふうな現実かと思っておりますが、進まない理由、これから進めなきゃいけないと思っておりますが、何か特定の理由とかいうのが考えられたら、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 三股町で、今申し上げましたとおり県内104件のうち1件しか認定がされていないということがございますけれども、こちらの認定要件でございますけれども、まず生産者でなければならないというものがございます。それと事業内容ですけれども、今までつくっていたものではなく、新たに取り組むものの製造・販売、新製品の開発というところが一つございます。そして、経営の改善というのがございます。これが大体5年以内の計画書をつくっていただくんですけども、3年から5年が国の推奨となっておりますけれども、これが最終年度には黒字になる、また5年間で売上高が5%以上増加するといった計画書の作成というものが大前提となっておりますので、そのハードルがやや高いのかなということを感じております。

ただ、これに際しまして、どうしても認定を受けたいということでございますれば、窓口として役場の企画商工課のほうでもありますので、そちらのほうを利用して、あとサポート体制も整っておりますので、ぜひご相談のほうはいただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） いろいろな高いハードルがあるかとも思うんですけども、これらを進めるために、いろいろ聞くと、町内にそういった試作をつくるような施設がないということをお聞きします。外部へ加工委託するには、ちょっと発注ロットの量とか費用負担が制限があり、足かせになっているということをお聞きしますが、次の質問に入っていきますが、特産品・6次産業化をさらに進めるため——1件ということでもありますけども——加工施設の設置や貸し出し、販路促進についての支援はできないものかお聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 特産品化・6次産業化をさらに進めるため、加工施設の設置や貸し出し、販路促進についての支援はできないかのご質問に対しましてお答えいたします。

現在、本町では、地域資源を活用した新たな取り組みを支援していくため、三股地域ブランド発信事業補助金を創設しております。これは、本町の産業振興及び地域の活性化を図るため、住

民、企業及び団体による農商工連携や6次産業化等の新たな取り組みにより、三股町産の地域資源を活用した地域性の高い新商品の開発・発信等を目的とした事業に対し、経費の一部を支援する補助金でございます。平成28年度から本事業を実施しておりまして、初年度が4件、金額にしまして107万3,000円、昨年度が2件、金額にしまして60万円、そして本年度が3件、金額で68万円の事業を採択しているところでございます。それらの中には、まだ商品化や販路開拓に至っていないものもありますけれども、採択した事業については、求められるニーズに合った情報の提供であったり、専門家のアドバイス、セミナー等を受けられるような支援体制を構築し、フォローアップを図ってまいりたいと考えております。

また、先ほどご説明いたしました6次産業化法の認定を受けますと、施設及び機械等の設備に対しましても、補助率2分の1ではございますが、上限500万円までの支援を受けることができるようになっております。町としましても、引き続き商工会や町雇用創造協議会等の関係機関と連携し、商品価値の高い特産品の創出に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） さっき答弁いただきました、みまた地域ブランド発信事業ですか、その紹介があったんですけども、これの要綱の中には、町の産業振興及び地域の活性化を図るため、住民、企業及び団体による農商工観・産官学連携、6次産業化の新たな取り組みにより、地域資源を生かした地域性の高い商品の開発ということがうたわれておりますが、その中の4条の中に交付事業の要件としまして、研究開発事業、商品化促進事業、販売力強化事業、その他町長が適当であると認める事業ということで、この中にはさっき言いましたハード面、施設に関することが書かれてはいないと思うんですが、これも町長が認めたら支援の範囲になるということでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） こちらのみまた地域ブランド発信事業の補助金でございますが、事業費の3分の2、限度額が30万となっておりますので、研究開発事業であったり商品化促進事業であったりするんですが、その中で対応し得るものとして、賃借ですね、そういった設備の賃借等は該当していくのかなと思いますけれども、大型機械の設置とかとなるとそぐわないのかなと考えております。まず、試しの試作品とかそういったものをつくる上での機器の賃借料とか、そういったものは該当するかと考えられます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） 都城の取り組み、紹介になりますけど、ちょっと恐縮であります

が。先週、山之口町の道の駅のほうに加工施設があるということで見に行ったんですけども、農水省の補助事業ですばらしい加工施設がありますが、話聞いてみると、維持管理費が相当かかるということでありました。そういった大きい施設じゃなくても、小ぢんまりとした施設でもいいんですけど、貸し出しとか、そういったものをいろいろ、今後さらに支援していただければいいかと思っております。

今回、昨年ですか、どぶろく大福の店舗さんが閉店したということで、これについても町としては大きな損失をこうむって、今後これにかわるものが出てくればいいかと思っておりますけども、先ほど言いました町のインパクトを与えるような、健康にいいというのを材料にしたものも取り組んでもいいのかなと思っております。それらが出てくれば、また町民の方も、これらを食して、こんなふうに健康改善されたよということで、先ほど言いました茂木町の町長のブログとかそういったこともありますので、そういったことの特産品の取り組み方についても、ちょっとおもしろいんじゃないかと思いますが、こういったことについて、町長の一言、見解をお願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） やはり、あれもこれもというわけにはいきませんので、まず、今やっていることをしっかりやると、それが大事だろうと思います。そしてまた、そういう新たな取り組みがあれば、そのあたりの実績を見ながら、町としてできる範囲、できるものは何か、そういうものを検討しながら応援していきたい、サポートしていきたいと思っております。

まずは今、ゴマ、そしてどぶろく、そしてまたそれ以外の6次化のもの、それからまたバイオ茶とか、それぞれありますので、そういうところもしっかりと踏まえながら、新たなところには、また今後の推移を見ながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（池邊 美紀君） 堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） ゴマについては、前回、量の確保ということで、ごまをすったわけじゃないんですけど、そういった支援をいただきました。

今回、エゴマについては油ということもありますけども、今後そういった新たな発想の6次化の取り組みもちょっとおもしろいんじゃないかということで、今回、質問にかえさせていただきました。ぜひ、茂木町とか、ホームページありますので、見ていただければおもしろいかと思います。

今回、町の活性化のために、農業を中心に、また6次産業を中心に質問をさせていただきました。今後とも、第1次産業が三股町では大きなウエートを占めますので、それらにまた力を注いでいただいて、元気ある三股町をつくっていただければいいかと思っております。

今回、こういって質問にかえさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。残りの質問は、あす、7日木曜に行うことといたします。

_____ . _____ . _____

○議長（池邊 美紀君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時02分散会

平成31年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成31年3月7日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成31年3月7日 午前9時59分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 新坂 哲雄君	2番 森 正太郎君
3番 楠原 更三君	4番 福田 新一君
5番 池邊 美紀君	6番 堀内 義郎君
7番 内村 立吉君	8番 福永 廣文君
9番 指宿 秋廣君	10番 重久 邦仁君
11番 池田 克子君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君
企画商工課長	西山 雄治君	税務財政課長	綿屋 良明君
町民保健課長	横田 耕二君	福祉課長	齊藤 美和君

農業振興課長 …………… 白尾 知之君 都市整備課長 …………… 上原 雅彦君
環境水道課長 …………… 西畑 博文君 教育課長 …………… 鍋倉 祐三君
会計課長 …………… 川野 浩君

午前9時59分開議

○議長（池邊 美紀君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、一般質問を行います。

6日に引き続き、質問をお願いします。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、福田君。

〔4番 福田 新一君 登壇〕

○議員（4番 福田 新一君） 三股丸、新元号に船出する、自立協働の3月議会。三股丸、新元号に船出する、自立協働の3月議会。発言順位5番、福田新一、おはようございます。

町議会議員4年任期中の最後の一般質問となりました。4年を一つのスパンと考え、原点に戻り、本町の象徴でありスローガンである「自立と協働で創る元気なまち三股」を念頭に置いて、今回も本気で質問していきたいと思っております。

町長3期目の就任に当たり、町政運営についての所信表明演説の中で、「各種イベント等での通過型の誘客から、滞在型、滞留型に転換し、外貨を稼ぎ、町の経済の活性化につなげる」と述べておられます。また、今回の施政方針においても、「さまざまなイベントを開催するとともに、町経済の活性化につなげたいと思っております。」と述べておられます。みまたん霧島パノラマまらそん、モノづくりフェアなど、主なイベントにおける経済効果はいかかなものだったのでしょうか。内容は満足する結果だったのでしょうか。また、今後これらのイベントを町の経済の活性化にどのようにつなげていくおつもりですか。

あとの質問は質問席からさせていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。ただいま福田議員のほうから、各イベントの経済効果ということでご質問がございました。次のとおり回答させていただきたいと思っております。

みまたん霧島パノラマまらそん、モノづくりフェア、まちドラ！、それに運動公園を利用したスポーツキャンプを加えた4つの事業は、人口減少対策として、平成27年度に策定しました総合戦略の基本目標「行きたい住みたい「みまた」をつくる」という目標を達成するために実施している事業でございます。本町の特色ある文化、芸術活動やスポーツ振興などの各種イベントの開催を通して、町内外の交流人口の拡大による賑わいの創出を図ることが大きな目的であり、町外の方々に三股の魅力を発信し、三股町への移住促進を図るとともに、町民に三股の魅力を再発見してもらい定住を図るものです。

県内の多くの自治体で深刻な人口減少が進む中、本町においては子育て世代の若い方々が多く転入されていることから、目標に対する事業効果はあるというふうに考えております。また、これらの事業を定着させることにより、将来的には大きな経済効果も生まれるというふうに考えているところでございます。

個別的なそれぞれのイベントについての経済効果については、担当課長のほうから回答させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） それでは、ご質問のありました1番目、みまたん霧島パノラマまらそんについてお答えします。

第4回のみまたん霧島パノラマまらそん大会は、約550人のボランティアの支援を受けまして、町民総ぐるみのスポーツイベントとして大変盛り上がったところでございます。また、スポーツのポータルサイト、ランネットというのがあるんですが、1月に開催されました全国のハーフマラソンの部でランキングが1位と、全国で1位ということになりました。そのほか90人から寄せられたコメントには、喜びや感動の声が多くありまして、アンケートでは、次回大会もぜひ参加したいという声が9割を占めたところでございます。このように多くの参加者に喜びと感動を与えたことは、開催目的でありますスポーツを通じた交流人口の拡大を推し進め、三股町を全国に発信するなど、その効果は大変大きいと考えております。

経済効果につきましては、第2回大会から同時開催しています「よかもん朝市」、こちらの売り上げが実績として上げられます。第2回大会が87万円、第3回大会が67万円でありましたが、今回の第4回大会は107万円と過去最高の売り上げでした。県外からの来場者は、応援者を合わせると約280人、町外からは約1,000人と推計されることから、宿泊費、飲食費、交通費などの経済効果もあると思いますが、本町には、今現在、宿泊施設がないことから、現在のところその効果は薄いというふうに思われます。ただ、次年度から民間の合宿の施設、民泊の活用も徐々に増えていくと思われますので、経済効果は少しずつではありますが、増えていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 続きまして、モノづくりフェアの経済効果についてお答えいたします。

毎年6月に開催しているモノづくりフェアでございますが、今年度で第6回目となったところでございます。年々出店者と来場者が増えておりまして、それに伴い経済効果も年々高くなっているところでございます。各出店者の自己申告による会場全体の売り上げとなりますが、平成25年度が約490万円、平成26年度が約570万円、平成27年度が約680万円、平成28年度が約910万円、平成29年度が1,110万円、平成30年度が約1,320万円となっております。

また、そのほかの経済効果としまして、その数値につきましては把握できていないところなんですけれども、同会場敷地内に飲食ブースを設けていることやガッツリランチプロジェクトと期間が重なっていること、そのほか、よかもんやでの催しものを同時に開催していることなどによって、町内における消費を考慮しますと、トータルでの経済効果は、今お示ししました数値よりもさらに大きくなるものと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 先にしましょうか。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 今、教育課長と説明してもらったんですけども、やっぱり予想外のところ経済効果というのはあるんだなという気はしました。

資料1をごらんください。ここに、第4回みまたん霧島パノラマまらそんということで、参加費と出費の関係がそこに表示されております。金額の欄に、赤に入っているのが昨年値です。そして、これ見ますと町からの委託金というのが、今年、前年度と約700万の委託金が出されております。そして、この支出のほう見ますと、字の間違いがあります。初歩的なミスでしょうか。昨年の資料にも同じようなミスがありました。いかがなものでしょうか。

そこでお聞きします。表の中で競技運営費というところが、今年が300万円、前年度が500万円ということで、今年200万円の減といいますか、減らされたのは何が要因でしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 全体的に、昨年は会場のテント、テントは南九州大学からお借りして、一部で、大量に張ったんですが、その片づけ関係で、雨が降ったために平日にずれ込んだ

というのがあって、その片づけの職員が相当手助けをしたというのがあって、もうそれを今年は委託しようということで全部委託したんです。その関係で当初から経費節減に努めたというのが大きなところでございます。

一番大きいのは大型モニター、中継用の大型モニターを会場内に設置していたんですが、それを一つ今年から取りやめたというのと、あと、コースの警備員をたくさん配置しているんですが、今回、選手が通過した後、その警備員を効率よく次のところどんどん合理的に配置、指南して、警備の数を大幅に減らしたということです。そういうところが、大きいのかなというふうに感じておるところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） なるほど、改善されたということですね。たしか、去年は風で1回吹っ飛んだですよ。ああいうのもちょっと心配なところだったですけども、そういった年々改善されていったということは、非常に大事なことで、あとの項目にもちょっと出てくるんですけども、やはり一年一年見直されて、三股の霧島パノラマまらそんというのは、行くと行くと何か新しいものを感じるねというふうになるといいと思います。

そこでもう一つ、その資料1の下のほうに書いたんですけども、参加者数が前年に比べると266名少なくなっております。たしか何かの大会と日にちが重なったというのをお聞きしたんですけども、これは何が原因だったのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 前回と今回の参加者を比べたときに、2キロの小学生の部、こちらが約100人減っています。あと、3キロをこちらが約100人減っているところでございます。前回は、パノラマまらその楽しさを体験してもらおうというのを考えまして、町内のスポーツ少年団、そして部活動生、こちらを参加費無料で、招待ちゅう形じゃないけど、参加していただいたんです。そういう形で団体がまとめて参加してくれましたので多かったですけど、今年から参加費とりましたので、そうすると保護者の理解が承諾が要りますので、自由参加ということになりましたので減ったんじゃないかなと思っております。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 今年のアンケートはとられたんですか。もし、とられているのであれば、代表的なところ、二、三、紹介していただくといいんですけど。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） ランナーの感想ということです。「来年も参加します」とか、「2019年も一発目楽しく走れました」とか、「寒いけどすばらしい大会でした」とか、三股のおもてなしですね。そちらに感激しましたという意見が非常に多かったと思います。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） ありがとうございます。それは、また何かで公表されるといいですね。アンケートの内容ですね。

4回目を数えるわけですが、応援する側の要望があります。レース中の応援とともに活発なふれあいというのが、このみまたん霧島パノラマまらその特徴だと思います。各人ハイタッチしたり、「ファイト」また、「頑張って」と、それぞれ思い思いの声かけをやっております。走る格好や服装に対して声かけもとてもユニークです。広島カープのユニフォーム着ているランナーには「広島頑張れ」とか、また、侍の格好した人には「侍、大丈夫か」とか、非常にユニークな声かけもありました。

町外からのランナーには、ユニフォームにどこでもいいですから、例えば来られた地名が記入されているともっといいんじゃないかと思いました。ユニフォームに地名が書いてあると、声かけにも歓迎の言葉も込められて、また、ふれあいもひととき愛着が湧くのではないのでしょうか。ぜひ、参考にさせていただきたいと思います。

次に、資料2をごらんください。モノづくりフェア6年間の内容の推移です。出店店舗数、来場者数ともに年々上昇し、充実したものになってきています。

昨年、平成30年度第6回の会場内売上額、先ほど西山課長のほうからも説明がありましたけれども、1,324万円と伸びています。活性化にどのようにつなげていくかですが、その資料2の下に書いてありますとおり、会場内売り上げは各出店店舗が直接収入としており、実行委員会の収支とは関係ありませんとあります。残念ながら、これは各出店店舗の収入となっております。

そこで、上から3行目の項目で、出店店舗数とあるんですけども、括弧で入れました本町での店舗数の推移というのは、どういうふうに推移しているのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） モノづくりフェアにおきましての本町の店舗数の推移でございますが、平成25年度の第1回目から順に申し上げます。

第1回目が9店舗、第2回目が9店舗、第3回目も9店舗、第4回目が11店舗となっております。第5回目が10店舗、第6回目が11店舗、大体全体の出店数に対して約2割の出店数となっております。

平成30年度の第6回を見ますと、単純に2割ということで考えますと、町内の工芸家の売り上げというところが約264万円ぐらいになるのかなと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） やはり、本町での店舗数とも年々増えているとうことですね。私は、これらのイベント開催とともに経済の活性化につなげるのは、先ほどもちょっと話出ましたけども、やはり宿泊施設じゃないかと思います。本町に宿泊施設がないというのが大きな弱点のような気がします。次のステップに入れない大きな壁のように思えてしようがありません。

そこで、町長就任の所信表明で民間の合宿所の話がありました。所信表明で言われたからには、民間であっても町との関係が強いものがあると感じました。この民間の合宿所と町のかかわりについて、再度伺います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 民間の合宿所については、今現在建設中というふうに見られます。それは5月以降にオープンというような形で利用が可能というふう聞いておりますけれども、そちらのほうとの今後の連携ですけれども、それについてはまた、都城の宿泊施設への支援というものがございまして、そういうのも見ながら本町としてはどのような形で連携をとるか、31年度の中で十分検討したいというふうに思います。

また、民泊についても同じように、今2件でございましてけれども、これも増やしていったら、やはり宿泊関係のところでお金が回る、経済効果も回る、そういうふうな方向を見つけないかというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 今、町長の話からもちょっと出ました民泊の話ですけども、私、そこに話をつなげていきたいと思っておりました。いつまでたっても三股は泊まる場所がないと、ここで以前にも質問したことがあるんですけども、この宿泊問題に対して民泊制というのがとられたんですが、これも提案させていただいたんですけど、その後、この民泊制に関しては取り組み何か進展があったんですか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 民泊新法施行後の取り組みについてお答えいたします。

昨年6月15日に施行されました民泊新法でございますが、本法において民泊サービスを行おうとする者は、都道府県知事への届け出が必要であることが定めてあります。宮崎県におきましては、公表されている届け出件数が32件、うち、本町が2件となっております。

本町の民泊利用状況でございますけれども、届け出からそれぞれ5カ月間と2カ月間とまだ日が浅く、周知も行き届いていないためか、まだ学生の合宿など数件の利用しかないようでございます。今後、口コミやPR等によって利用者が増えてくることに期待が持てます。本町での民泊活用としましては、2月19日から宮崎大学からインターンシップの学生が来ておりますが、その学生を宿泊させております。

今後、春祭り、まちドラ！、モノづくりフェア、そしてパノラマまらそん等のイベント等にPRを行って、民泊利用の促進を図ってまいりたいと考えております。また、民泊事業に関する情報提供であったり、問い合わせ窓口についての周知、案内も同時に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 今2件あるんですか、民泊というのは。ああ、そうなんですか。

去る1月15日にあつまいで、「地域おこし協力隊制度から創造される地域力と課題」というテーマで地域おこし協力隊の方からの議会セミナー研修を行いました。協力隊の方は3年の雇用の後、本町で就業または起業するということでした。本町を外部から見て、また内部から見るのができた人こそ、三股の本質をついた案内パンフレットができると思うんです。

協力隊の方は、たしか旅行業務取扱管理者の資格を取得して、三股を国内問わず発信していきたいという意向でした。三股の本質をついた案内パンフレットができると思うんですが、その協力隊の方が3年後の雇用の後、三股を国内問わず発信していきたいという意向でした。ぜひ、その任務についていただきたいと願っております。

先日、韓国から建国大学野球部が旭ヶ丘運動公園に1カ月キャンプに来ました。子供太鼓や町長を初め、教育長や関係者各位の参加での歓迎のセレモニー、そして盛り上がった歓迎会、熊本の社会人野球チームと1対1という緊迫ある接戦のオープン戦、課題も幾つかあったようですが、例年にないさまざまな交流を含んだキャンプだったのではないかと思います。帰国時には、教育長にはロイヤルホテルまで見送りにまでいただき、大変、監督初め、皆さんが喜んでおられたと通訳された方よりお聞きしました。

そこで、これから本町の経済活性化へのつながりですが、今回、まず選手が31名、コーチ、監督3名、父兄3名の総勢37名の来町でした。ロイヤルで3食つきの30日間の滞在です。これ以外に、キャンプ期間中家族の応援や、観光、視察目的で韓国より10名近くの方が本町に見えました。その中のある人との出会いで気づいたことがあります。長田峡や上米公園などの景観の魅力だけじゃなくて、本町に何があるかというそういう景観の魅力だけじゃなくて、三股町には位置的な魅力があるということです。

その位置的な魅力がある、どういうことかといいますと、そのある人が言うには、日南にドライブ行くでも、霧島に温泉に行くでも、指宿に温泉に行くでも、宮崎にキャンプを見に行くでも、1時間から2時間で行ける位置にあるということです。来日するとき国際免許は持参してくるし、保険はコンビニで簡単に手続とれるそうです。宮崎、鹿児島、両空港からのマップとレンタカーさえあれば、静かで自然豊かな生活しやすい三股は、最高にもってこいのハブ宿泊地ですという

ことです。ぜひ、協力隊の意向を実現して、成果の達成につなげていってほしいと強く希望します。

西山課長、真剣に民泊の必要性をますます感じられませんか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 民泊の必要性ということでお答えしたいと思います。

今、福田議員がおっしゃいましたとおり、地の利といいますか、宮崎に行くにも鹿児島に行くにも、ちょうど中間点に三股町というのがございます。また、観光の形態もいろいろと変わってきておまして、これまでは観光地を巡る物見遊山であったり爆買いであったりといった「モノ」というものから、体験型という「コト」への移り変わりというのが言われております。そういった中で、三股町での観光資源というものの発掘、掘り起こしというところも非常に必要になってくると思います。その際に、やはり町内に宿泊施設があるというのは、非常に強みになってくるかと思しますので、今後こういったものを発展させていくことは非常に重要かと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） このように、イベント時期でなく、年中旅行者の訪れる町となっていくといいと思います。さらなる本町の特徴を言うなら、マラソンに見る町挙げてのボランティア活動のすばらしさ、そして、今回の建国大学野球部も民泊を好んでいるということをご直接聞いています。旭ヶ丘運動公園への送り迎えは、くいまーも活用できるのではないのでしょうか。お昼の弁当も町内の弁当屋で分配することができます。

先ほど、民泊が今2件ほどあるとお聞きしましたが、三股町空き家等情報バンク活用促進事業補助金を始めましたという記事が、三股町空き家等情報バンク活用促進事業補助金を始めましたというのは、三股町ホームページに出ています。現在、三股町空き家等情報バンクに登録が何件でしたっけ。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今現在、三股町の空き家バンクに登録されておりますのが、実際購入、賃借可能な物件で8件ございます。（「ああ、8件」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） はい、わかりました。そのバンクに登録されているということは、万が一そこに住むとなった場合には、リフォームに最高40万円の助成金が充てられるということでした。ですから、例えばその空き家のバンクを、空き家バンクを民泊のほうへ移行するとい

う考えはどうです。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 現在、空き家バンクに登録いただいている方の全部が不動産業者の方となっております。不動産業者ですので、やはりそこに利益を生むために登録されているかと思っておりますので、そのほかの実際の空き家というものがたくさんございますので、そこを管理されている方、または持ち主の方等に当たって行って、民泊への移行というのは可能かと思っておりますが、空き家バンク登録の中からというのは非常に難しいのかなと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） よくわかります。そういうことですね。不動産屋が入っているとそういうのが入ってくるわけですね。だから、全くのその空き家というのをちょっと、1件でもいい、2件でもいいから、そこをちょっと対象にしてやっていくということが賢明ですね。はい、わかりました。

やはり、今、課長からもありましたように、できないという理由よりもやってみようと、挑戦する前向きな姿勢に町政を切りかえていきませんか。民泊制導入は本町の活性化につながる要素を持っています。旅行客を連れて来れますと私は思います。本当に、「自立と協働で創る元気なまち三股」です。本当に、宿泊施設がないというのが本町の弱点のような気がしておりました。次のステップへ踏み込めない大きな壁のような気がしておりましたけども、本当に少し明るい気持ちになってきました。

ここで、ちょっと話したいんですけども、先日、2月の20日でしたか、文化会館で「でっかい子育て・ひと育て」というタイトルで、中村文昭さんという先生の講演がありました。私は、2時間ちょっとの講演でしたけども、その講演の中で非常に言葉に引かれて、なるほど、そういう言葉が人を動かすんだなというのが心に残ったことがありますので、紹介したいと思います。

それは、「頼まれごととは試されごと」という言葉です。どういうことかといいますと、そこで、例がその例とぴったしかどうかはわかりませんが、理解していただきたいんですけど、例えば暑い作業現場の中で、上司が「おい、ちょっとお茶を買ってきてくれ」と頼まれたときに、「何で俺も一緒に仕事しとつとに俺が買いにいかないかとや」と舌を鳴らすんじゃなくて、ん、この頼まれごとというのは私を試されているんじゃないかと自分で理解して、「よし」という気持ちを切りかえ、暑い中走って自動販売機まで行ってお茶を買って、また走って上司に届けるということをしてやってしまうと、その上司としては「おい、お茶を買ってくるのにそんなお前一生懸命になる男なのか」ということで信頼を受けると。そしてまた、「ちょっとここ片づけてくれ」と言われたときに、「何で俺が」という舌を打つんじゃなくて「よし、これは、頼まれごととは試されごとだな、チャンスだ」ととって、どうだというぐらいのぴしっと片づけて見せ

る。そしたら「さすがだね、お前は」と、結局そうやって信頼を受け、人との出会いがどんどん広がって行って、大きな人間へ成長していったという話でした。

教育長もその講演と一緒に参加されまして、堂々と、その日その場で、壇上でそのとおりに行動されました。頼まれごととは試されごとですということで、自分で実行されました。本当、あれには感動したところです。

ところで、次に行きたいと思えますけども、次に、介護福祉士確保について質問いたします。

きのうもちょっと話が出ていましたけども、2025年問題、それは、2025年の日本は、団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という人類が経験したことのない超超高齢社会を迎えます。厚生労働省のデータによれば、介護に携わる人が激増するとされています。町の資料にあります第7期介護保険事業計画においても、要介護、要支援認定者数の推移が、2025年になると1,430人、認定率も約19%と大きくはね上がるが予想されています。ところが、介護士の数は横ばいです。今後、ますます介護の社会的な役割が重要になってきます。以前にもこの介護士の仕事について、議会にて話題にしたことがあります。県の取り組みについても伺いました。そのときは、1,700万円かけて県民にテレビで訴えるということでした。

資料3をごらんください。ここに出ましたけども、この「KAIGOへGO（カイゴヘゴ）」というこのタイトルで、「きつい・汚い・危険」、3Kですね。「きつい・汚い・危険」、この3Kを下の虹色の「希望」「期待」「感謝」「感動」「感激」「可能性」「研究開発」の7Kに変えていこうというものです。この番組は、そんな未来で必要とされる介護の魅力を伝える情報番組です。ネットで見ることができます。

そこで、町長、「自立と協働で創る元気なまち三股」です。本町独自で介護福祉士を確保する手段として、次のような施策はいかがですか。まだ具体性に欠けますが、県とリンクして、介護福祉士になるための費用を援助してやり、資格取得の後は本町の介護従事者となるというシステムです。要するに奨学金制度です。介護福祉士になるための費用は町で援助してやり、資格取得の後は本町の介護従事者となるというのが条件、そういったシステムです。宮崎県においても、県内の介護人材の確保に向けて各種施策に取り組んでいます。県と連携をとり、ぜひ実現させてはいかがでしょうか。町長、いかがでしょう。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 介護資格法についてのご質問にお答えいたします。

本町の総人口に占める高齢者数の推移を見ますと、先ほど福田議員からも話がありましたとおり、75歳以上の後期高齢者が2020年には3,380人、2025年には3,729人に増えると推計されております。これに伴い、要介護認定者数も2020年には1,206人、

2025年には1,430人に増加すると推計されております。高齢者人口の増加に伴い介護を必要とする人も増えており、今後介護職員はさらに必要になると考えられています。

介護人材確保の取り組みとしましては、宮崎県社会福祉協議会におきまして、介護福祉士修学資金等貸付制度があり、三股町社会福祉協議会が窓口となっております。この制度は、介護福祉士等を目指して専門学校等の養成施設で学ぶ人で、卒業後、県内で介護または相談援助業務に従事する意志のある人に修学資金を無利子で貸与するものです。今のところ利用されている方はいない状況です。

本町としましては、独自の奨学金制度は考えておりませんが、社会福祉協議会の介護福祉士修学資金等貸付制度や、ひとり親世帯を対象とした母子・父子・寡婦・福祉資金の修学資金・就学支度資金及び教育委員会が行っております奨学金制度の利用について周知を図っていきたいと考えております。また、介護職のイメージアップを図るための取り組みや介護職の処遇改善への取り組みも、介護福祉士確保の上では重要となると思います。

介護職のイメージアップの取り組みとしましては、社会福祉協議会がフリーペーパー、オーバーラップを昨年3月に発行しており、その中で、三股町の介護の現場を支える介護士に焦点を当てた「三股介護男子」のページを設け、介護者の人材確保に向けたイメージアップにつなげております。今年度もフリーペーパー、オーバーラップを3月に発行予定となっております。

介護職の処遇改善の取り組みにつきましては、県におきまして潜在有資格者の再就業支援や介護職員処遇改善特別支援事業等を行っています。今後も引き続き国や県に対し、介護従事者の養成など人材確保に取り組むことを要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） いっぱい説明していただいたんですけど、私、今思うのは、地域は地域で手を差し伸べてという、新しいその三股町のやり方といいますか、自然の助け合いというのがやっぱり生まれるんじゃないかなと思います。県とタイアップちゅうのもあります。ありますけども、やっぱり町長もおっしゃっているように、三股町は三股町で——きのう、ある議員のところで、「地域で」という話が出ましたけども——私は、地域は地域で手を差し伸べ、自然の助け合いというのは、これこそがやはり一番型にはまらない柔軟な三股町独自の「自立と協働で創る元気なまち三股」となるのかなと思います。

今、まさに今その話であった社会福祉協議会のいろいろな話出ましたけども、今それが本当に、まさに生まれようとしているんじゃないかなという気がします。いろんなサロン活動とかいろいろありますけども、今目指すのは、やはりその型にはまらず、地域は地域で手を差し伸べ、自然の助け合いというのをやっていくのが、これこそが本当の今から求める「自立と協働で創る元気

なまち」じゃないかなと、今、つくづくそんな気がしております。

ここは、僕は、実際自分で行動していかないと、そういう、何ていいますかね——私の好きな言葉が「三現主義」というのがあります。三現主義というのは、現場、現物、現実というそれを重視して物事を判断していこうという考え方ですけども、何ぼ書物が机上論でどうのこうの言っただって、現場を見ておらん、来てごらん現物を、現実はどうだよというその三現主義のもとに物事を判断していくというのは、自分のやはり一番の信条といいますか、考え方でありますので、そういう意味からすると、もう1回言います。地域は地域で手を差し伸べる自然の助け合い、今から強く要求されていると思います。型にはまらず、柔軟な三股町独自の「自立と協働で創る元気なまち」というのを、これこそが今、生まれようとしているんじゃないでしょうか。

先日、古川禎久代議士の国政報告会に参加しましたが、その中でも「地方からやる気を出せ」と力強く訴えられていました。「毛細血管に血を回せ」ということを強くおっしゃっておられました。今、まさに今、三股町が生まれ変わろうとしているんじゃないでしょうか。

次に行きます。水道管老朽化対策について伺います。

私の記憶では、我が家に水道が通ったのは小学校1年生のころじゃなかったかと思います。それまでは各家の軒先に井戸でした。当初の水道管は恐らく50年以上経過しているのではないのでしょうか。

そこで私は、古くなった水道管は順次取りかえていくのかと思っていましたが、ところがそうじゃないようです。取りかえには、とてつもない費用と時間がかかるだろうと思っていました。実際の取りかえ工事の要領を教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） それでは、本町の配水管の布設替え状況についてお答えいたします。

町内に残存している配水管のうち、耐用年数、一般的には40年と言われております。耐用年数40年を超えた配水管の主なものは、口径が25ミリメートルと小さい管や石綿管であるため、これらが布設されている路線を優先的に布設替えを行っている状況です。また、道路を繰り返し掘削しないために、下水道工事や道路舗装工事等にあわせて漏水の多い路線、または水圧不足が懸念される路線において布設替えを行っている状況です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 本当にそっちのほう効率的ですし、理にかなっていると思います。

しかし、僕はちょっと思うんですけど、生活する上で水は命の水というほど大切なものです。何十年も経過した水道管を通過してきた水で、体には害がないんですか。飲んで安全であることの

説明をちょっと。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 水道の給水については、毎日検査ということで、各地区に給水の水質をはかる方を配置しまして、そこで水質検査はさせていただいております。

また、毎月水道水質については検査を行っておりまして、水道法にのっとり水質を確保しているかどうかは確認をしているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 安心しました。そんだけたっているのを、古いのを水道管やら自分で蛇口のところを見たときにさびだらけだと、これで本当に飲んどっていいのかなという気もしたんですけども、そういった検査とそれとフィルターというのが条件になっているんでしょうかね。はい、ありがとうございます。

資料の4をごらんください。南海トラフ巨大地震を予測しての耐震対策とその工事計画状況を出してもらいました。

課長、これ説明していただけますか。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） それでは重要給水施設管路計画図について、ご説明させていただきます。

これは南海トラフ巨大地震等の耐震対策について、国の指針により災害時に重要な拠点となる病院や避難所が二重丸で書いてある部分ですが、これが給水優先施設と位置づけております。この重要給水施設に至る配水管路、黒い部分がまだ未整備区域でございます。赤い線で書いてありますのが整備済み区間でございます。これらの重要給水管路を優先的に耐震対策を行っているところです。

なお現在の耐震対策工事はこの図で言いますと、五本松団地の南側の町道に耐震管を計画的に布設しているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） ちょっと確認しますと、重要給水施設というのは病院とかそれとか例えばこの文化会館とか、人が集まるところを重要給水施設にしてそこへの配管を順次計画していったらっしゃるということですね。この赤いところが整備が済んだところ、そして黒とおっしゃったんですけど、青いラインのところは計画のところということですね。はい、わかりました。

水がおいしいという本町の特徴を守るためにも水道管理は重要だと思います。

これからのテーマでしょうが、よく耳にするコンセッション方式という言葉をよく耳にするんですけど、これはどういう意味なのかちょっと、もしわかれば教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） コンセッション方式でございますが、経営自体は町、水道事業体が持って、施設の運営、水道料金の徴収等は民間が行う事業でございます。水道料を上げる、上げないは事業体が決定することはできますが、それ以外のものは全て企業が行うという考え方が、コンセッション方式でございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） わかりました。今後テーマになってくるかと思いますが、本町は水がうまいというのが非常に特徴でもありますし、大事にしていきたいと思いますので、そちらはまた優先して判断していただきたいと思います。

次に移ります。小中学校の給食の見直しについて、質問したいと思います。

通告内容には、「本町給食の食生活改善と地産地消の推進」ということで提出させていただきました。この話題に関心のあるメンバーが傍聴に参席しているようです。

まず尋ねますが教育長、生活の基礎とも言える衣食住の中で、何を一番優先されますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 生きていく上では、衣食住とても大切なことだろうと思うんですけども、命にかかわる部分では食ということはとても重要だというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） そのとおりだと思います。たとえお金がそれほどなくても生活費を我慢するとしたら、着るもの住むところはある程度我慢しても、食べるものだけは生きる上で優先するでしょう。一番大事に考えるでしょう。健康・命に関係する内容ですから。

資料5の中ほどをごらんください。「学校給食を毎日ご飯にしたら子供は健康になり、農家に笑顔が戻りました」とあります。これは学校給食、この本なんですけども、学校給食と子供の健康を考える会というところが推薦する本の表紙です。この本の中の見出しに、「学校給食は最高の食教育の場です」とあります。

近年、パン給食を見直すという動きがあります。この本によるとパン食そのものに大きな問題があるとしてあります。学校給食のパンに使われる小麦粉がアレルギーなど関係あるということです。私も正直言って、子供たちが堂々と給食にて口にしているものが成長に悪さするはずがないという感覚でした。ところが小麦粉が子供の成長に悪さしているという本が多く出版されているのに驚きました。他人事ではないと思えてきました。

また、パンをご飯にする動きの中で、学校給食Q&Aというのがこの本の中にもあるんですけど

ども、それを一つの例にクエスチョン、質問ですね。「子供の通う学校でも、完全米飯給食になってほしいと思います。（米飯というのは米です）どのようにしたら完全米飯給食になるのでしょうか。現在完全米飯給食を実施しているところの経緯を教えてください」という質問に対して、アンサー、返答です。「市町村長や教育委員会、特に教育長が中心になって頑張ったところが多いようです」とあります。

この本の中にあるんですけども、それとまた完全米飯給食の実態は全国で何千校とあります。完全米飯給食を実行したリーダーに聞くというコーナーがありまして、その中になぜ私たちの市で米飯給食を実施したのかというところがいろいろあります。

そのある市長はこんな言われてます。「完全米飯給食はやっぱり勇気がいります。まず親からの反論は怖いからですね。週に一度くらいはほかのものを食べさせないと、子供が飽きるって言うんです。週3回を4回にするのと、4回を5回に、つまり完全米飯にするのではハードルの高さが全然違います」

またある市長はこんな言うておられます。「学校で週5回、全部ご飯を食べても年間の食事の割合からいうと20%に満たないのです。週5回にしたところで、家庭の食事がめちゃくちゃであればきちんとした食育には到底及ばない。だったら、学校給食のできる限りのことはやらなければというのが私の持論です」ということを言われています。

資料6をごらんください。えびの市もその一つだということで、三股町給食の献立表とえびの市の献立表を提示してもらいました。1カ月あるんですけども、半月分をそこに並べて表示しました。えびの市はご飯食です。三股町はご飯とパンの割合が3対2となっています。私たちが中学校小学校のころは全部パンだったんですが、この比率、3対2というのはいつごろからこういう比率になったんですか。（「わかりません」と呼ぶ者あり）わからんですかね、大体。いいです。わからなければ。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 時期についてはですね、ちょっと把握してないです。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 理由は。例えば今まで全部パンであったのが、ご飯が何ぼか入ってきたという理由はなんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 米飯の学校給食は、味覚を育む子供たちを米中心とした日本型食生活の普及定着を図る上で重要ということで、農林水産省そして文部科学省と連携して、米飯学校給食を普及しようというのがありまして、徐々にこう増えてきたと経緯があります。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（４番 福田 新一君） そういう理由があるんですね。

文部科学省からのとかやはり子供の安全と成長を考慮しての対策だったんだと思います。また我が三股町というのは基幹産業である農業を生かすためでもあったのかなとも思いました。パンの原料である小麦粉にいろいろ問題があるようです。

先ほど事例もありましたが、本町はご飯に統一するということは考えられませんか。今3対2で、ご飯3、パン2とまできてますけども、先ほどのいろんな事例申しましたけども、3対2を4対1にするのは簡単ですけども、5にすると非常にハードルが高いと言われましたけども、本町においてはご飯に統一するということは考えられませんか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） まず今の現状ということで、おっしゃられてよろしいでしょうか。

○議員（４番 福田 新一君） はい。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 今昨年、5月1日現在ののが先月発表されたんですが、週3回ですね、全国で週3回実施しているところが1万1,644、全体の39.4%です。週4回が7,895で、26.7%。それで週5回、全てというところが1,618で、5.5%ということでございます。一番多いところが週3回ということで本町も約4割なんですけども、本町もそれに倣っているというところでございます。

できるだけ米のほうということで、えびの市は週5回なんですけども、それでもパンも大事ですので月2回は、完全と言いながらパンもちゃんと給食に出しているというところでございます。えびの市の場合はJAですね、えびの産のお米を普及したいというのがあって、JAも協力して提供して完全実施というのと米飯の施設がセンターにあるんですね。給食センター内で自分たちで提供受けてればご飯炊けるというのがありまして、そういう週5日というのができています。

ご質問のありました、今3回を増やせないかということでございますが、今三股の給食センター、米飯施設がございません。パンの霧島ベーカリーのほうに委託しているんですけども、この霧島ベーカリーに切りかえるときにご飯のほうもお願いしているんですね。減った分を結局ご飯をつくってくださいということで、ということで給食費は材料費だけですのでパンの場合はそのままパンを購入すると、米の場合は米を材料ですので、そのまま給食費で賄いますが、炊かないといけないので炊くのがセンターにありませんので、町がご飯を炊くお金を別途出して委託しているというような状況でございます。

霧島ベーカリーが都城市、三股町、清武町の3つの米飯をやってますので、手一杯というのがあるんですけども、相談すれば、できれば今の3回にしてほしいと。どうしてもということであれば、無理すれば4回までは何とかできるんじゃないかという答えは言っているんですけども、ほかのとこ

るも同じように増やしてくると、どうしてもえびの市みたいにセンターにそういうご飯炊く施設を建設しなければ完全実施は難しいのかなというところで、一つは町の委託料が何百万と増えますので、その財政的なところをどうするかという問題、あと栄養士さんのほうではおかずですね。給食、ご飯に合うおかず、そしてパンに合うおかずということで、バランスのよい食事ですね、やっていますんでそれが変わったときに和食中心になってしまうのでその献立の工夫が必要であるというのと、また牛乳の普及も大事ですので、牛乳とパンは合うんですが、ご飯と牛乳ちゅうのもありますんで、そういう全体のことを加味してあとは保護者のアンケート、子供さんのアンケートとりながら、4回まではですね、何とか今のところできるんだけど5回になってくると非常に厳しいというふうで、今後いろんな課題があるのかなというふうには考えております。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 今までずっと話したことがまたもとに戻ってしまうんですけど、三股町が今ご飯が3、3対2ですよ。これを4に持っていくのはできますよ、おっしゃったとおり、さっきも言いましたように、4対1するのは大したことはない。ただ完全な全部ご飯という5にするっていうことはハードルが高いとさっき紹介したとおり、あるいろんな市長さんもそういうことをおっしゃってましたけども、その最後の部分をもう一回読みますと、「結局学校で週5回全部ご飯を食べても年間の食事の割合から言うと20%に満たないのです。週5回にしたところで、家庭での食事がめちゃくちゃであれば、きちんと食育には到底及ばない。だったら学校給食でできる限りのことをやらなければというのが私の持論です」というのが、だから5回やったほうがいいですよというアドバイスなんですね。

それと一番最初に言いましたように、今の例えば給食が3、2というのをこれをご飯にするというときに、だったら誰が動くのか、誰がどうしてそれが変わっていくのかというのを説明したところが先ほど言いましたように、やはり市町村長そして教育委員会で、教育長が一番中心になっていらっしゃる所多いですよ。

先ほど課長のほうからは5%というところで非常に割合が少ないから、大きい値のところをうちも合わせてるんだというようなことがありましたけども、私はそういう考えではなくて、やはりその地域に合った食事を持ってくるというのが特徴ではないかと思います。

これはですね、僕は紹介するつもりはなかったんですけど、もっと変な給食という事例の中にこんなんがあるんですよ、これいつころのですかね。古いのかもわかりませんが、この本の中に暴力的な味覚マヨネーズパンというところで、三股町の紹介があるんです。宮崎県代表三股町というので、暴力的な味覚マヨネーズパンという悪い例で載っているんですけど、食事の内容は、皿うどん、一食というんですかね、マヨネーズパン、チキン焼き、牛乳、ちょっと読んでみます。「マヨネーズさえあればいっぱい食べられるからね」私のこと言っているような気がする

んですけれども、「コッペパンの上にマヨネーズをかけてオーブントースターで焼いたパン。子供に人気なのでしょう。この学校では定番メニューのようで月に何度も登場します。まさに肥満児育成メニュー、さらに九州名物油で揚げたパリパリの皿うどんもついておまけに焼きウリっていうんですかね、牛乳も合わせればどう見積もっても1,000キロカロリーは超していると思うんです。どげんでしょうか」って書いてありますけど、非常に悪い例出ていますけども、そういった意味で今中心にするのは、やはり子供の成長に対して見直されている中で進めてはどうかって提案しているのであって、またちょっと戻りますけどもいろんな市町村いっぱい本が出ていますけども、そういう中で割合の多いところを無難だという考えはちょっと避けてほしいなと思います。

この考えの中でえびのを出したときに、えびののほうがきっと給食費は高いんじゃないかと思いました。先ほどおっしゃいましたように、霧島ベーカリーを通してパンをつくっていたところに、米もおっしゃいましたけども、そういう中でえびの市がご飯を中心にしていますので、三股町より高いのかなと思ったんですけど、給食費を教育課に調べてもらいました。

ところが何と三股町の小学校1食が233円に対してえびの市のほうが219円、中学校1食266円に対し259円とえびの市のほうが安いんです。だから決してご飯にするから高くつくってということじゃないと思うんですね。先ほどちょっと説明ありましたが、いろんな入手する流通の方法でこういう価格が変わってくるのかなとも思ったんです。

そしてその次に思ったのは、今課長からもありました、都城市と一緒にようなことやってるとおっしゃいましたけども、そこで今度都城市の給食費はどうなっているのかというのを同じように調べてもらいました。ここの小学校が220円、中学校250円と三股町より安いんです。私考えたのはご飯にすると高くなるんだなあと思ったら、いやそうでもない。だったら一緒のようにしている都城は高いのかなと思ったら、そうでもない。やっぱ三股町は高い。

これについて、どう思われますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 米とかですね、小麦とかそういうものは学校給食は県ですね、から材料を仕入れますので価格は一緒に仕入れます、一番の大きな違いというのは野菜とかお肉とかそういうところをやっぱり地元の経済効果ということで地元から仕入れますね。

で、町内、やっぱり業者が少ないですので、どうしてもそこで入札すると高くなる。都城市とか市になると業者さんいっぱいあるので、安く購入できるということが一番の大きいところかなというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 資料5の下のほうの、ちょっと字は小さいんですけども、見てい

ただきたいんですけど、ここに宮崎県の綾町の「学校給食で地域をつくる自然生態系農業で生きる町」ということで、こうコメントありますけども、こういった町独自でこうやっていくってところが非常にまたさすが三股町となるんじゃないでしょうか。

今おっしゃった内容でいくと、非常に強いですね。先ほど僕言いましたけども、今生まれ変わろうとしているときに、いやこうだからできないこと言うことよりも、一歩やろうよと引っ張ったほうが変わっていくし、何度も言うんですけども、何十回と言いますけども、自立と協働で生きる元気な町三股というのを行動でやっていくべきじゃないかと思います。僕は本当に今、生まれ変わろうとしているなというのを肌で感じます。チャンスだと思います。

ぜひ地産地消の給食にしましょう。地産地消といえば、例えば牛乳にかわって週1回のお茶の日もぜひ導入していただきたいと思います。バイオ茶の内容も説明は省きますけども、これもぜひ、週に1回のお茶の日というのもあってもいいんじゃないかと思います。

あれだけ地産地消が呼ばれています。都城に合併しなかった自立の三股町です。

町長、いかがでしょう。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回、いろいろご提言をいただきました。これも給食関係についても、そういうふうな検討する機関ございます。

そういう給食会の中でそういうご意見があったということ踏まえながら、勝手には我々がそうしようというわけにはいきませんので、やはり各学校のPTAの会長さん、校長先生、あるいはまた栄養士の方いろんなご意見を伺いながら方向づけしていくというのがやはり民主主義じゃないかなというふうに思いますので、そういうところを踏まえて対応させていただきたいと思います。

それと、先ほどの介護士の件がございました。町独自の云々というのがございましたけれども、ただ県の社会福祉協議会のほうのそういう介護福祉士の養成で月々の奨学金もございます。それを県内で5年ほど勤められましたら全て免除というような制度等もございますし、いろいろと保育士なんかもそうですけれども、やはり一番大事なのは処遇改善ではないかなと、働く人たちがそれなりの平均賃金に見合うようなところをしっかりとやっばし、この手当てすることが大事なということで、町としましても県そしてまた国に対して、処遇改善の要望書を常に出しておりますので、そういうことを踏まえながら、町独自では今のところありませんけども、より制度のPR等をしながら介護福祉士の確保を、保育士の確保、そういうものにつなげていきたいと思っています。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） ありがとうございます。今回イベントの経済効果から民泊までど

うかという案、それと介護士の今説明ありました。

それとまた、地産地消を給食に推進という今すぐできることではないことが多かったんですけども、やはり今三股町が向かう方向はそっちじゃないかなと思っています。

町長、最後のご意見どうもありがとうございました。

以上で、質問を終わりたいと思います。

.....
○議長（池邊 美紀君） これより 11 時 20 分まで本会議を休憩します。

午前11時10分休憩

.....
午前11時20分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位 6 番、森君。森君。

〔2 番 森 正太郎君 登壇〕

○議員（2 番 森 正太郎君） 発言順位 6 番、森正太郎でございます。通告に従いまして質問してまいります。

まず初めに、旭ヶ丘運動公園について近所の住民の方から、「アスレチック広場が立入禁止になっているけれども、それは何でだ」という問い合わせがありました。私も見に行ったんですけども、恐らく倒木があったりしてのことではないかなと思うんですが、野良猫の巣のような状態になっていたり、非常に、景観的にも防犯的にも不安があるのではないかなと思っております。これについて説明を求めます。

以下の質問は質問席から行います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 旭ヶ丘運動公園のアスレチック広場が立入禁止になっている理由を申し上げます。

昨年 9 月の台風 24 号による暴風により、アスレチック広場に植栽しています樹木の倒木、幹折れ、枝葉等の飛散により立ち入ることが危険な状態であったため、立入禁止としたところでございます。

現在、樹木の伐採、倒木の処理等を業者に委託しておりまして、近いうちに、といいますか、まだ一部、31 年度の予算で処理しなければならない部分もございますので、その処理次第開放できるように取り組んでまいりたいというふうに考えてます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 倒木の処理等も今後行っていくということなんですけれども、大事なことは、利用者の方が、ここはどうして入れないんだということが、恐らくわからないというか、やっぱり中まで入っていかないと状況が見えない部分もあって、私も、その立入禁止を乗り越えていったわけですから、それはちょっと危険なんですけれども、やっぱりある程度の説明というか、こういうこういう理由で入れませんよ、というような注意書きみたいなものがあればいいのかなと思います。

31年度の予算でということで、まだ時期についてはわかりますか。具体的に。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 時期につきましては4月のほうに委託契約の入札のほうにかけますので、その契約後に、委託された業者さんと協議しながら行っていく考えであります。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 今の旭ヶ運動公園も含めて、ほかの議員さんからの質問でもありましたように、町内の高齢人口の増加ということで、今運動場のほうも全天候型に変えていると、トラックもですね、住民の方、非常に興味、関心を持たれておられるみたいです。

で、4月に委託してそれ以降ということだと、しばらくはこの状態が続くということだと思うんですけども、今、先ほど私が申し上げたような、何らかのちょっとした説明というか注意書きのようなものを設置する考えはありませんか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 注意書きの看板等については、手づくりになろうかと思いますが、できるだけ早いうちに設置したいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） ペーパー1枚で済むことですので、迅速にお願いしたいと思えます。

いっぱい、意外と人がいるんだなあと、散歩される方だったり、運動に使われる方もいらっしゃるんですけども、どういう道を通って行かれるかというのはやはり、行政で管理できる部分とできない部分というのが多分あると思うんですよね。私が聞いた話では、最初気づかずに入っていたということだったので、ま、危険もあるのかなあと思いますので、もう少しわかりやすいような工夫をしていただければなと思います。

次の質問にまいります。

まち・ひと・しごと情報交流センターあつまいについてですね、何度となく議会で取り上げておりますけれども、こちらの現在利用状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） まち・ひと・しごと情報交流センターあつまいですけれども、利用状況についてお答えいたします。

平成29年の2月に開設したところですが、平成29年度の実績から申し上げます。

平成29年度が2,932人となっております、そのうち1階の交流スペースの利用者が2,883人、2階のコワーキングスペース利用者が49人となっております。平成30年度におきましては、4月から1月までの実績となりますけれども、全体で2,562人、そのうち1階の交流スペースが2,378人、2階のコワーキングスペース利用者が184人となっております。

平成29年度と平成30年度の利用者数を比較いたしますと、今年度末の予測になりますけれども、1階交流スペースの利用者数がやや減少する、一方で2階のコワーキングスペースの利用者数が各種セミナーの開催等の増加によって大幅に増えるものと予測できます。

以上でございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 最後にちょっと言われたんですけども、確認したいのが、セミナーとかレンタルスペースとしての利用がこのうちに含まれている、例えば、2階のコワーキングスペースとして利用される方の割合というか、内訳というのはどうなっていますか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 2階のコワーキングスペースを個人で利用される方というのは、29年度、30年度にかけて、ほぼ同じではないかなということでございます。実際増えた数がそのままセミナー開催、セミナーに対して参加された方の数だということで認識をしております。以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 1階の利用人数にもそのセミナー等開催の人数が入っているんですかね。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 1階もですね、1階で行ったセミナー、イベント等の人数も入っております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 今、2階を個人で利用された方の数がほとんど同じということだったん具体数がわかりますか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 実際そこは調べておりませんが、定期的に利用される方

がお二人ということで聞いております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） はい。わかりました。

次の、当センターの利用者における就業の実績を問うと、さまざまセミナーであったり、お仕事相談など行う施設だということで開設してると思うんですけども、実際、ここ利用したことでお仕事に就けたという方がいらっしゃれば、捉えていれば教えていただきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 情報交流センターあつまいの利用者における就業実績についてお答えいたします。

当センターを個人的に利用された方で、新たに就業、起業したという方は現在のところいらっしゃいません。ですが、地域雇用創造協議会の開催のセミナーを受けられた方で、新たに就業された方というのが、そのセミナーを受けたことをきっかけにして就業された方が5名いらっしゃいます。この5名につきましては、現在も当センターの2階のコワーキングスペース、こちらを活用しまして、こちらがサテライトオフィスという形になっているんですが、活用しまして仕事をしていただいているところでございます。

今後も当センターの利用促進と、利用者の就業、起業の支援を進めるとともに、また地域雇用創造協議会との連携をしまして、雇用促進に向けた支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 地域雇用創造協議会、でいいですかね。

地域雇用創造協議会と、この、あつまいの関係というのはどういう関係なんですか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 地域雇用創造協議会があつまいを利用して各種セミナー等を行っていただいているんですが、ふだん、普通の使われる団体の方と同じような取り扱い。使った分だけの料金もいただいておりますし、予約をして使用していただいているという状況でございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 例えばMUKASA HUBをやったみたいな連携協定みたいなものがあって、それ、そのあつまいを使ってそういうセミナーを開いていくというような、そういう、何か、その連携があるわけではないということですか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 地域雇用創造協議会の主催するイベントとMUKASA HU

Bとの連携というのは現在のところないんですけども、実際、今年度行ったセミナーの中で、町とMUKASA HUB連携の、女性を対象とした就業セミナー等は開催しているところがございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） ありがとうございます。

今伺った印象だと、情報を交流して、あそこで「まち・ひと・しごと」を創造していくという使い方というよりは、貸し会議室みたいな使い方がやっぱり主になっているんじゃないかと思うんですけど、この現状はどのように捉えてらっしゃいますか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） この情報交流センターあつまいをいろいろとPR、広報していく中で、なかなか、そこに足を運んでいただくというのは、個人的に運んでいただくというのは難しいのかなと感じております。

ただ、この地域雇用創造協議会の行う各種多様なセミナーに足を運んでいただくというのは可能なのかな、その中でセミナーを通して、こういった施設もあるんですよというのをPRできていけたらなということで考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 先ほどその連携がどうなっているのかとお尋ねしたのは、例えば、あつまいである必要性というか、あそこを使う必然性みたいなものがあるのかなと思ってお尋ねしたんですよ。だから、今、そのセミナーだけだったら、元気の杜でももっと広いし、音響もありますし、十分できるのではないかなと、用は足りるのではないかなというふうにやっぱり感じているんですよ。

先日のニュースでも、宮崎市のほうにレンタルスペース大手のリージャスが進出してきたとか、そういうテレワークに対する関心というか、宮崎県に初めてやってきたよというようなニュースが流れている中で、私が最初、このあつまいができるよというときに感じた、すごい、個人的にわくわくしたんですよ。若い人がやっぱり地元で仕事がないってということで町外に出ていたり、県外に出ていたりしている。で、子育ての魅力であったりとか、高齢者に優しい施策というのがある中で、やはり中学校を卒業して高校・大学に通っている若者たちに向けた施策ってのがやっぱり弱いというふうには私はずっと感じてて、その中で、会社はないけれど仕事はできるんだよ、というところの意味でですよ、コワーキングスペースの活用ができればいいかなというふうには私は当初考えていたんです。ところが、今のお話を伺ったように、実際に働く場として考えたときに、固定の方、数名しか使ってらっしゃらないという、非常にもったいないという思いもしますし、最初にあそこをつくったというときの思いというか、目的とやっぱりどんどん逸れて

いっているんじゃないのかなというふうに感じております。

キンコーズというのがありまして、ビジネスコンビニなんですけれども、九州だと熊本、大分鹿児島にあるんですけど、宮崎にはないんですよ。キンコーズという、何ていうか、いつでも使える、ビジネスに使えるお店があって、そこではパソコンが常駐してあって、ファックス、プリンターというのも有料で使える、そこにCDのメディアだったり、USBのメディアだったり販売されている。で、もちろんそのオフィスで仕事するにこしたことはないと思うんですけども、まあ、出先でこう、何かちょっと仕事をしたいなあというときに、さっと使えるお店というのが、宮崎になくて、私は、そのあつまいでコワーキングスペースができるってなったときに、あっ、そういうのができるのかな、それだったら、場所を選ばずに、都会の仕事を地元でできるじゃないかというふうに思ってたんですね。

で、実際ふたをあけて使ってみると、やっぱり割高なんですよ。午前中使って、パソコンを借りて1,500円とか。1日使って2,000円どしことかいうふうになると非常に使いづらい、いうふうに感じてます。

現状の使われ方のままで果たしていいのか、それとも宮崎に進出してきているようなサテライトオフィスの使い方、もっとそこを拡充していくのか、今後の展開というか、方向性についてどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 情報交流センターあつまいの今後の展開でございますけれども、現在やっぱり認知度が低いのかなということを感じております。実際、テレワークであったりコワーキングスペースであったり、そういった横文字でぴんとこないという方もいらっしゃるのかと思います。

先ほども申し上げましたとおり、各種多様なセミナーに興味を持っていただいて、あつまいに来ていただいて、こういうこともできるのか、ああ、こういったスペースがあるのか、ということを知っていただいて、そこからまた拡充、広げていきたいということも考えております。

また、1階の情報交流スペースについては、予約なしで来ていただいて、ちょっとした会議であったり、打ち合わせというのも無料でできておりますので、こちらのほうは利用者も多いですので、今後も大いに活用していただきたいなと考えております。

料金については、当初、日南、まあ、少なかったもんですから、対象とするところが日南ぐらいいしかありませんでしたので、今たくさん、小林とかできておりますので、そこら辺とも比較して、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） テレワークの認知度が低いんですかね。あそこの認知度が低いんですかね。どっちのことですか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 情報交流センターあつまいがあそこにあって、どういった建物、どういった目的として建てられたものというところの認知度も低いでしょうし、テレワークという横文字を見て、時間とか場所とか選ばずにインターネットでできる仕事という認識も低いのではないかと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） どっちもあると思います。会社っていうか、企業自体のテレワークの認知度も、まあ、2017年度で4割程度と。その会社自体もテレワークという意味をあんまり捉えてなかったり、そもそも仕事の中で持ち帰ってすることを認めないという会社のほうがやっぱ多いみたいで、利用者だけじゃなくて企業さんのほうでもテレワークという認知度っていうのはまだまだ低いのかなと思うんですけれども、一方で、どういうところを目指してあの建物を使っていくのかって考えたときに、テレワーク、在宅で仕事をするということ、専門にというか、やっていくのかというか、さっき、その、今後の展開という中で、セミナーに興味を持っていたら、あそこの建物に興味を持ってもらうということの方向性を今示していただいたんですけれども、私が先ほど述べたような、使いやすい施設にしていくとか、あそこで仕事をできるようにちゃんと整備していくという方向にはいかないということではないですか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今、森議員がおっしゃったとおり、最終的には、あそこを十分に利活用していただいて、あそこで自分で仕事を持ってあつまいを利用して自分で仕事ができるような、最終的にはそういった施設として活用していきたいとは考えております。

ただ、現在はそういった認知度がまだ低い状況ですので、今後そういったところを広めていきたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 役場の中での認知度というのもあると思うんですけれども。町長のほうにお尋ねしたいんですけれども、役場の仕事でテレワークができることってありますか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 役場の仕事はほとんどが役所の中でできますので、向こうに行ってまでする必要はないと思います。

ただ、役所がやはり計画する、例えば、今回やりますけれど、プログラミング教室、そういうの、子供たち相手にした、非常に人気があって、これからは小学生含めたところからそういうふ

うな、パソコンになれる、あるいはまたそれをプログラムする、そういうふうなことも必要だろうというようなことで、町のほうでも計画しますが、そういうふうな使い方、あそこの場所を使ったところでやるというのはございます。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 別にあつまいを使ってということではなくて、要するに職場じゃないところであるというのがテレワークですから、庁舎内の仕事を、例えば自分の家ですとか、自宅に持ち帰ってするとか、そのメリットの中で、例えば、いらっしゃるかわかりませんが、宮崎市内から三股町に通勤をされているという方がいらっしゃったとして、週に1回は自宅で仕事をすることというのがもし認められれば、その通勤の時間をほかのことに充てることができたり、子育て支援の一つにもなるのではないかなと思うんですけれども、そういった意味で、家でできることってというのがもしあれば教えていただきたいなと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 役所の仕事はやはり守秘義務等ございますし、そしてやはり働き方改革の中で、やはり役所の中であると、持ち帰らないと、学校もそうですけれども、そういうことで情報漏えいしたり、物を捨てたりしますんで。そういう意味合いで、原則として役所内でやる。

ただ、言われるように、この町内、あるいは都城市以外の遠くから通勤している職員もいます。そういう意味合いで、将来的にそのような、この、テレワークが、そういうふうな形での勤務形態も必要になれば、また検討したいというふうに思います。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 役場の仕事は非常に、個人情報扱いますから、家に持って帰るのは難しいというのはよくわかります。

私が感じていただきたかったのは、やる側の立場になって考えてみるということですね。つくったから、使ってほしいというんじゃなくて、使う側の人間の立場だったり、そういう仕事を出す側の人間の立場だったりというふうに、立って物を考えてみないことには、なかなか認知度が低いと、認知していかないということでおっしゃっておられましたけれども、そもそも役場の中で認知があるのかなあというふうにも思ってます。

若い人の声をやはり伝えるのが私の使命だったのかなあというふうに、今振り返ってみれば思うんですけれども、最近、やはり、近所の大学生とか高校を卒業して仕事をする若い方に話を聞いたりするんです。で、まあ、近所ですから三股町内の方なんですけれども、じゃあ、どこで就職するのと聞いたらやっぱり都城と、わざわざそれも家を引っ越してまで都城に行くんだというふうに、まあ、言っていました。別にその、賃金が高いとかそういうことでもないんですよね。やっぱり手取りはすごく低くて、それでも何とか、厳しいけどやっていきたいんだというふうに

その方は言っていましたけれども、もう少し若い方の話を聞く機会があればいいがなと思いつつも、ずっと感じてるように中学校を卒業したらやはり行政と若者と接点というのが一回途切れるんじゃないかなと思っています。そういう中で、私も含めてこういう議員の立場として、若い人の声を伝えていくのが大事なのかなあとということで、こういう若い人が何とか地元で働けないかということでずっと質問してきたと思います。

次の質問にまいりたいと思いますが、五本松住宅跡地の利用についてということで出しております。

2月の7日に議会と商工会で意見交流会をいたしました。まだ、その詳細な報告というのはこれからだと思うんですけども、そこで出た意見を議会に反映させていきます、というふうに私はその場で申し上げたものです。最後の議会ですので、そこで出た意見というのはやっぱり行政に反映していただきたいということで、きょう質問に出しております。

その時に出た意見で、私の6班に分けてワーキング、グループワークをしたんですけども、こういう意見が出ております。つくってほしいものですね、単純に。つくってほしいものという、何がいいかということでざくばらんに聞いたところ、スキー場、温泉、スケートリンク、場外馬券場、公園、カジノ、全天候型広場、ドーム、スポーツ室内練習場、何か癒される場所、何かのためにとっておく、こういうふうな意見が出ております。

その一つ一つに対して、これはこういう問題があると、これはできないんじゃないかということとは一回なしにして出てきた意見がこういうことです。

その中で、例えばこの場で私がスキー場をつくれとか温泉をつくれとか、そういうことは一々申し上げるつもりはないんですけども、ただ、これは出てこないんじゃないかなと思ったことで、あそこに土地がぼっかりあくから何かつくるんじゃないかとおっしゃった方がおられました。確かにそうかもなと感じたのが、本当に必要なものだったら土地がなくてもあけてつくったんじゃないか、あそこに空き地ができたから今、何かつくりたい、じゃあ、何をつくるという、空き地ありきで議論が進んでるんじゃないのというふうなご意見もありましたけれども、それについてどのようにお考えか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 五本松住宅跡地の利用について、いろいろなご意見があるということは承知しているところでございます。

ご質問。土地、空き地、土地ありきで何かつくりたいとしているのではないかという、まず質問について答えさせていただきます。

町営住宅の建て替え集約については三股町公営住宅等長寿命化計画に基づき事業を進めておりまして、その計画の中で五本松団地の土地については幹線道路に面していること、約2ヘクター

ルという規模のまとまった土地であること、などの立地条件のよさから、団地建て替え用地ではなく、町の活性化のために有効活用を検討すべき土地というふうに位置づけ、建て替え事業の結果生じる空き地ではなくて、あえて建て替えをせず、有効活用するために生み出した土地であります。

また、昨年度策定しました三股町都市計画マスタープランにおいても、敷地面積の規模や立地のよさから、町の発展に寄与するさまざまな可能性を持った土地であるというふうに捉え、新たな拠点となるような施設整備を目指す、というふうに方向づけをいたしまして、そのように盛り込んだところでございます。

また、五本松団地跡地は、コンパクトシティの一角を担う重要な拠点として位置づけていることから、町の活性化、賑わい、交流に資する観点から検討を進めているところでございます。

以上のことから、空き地、土地ありきで事業が始まっているわけではないことをご理解いただきたいというふうに思います。

次に、必要になったときのためにとっておいては、というご意見についてお答えします。

公共用地の保有の考え方としまして、緊急時や非常時を想定して余剰地を保有しておくという考え方や、将来予想される施設更新等の計画の柔軟性を確保するため、ある程度の余剰地を保有しておく、という考え方もあるというふうに思います。しかし、先ほど述べましたように、五本松団地跡地の土地については、町の活性化のために生み出した土地でありますので、町民の貴重な財産であることをしっかりと認識した上で積極的に活用し、町の発展を目指したいというふうに考えています。

今年度から、跡地活用に関する基本構想の策定に取りかかっていますが、今年は、町としての整備の考え方や、検討を進めるに当たっての判断基準となる基本的な方針を定めることとしております。来年度はその考え方や検討方針に基づき、町民との対話を重ねながら、専門家や有識者からの幅広い意見をいただきながら、町のさらなる発展に供する土地活用方法を見出したいというふうに考えてます。

30年度の検討した報告については議会最終日に全協でご報告申し上げたいというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 町の活性化を図るために新たに生み出した土地ということで、そういう考え方で利用を進めていただければそれにこしたことはないのかなと思います。

町民との対話を重ねながらやっぱり、物事を進めていくことが大切だということは、私も議会でご意見させていただいたところだと思うんですけども、やはり、私が言うべきこととしては、なるべく若い人の声をもっともっと聞いていただきたいなど。いうのもですね、やはり接点がど

うしても限られてくると思うんですよね。これは意識的に、きょうは若い人、きょうは年寄りという、そういう分け方をする必要はないと思うんですけれども、意識的に若い人をちょっと集めて話を聞こうと、いう機会はこれは、設けないとなかなか入ってこないのではないかなと思うんですけれども、そういうふうな対話の仕方はお考えではないでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 毎年、5月から6月あたりにかけまして地区座談会を計画してきております。これは夜に開催しますので、若い人から年寄りまで誰でも参加できます。そういった意味あいでは今回、こういうふうな地区座談会をいたしますよと、こういうのもテーマですよというふうなことで、周知・広報をさせていただきたいと思っております。

それとまた、その住民の声を聞く機会としまして、広報等もやりますし、いろんな組織を通じながら説明をしながら、意見を徴収しながら方向づけしています。

それとまた、総合計画をこの32年度に見直しを行います。その前段としまして、31年度はアンケート調査をいたします。

そういう中でも、やはり、この五本松のあたりのところの方向づけ、意見、そういうものについてもお聞きしたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 若い人の意見を聞くということでは、今年度も、モノづくりフェアの中でアンケート調査を一人一人に行ったり、ふるさとまつりの会場内におきましてもアンケート調査を行って、あと、母子健診ですね、小さいお子様がいらっしゃるご家庭のご意見という形で、3回程度そういう場所に職員行きまして、一人一人のご意見をお尋ねしながら、そういうものを反映しながら計画の中に盛り込んでいきたいとは考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 地区座談会に若い人がどれくらい来られてるのかというのは、私は、印象としては余りないなと思います。

また、公募もやっぱり重要な、これは大事なことから、パブリックコメントとろうと、これは大事なことから住民に意見を聞こうということで、ホームページ等で掲載しても、やはりパブリックコメントが来ない、なかなか寄せていただけないという現状があると思います。これは、実際、パブリックコメントの実績っていうのがなかなか見えてこないということで、あると思います。やっぱり意識的に、若い人の声をどうやったら聞けるかっていうのは、本当に工夫していかないとなかなか難しいのではないかなと思います。

モノづくりフェアだったり、ふるさとまつりなんかでアンケートをとっていたという、これは

どの段階で、そのアンケートとるっていうのは決定したんですか。この、どの段階で決まったことなんですか、話し合いというのは、そこでアンケートをとるぞというのは。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 今年の4月からうちの課で担当することになりましたけど、担当職員の発案といたしまして、やはり町民の意見を幅広く聞きたいという形で、イベントのたびにそういうアンケート、何が三股町に足りないのかというところを含めましてとって行く中で、やはり出向いて行って声を聞きたいというところもありまして、イベント及びそういう母子、小さい子供がいる若いお母さんたちの声を聞いて反映させていきたいというのを考えまして行ったところであります。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） ありがとうございます。そういうふうに意識的に、こういう、人が集まる場所で何か声を聞いていこうというふうに意識が向いていくということがやっぱ大事なんじゃないかなと思います。

さまざま、議員として期待が寄せられたり、これをしてほしい、あれをしてほしいという中、ある中で自分が何をとるべきかというのをやっぱり模索しながらこの4年間活動してきたつもりだったんですけれども、やはり絞り込みがなかなかできなくて、行政の皆さんにも歯がゆい思いをさせたのではないかなと思っております。

今後いろんな形で若い人の声というのを、三股町に限らずなんですけれども、どこの町でも若い人が元気で住みやすい町をつくるということに声を届けていくということをやっていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） これより、昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時58分休憩

午後1時28分再開

○議長（池邊 美紀君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位7番、指宿君。

〔9番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（9番 指宿 秋廣君） 発言順位7番の指宿です。今回というか、任期中最後の質問者となりました。選んだわけではないんですが、執行部については誠意ある前向きな回答を期待しております。

私は5つの案件について通告をいたしておりました。

1番目の新馬場公園の駐車場についてという形で質問を通告しております。

新馬場公園、身近にある公園ということであるんですが、新馬場公園の性質、それに対する利用の状況、どういうふうに執行部が把握をされ対処されているのかという質問であります。

以下の質問については質問席から行いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 新馬場公園の駐車場についてのご質問にお答えいたします。

近隣公園である新馬場公園の質問については、町内の公園を管轄担当しているのが都市整備課なので、担当課長のほうから回答をさせていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 新馬場公園につきましては、都市公園の近隣公園という位置づけをしております。新馬場公園の利用状況の把握につきましては、公園施設の借用申請により把握しているところであります。利用団体は、主にグラウンドゴルフ4団体でありまして、日曜日以外毎日交代で利用されているところであります。そのほか三股西小、勝岡小など小学校の遠足、自治公民会等の利用が年1回程度あります。そのほかまた放課後、日曜等は近隣の子供たちに利用されている状況であります。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今、近隣公園というふうに言われました。近隣公園の位置づけについてお伺いをいたします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 近隣公園としては、主といたしまして500メートル以内の近隣に居住する人たちに利用をしてもらうための公園と位置づけております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今言われたように500メートル2ヘクタールですかね、標準というのは。それよりも広いのが地区公園になりますか、1キロ1,000メートルということになるんですが、果たして500メートルの人だけが歩いて来るのかという話です。今、公園のところに行って見てみると、親子連れであっても歩いて来る人はほぼいないんです。ブランコがあるところを見ていると、みんな車です、みんな車。その近隣公園だから駐車場は要らないという想定になっているんだろうと思いますが、500メートルなんでですね。しかし、500メートル以上の人は来たらいかんということではないんです。地区公園でも街区公園であれば250メートルという考え方がありますが、しかしキロ数はつくるときにそういうことを考えて補助

の対象か何かになったんでしょ。しかし、いざ運営をして運用をして相当数時間がたち、そうするとつくったときとはおおよそ違う、社会情勢もひっくり返るような状況にあると思います。

それで2番目に、地区公園は参考までに言うと、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、それから広域公園いろんな公園があるようですけども、その中で近隣公園を選ばれてつくったということですけども、それについて2番の問題ちょっとお聞きをしたいと思えます。

要するに先ほど申したようにいろんな利用形態があります。昔は地区対抗の7地区で集落対抗の運動会をやってました。とてもじゃないけどそのときは駐車場のそばじゃなかったんです。しかし、今は中を見てみると、昔、川であったであろう枯山水じゃないんですが、もう水がほぼ流れてないのが中を通っていて、それが広場との大きな境になっています。そうすると今考え方的に見て、利用者を見てみると道路にとめてるんですけども、一方だけ公園側に近いほうだけ二方道路なっていますので、そこだけふたがしてあるわけです。そのふたの経緯について、東のほうの隣接するところも家ができて出入り口も設定されているようですから、それで側溝ふたされなかったのかどうかわかりませんが、一方のほうだけ、公園側に沿ったほうだけふたをされたという経緯についてお聞きをいたします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 新馬場公園におきまして、利用者のかたから駐車場等の要望もありましたことから、現地調査等いたしまして駐車場設置等を検討いたしましたところ、構造物等の移設等を考慮いたしまして、南側及び東側の公園側側溝改修を行うことによりまして、周辺整備を行いまして駐車スペースができるように整備したところであります。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 先ほど言ったように、利用形態が大分変わってきて、皆さんもそうでしょうけども、たばこ吸う人、たばこ買いに行くにも車で行くような時代です。いろんな飲食物のところであっても、駐車場のないところはもう衰退の一途です。歩いて来いと言ったらとてもじゃないけど無理です。そういうことから考えて500メートルの人たちだけしか利用しないという最初の所期の目的からもう大分離れたと。そういうことからいうと、近隣公園という名前がついているのはまだほかにもあるでしょうけれども、一回見直す、近隣公園と名前がついてある新馬場の公園に限らず、一丁田もそうですかね。近隣公園という名前がつけてあるのも全て一回見直して、公園に駐車場スペースをあえてつくることのできないのか、そのためにはどういうことが必要なのかということ論議してほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 近隣公園をつくるに当たりましては、多分国の補助金等も導入

されていると思いますので、そのあたりの補助金等との絡みも考えまして県とも相談しながら、そういうことが可能であるかどうかを今後検討していきたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 多分近隣公園と名前をつけながらも、区画整理の関係でつくったんだと思うんです、あそこの新馬場公園に限れば。そういうことからいって先ほどあったように補助金といっても何年前か、20年やそこらとは言わんです、できたのが。ということであれば初期の目的は達しているということで、例えば一部潰して今の構造物に影響のない程度にどうにかならないのか、それから両方側溝することによってどうにかならないのか、ほかの近隣公園についてもそういう状況はないのか、もう一回要するに検討じゃなくて、県の前に町としてどうしたほうがいいのかということを考えてほしいんですが、もう一回お答えをお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 今、議員がおっしゃられたとおり、町内近隣公園5カ所ぐらいありますので、そことの整合性とりながら庁の中で内部検討しながら進めていきたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） そういった点も、5カ所あるということですから、どこも困っていらっしゃるだろうというふうに思うんです。パークゴルフするだけが公園の使い方ではないですけれども、現実的には使っていらっしゃるのはそういうところだということで、そこまで来るとも運動だよねと言われたらそれだけの話ですが、今ごろ運動するから歩いて来いと言ったら誰も来ないんで、現実的には車で見えてそして運動して帰る、もしくは親睦を深めて帰るという想定ということですので、そこら辺については検討方をよろしくお願いしたいと思いますし、前向きに検討して、できればこうですよというようなことも考えて、いろんなところに公報してもらえるとありがたいと思っています。

それでは、2番の問題に入ります。

戦争の歴史の啓発についてという形で、戦争に関係ある施設や資料がどれだけあるか。

三股町の話ですが、第2次世界大戦に特化して言うと、あれは第2次世界大戦ではなかったですよ、もともとは。日本が使っていたのは大東亜戦争であって、第2次大戦は敗戦後につけた言葉なんです。ということは、美辞麗句で飾られたもので、いろんなことを問答無用で民地も接收しながらやっていったという、これが現実だろうというふうに思います。

そこで本町にもう今はないけれども、こういうのがありますよと。例えば、宮崎の赤江飛行場、今、宮崎空港ですけども今戦争の遺産を残そうという形でやっています。戦闘機ですか、飛行機の待避舎を残そうとか、いろいろやっているようですが、本町についても、高城側の下のシラス

の穴ほとんどなくなりましたんで、そういうことは戦争の産物というのは見る形もないんですけども、ほかにこういうものがあって、こうだというのがあれば教えてほしいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） まず、戦争に関係ある施設でございますけども、今回の町史編さん事業において新規に発見されたものはありませんでした。ただ、都城東飛行場に関連する施設として、特攻隊の飛行機を隠していたとされる馬蹄形の掩体壕らしきものはありましたけども確定は困難でございました。また、防空壕につきましても、数年前に危険箇所ということで埋められておりますし、勝岡小学校のそばにありました海軍の通信所跡も危険ということで埋められております。軍の軍事物資格納の洞窟は残されておりますが、入り口は鉄格子がかけられておりました入れなくなっております。

資料につきましては、中央公民館の郷土資料室に若干残されておりますけども、従軍日記のようなものはありません。今回の町史には、昭和21年4月にアメリカ軍によって撮影されました航空写真を掲載し、都城東飛行場の範囲や施設場所の想定図を掲載をいたしました。

今後、町史を読んだ町民の方から新たな情報が得られるかもしれません。その中で新しい資料が発見されることを期待したいというように考えているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 町史編さんには載っているだろうなと思いながら読まさせていただきましたんですが、内部資料集もないんですけども、一番わかりやすいのは都城東飛行場です。中学校の子供に聞いてみました。都城東飛行場って知っているって、誰一人知りませんでした、何それという話で。ただ、西飛行場知っている、もっと知りませんでした。要するに尊い命がこの三股からも飛んで行って、敵艦を目指して飛んで行っていったという、これは紛れもない事実ですよ。そういうことからいうと、人の話伝えによると、今の国立病院のところは飛行機の修理製造工場やったとか、それから勝岡ですか、あすこ、南側は三角兵舎があったところです。そういう過去の大きな問題があった場所というのは、今まだ80歳、90歳ぐらいの人であれば、過去の場所というのはわかるんじゃないのかなと思うんです。これがあと10年もたったらこれ誰も知らない。私も三股町と同じ歳ですから70歳、戦後です。ということは、もっと上の人でないとわからないわけです。

そうすると今、三股町の図面を広げて、こういうふうにあったというふうにつくるべきだというふうに思うんですが、この町史の中でつくれていますということもそうでしょうけれども、例えばわかるように看板を設置する、こういうふうにならなりましたよ、それから飛行場は今三股町で飛行場という集落を言ったらわかる人がほぼいないんです。普通の人あの飛行場よと言ったら、上の人わかるんです、どこの集落を指しているか。そういう集落名さえも多分わか

らなくなってしまうんだらうなというふうに思っているわけです。だから、別にどういうことになるのかわかりませんが、その中でも三股町と都城市に関するようなところを、こういうふうに関係がありましたよというふうに、何か町史だけではなくてどっかに例えば運動公園のところでも、見晴らしがこういうふうに見えるというような感じのところでも出せばいいような気がするんですけども、答弁をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 先日の楠原議員の中でもありましたけれども、いろんな案内板とか説明板の話がありましたけれども、石碑も含めまして過去のこういったもの、ここに何があったといったものを含めまして、どのようなものが案内板として必要かというようなこと、説明板ですね。今後検討してまいりたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 都城東飛行場は砂利道だったので、そんなに攻撃を受けてないと聞いたわけです。都城西飛行場はコンクリートブロックを並べたので、徹底的にたたかれたというふうに、自分の上の人たちから聞くわけです。どれくらい徹底的にたたかれたんだらうとかかわからないんですけども、三股の通称飛行場ってわかりますか、どうですか、教育課長、わかりますか。飛行場といったらわかりますか。まあわからんね。いいです。通称飛行場というのは、蓼池の一番高速道路乗るときに五、六軒ありますよね、原田さんとか。あそこの五、六軒あそこを飛行場というんです。集落で五、六軒ですよ。だからあそこら辺から延びていたってことです。だから、通称飛行場ってというのはあそこら辺の集落を飛行場、あそこの飛行場ら辺といったら、あそこら辺を指すということなんです。あそこら辺に飛行場があったということなんです。あそこから多分今の国立病院の向こうに向かってあったんでしょ。多分そうだというふうに思います。

空爆を避けるためにわざと三角兵舎は山のほうよりこっちにつくったということのようです。勝岡小学校そういうところは全部兵隊の宿舎に、それから武器なりというところが全部そういうところに入っていたと。シラス山ですから掘ったらそこが隠れ家というようなことのように。私も生まれていませんので、ただ聞き伝えしかわかりません。

ということは、早くそういうのをつくって、上から見た図面でどういうふうになっていたんだというのは知って、書物に残すのもいいんですけども、現実に見てわかるようなものをつくってほしいなというふうに思っています。都城市がそういうのが一部何かあるような聞いたような気がするんですが、それも限定的ですよ。陸軍墓地のところに行ってもそういうのがあるわけではありませんので、都城と三股にかかって飛行場があったし、西飛行場は都城の中ですけども、そういう感じでもう一回都城市のほうと共同で、三股町と限らんわけですから、この戦争

の惨禍を残すもの、後に伝えるもの皆子供たちに聞くと、我々の先祖が特攻に飛んで行ったのは知覧からばかりと知っているんです。余りにも知覧のPRがすご過ぎるんで、本当は赤江からも飛んでいるんです。赤江からも飛んで行っているんです。

だから、そういうことを広く知らしめて、戦争というのはそんなに遠いものではなくて近くにあったんだよ、それから三股にも沖縄から疎開してきた人もいるんだよという、いろんなことを教える機会が必要なんだろうと思うし、今しか、繰り返しますけどないと思っています。人間の生きている人から話を聞くという意味で、そういう都城市との情報交換でそういうことをやろうという気はありますか、再度答弁お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 先ほどお答えしたんですが、戦争にある関係施設は現在のところ町内では余り残されていないんですが、ただ、今回作成しました町史は既に刊行されています都城史を活用して、新たに戦争関連に特化した資料集を作成することは可能かもしれないなというふうに考えますが、町単独では取り組めないで、大変難しいなというのがあります。

なお、教育委員会で過去に戦後50周年を記念して、平成10年に「三股のあしあと」という冊子を作成しています。こういう形でそういう経験・体験談を中心に書いたものでございます。今のところこの在庫がないんですが、ことしは戦後70年においては、町史編さん事業と重なっておりますので、戦争関連のパネル展の展示しかできなかつたんですが、ただいまの冊子これを再作成して啓発活動用の資料として提供することは可能なのかなというふうに考えております。戦争の記憶とか記録が失われていく中で、資料を作成して伝え残すことは大変大切であると考えているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひ、そういう資料を再発行するというのも大事でしょうけども、目に訴えるというのも大事だというふうに思いますので、要するに高台に登ったら見える、いろんな大きな観光施設に行くと見えるところから、ここから何が見えますよみたいな感じになっていますよね。コンピューターを使ってバーチャルで見える、そこまでをしてくれと言っているのではないので、少なくとも看板で昔はこういう感じだったんだよと、広く町民にもしくは今からこの世に生を受けるであろう子供たちに教えてほしいというふうにお問い合わせをお願いします。都城市も必要でしょうから、そこもひっくるめてよろしくをお願いします。

3番目に行きます。

自然災害、さきの台風としましたけども、ピンポイントであるのは24号なんですけど、要するにどれぐらいの災害の大きさであったのか、もしくはどういう体制でどうしたのかというのが報告をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、さきの台風ということで、9月30日に本町に最接近しました台風24号の被害状況について、総務課で行った被害状況調査の結果におきましては、人的被害が1名、土砂崩れ等が10カ所、農業用施設等の被害が5カ所、児童館等の雨漏りが2カ所などあったところです。また、農業振興課によりますと、農作物の被害が5,471万円程度、農地や水路等の災害が29カ所、都市整備課では、町道2カ所の災害と8カ所の公園で倒木等の被害が発生をしております。

また、9月31日10時半ごろですけれども、町内約4,700世帯が停電になりまして、一部地域では次の日まで停電が解消されない所もあったところです。なお、役場庁舎も完全停電ということになりましたけれども、庁舎におきましては、非常時の発電機の起動で復電をしたという結果になっております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今度の町長の施政方針でも、台風24号について若干述べられています。1時間の雨量が120ミリというふうに記載していますし、風も今回は、普通は北東の風があるんですけども、今回は西からの風が相当強かった。だから、建物、小屋等もそういうふうな想定でつくっていたものについても、もろにあおられてしまった。品物が飛んだ、三股役場の物置も飛んでいつきブルーシートがかけてありましたので、そういう物が飛んだというようなものは、総務課等々では、そのときの対策本部でもいいんですが捉えられていますか。よろしくをお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 台風のその当時のその時期飛んだというようないろんな飛散物があります。そういう点は報告が総務課のほうに入った場合は、台風のときは消防団が出動しておりますので消防団が道路に物が飛んだりとか対応しているところであります。

なお、被害調査以外に24号に伴いまして保険等で対応される場合に、罹災証明書をとりに来られる方がいらっしゃいます。その内容で言いますと、瓦、屋根等の破損、雨漏り、外壁破損ということで家屋の被害が8件、店舗等の看板が2件、車庫の破損ということで1件、車両の破損ということで1件ということで、罹災証明について12件ほど町の調査とかぶるのもあるかもしれませんが、罹災証明をとりに来られているという実例があります。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 要するに、家屋等々にあったということですが、消防団が出動して何かをやるということもあったのかもしれませんが、ここで環境の課長にお聞きします。

どういうときに災害が想定されるときに、普通は大きな大規模災害があると仮置き場をつくりま
す。その物差しはどれぐらいからつくられるんですか。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 災害廃棄物の処理計画によりますと、町の災害廃棄物に関する
処分場の計画としましては、災害廃棄物対策指針、宮崎県災害対策処理計画及び三股町地域防災
計画を踏まえて計画をつくっておりますが、実際のところ一般廃棄物、災害廃棄物処理について
は、町の防災対策、町の災害対策本部で決定する災害に対して、災害廃棄物を処理をしていると
ころでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） だから、どれほどですかと聞いているんです。だから、今回
24号はそれは該当あったんですか。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 今回の台風でございますが、町の災害対策、この計画の対象と
なる災害は大災害ですので、今回の風水害を初めとする自然災害では昨年の台風災害は対象であ
りませんでした。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 言葉尻で捉えて申しわけないんですが、災害のこんなんは全部自
然災害じゃないんですか。自然災害だと思うんですが、台風やらそういうときには、人工災害と
自然災害の違いをお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 町の災害対策本部において対象となった災害を、自然災害の災
害物と判断しております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ほぼわかりませんでした。要するに何が言いたいのかといたら、
人の家から被災してきましたよ、やっぱりいろんなつながりがあってその人に飛んできたよとな
かなか言えません。しかし処分する、もしくは壊すといったときに、相手は一人の人ですよ、
どうしますか。と自分の家は車等々傷んだんだけど、それも言っていたらおかしいことになりか
ねません。要するに、そういう物の理由がわかれば、要するにその災害があったときに仮置き場
等々は対処すべきではないんですかということが言いたいんです、最終的に。

何でそんなことをいうかと言ったら、要するに罹災証明をとると言ったら、誰がどうしてこう
なったと全部物を持ってきて、もしくは現場写真撮ってどれぐらいの補償金もらえるのかわかり
ませんが、もうちょっとやんわりと、要するに台風の被害について、宮崎市であれば高岡

がバーツとつかってしまって仮置き場やっていたけども、そういうことまではならなくても、これは被害が出そうだなと、例えばさっき言った三股の役場の屋根さえ飛んだわけです。多分業者がびしゃっとつくったんでしょ、それでも飛んだわけです。消防団と一緒にやったかもしれませんが。普通の人には加害者側がそんなに動員がきく人がいるわけじゃないんです。そういう流れでもう少しこれについて想定しよう、飛んできた物を見ればわかるわけですから、これは物を壊そうと思ってやったとか、いやそうじゃないとか、そういうことも柔軟な対応ができんもんかなというふうに思うんですが、答弁をよろしくお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 災害で破損した物については、ご自分で処理していただくようお願いしているところがございます。小規模な災害の場合はなかなかそれを収集する場所を確保することはできませんので、直接搬入していただくようお願いしているところがございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） それは聞いてない。自分で持っていくんです、持っていくんですけども災害に遭った、被害に遭ったほうで持っていくんです。だけど、仮置き場というのを一応考えておくべきではないんですかということと言いたかったんです。要するに自分で持ってこい、それはそうです、災害が起きて全部収集車が回って持っていけるような物だったらそれは楽でしょうけども、やっぱりそういうことを想定した上で一回議論するべき、要するにそれをこうしますよとするべきであったのではないのかなというふうに思って、この質問をしているわけですけども、再度お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 大規模な災害の場合は、仮置き場を近隣に置く計画を持っておりますが、今回の台風24号の台風の場合は、仮置き場は設置しておりませんので、直接廃棄物を処理する場所に搬入していただきたいというふうをお願いしているところがございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 冷たいっちゃ冷たいんですけど。被害を受けた人が被害を起こした人に文句も言えずに、自分で黙々と処理をして片づけないかん、持っていくこともできんから、自分で完全にわけないかんという話です。なら役場が飛んだやつもしなきゃよかったです。誰かが、そこへ行った人が長倉医院でもどこでも自分たちでしたでしょう。そういう理屈です。飛んで行った、消防団を動員せんでやれば、長倉医院が自分でしてくださいよ、残念やったです、うちは何もしませんよという話をやっているんですかという話をしただけです。

だから、そうではなくて、町としてはせめて自分で持ってくるものは持ってくるけれども、仮置き場等々ものについてもう少し考えてやってくださいと、これはまた議論をしてください。町

のほうで何でこんな話をしよるかと言ったら、自分がそげんなっているから言ってるわけです。家に飛んできて家の車が傷がついてという話もあるわけで、そういう感じの中でやって相手に文句は言えんわ、自分が片づけないけんわ、持っていけとわけて持ってこいという話です、早い話。やっぱりそういうことも想定されれば、見ればわかるわけですから、持ってくる人、例えば人の家からトラックを借りて、皆トラックがあるわけでないんで、持ってくれば、これは台風のものだなど見ればわかるわけで、そういうことを想定した上で仮置き場というのも考えておいてほしいと、強く申し上げておきたいと思います。

じゃ次、行きます。

この問題については急傾斜地にある公共建物の移転についてということにしておきました。今回6地区の消防団の詰所が当初予算に上がっています。6地区の消防団詰所をやめるって一言も言ってないんですね。あれよりももっと緊急性があるとすれば、同じように5地区のものもせないかんとじゃねえのかなって意味で質問をいたしております。その大きな問題として、例えば、1年ぐらい前ですか、5地区の地区公民館もふっくるめたものをいうと質問をしました。全体計画があるのかどうかというのをお聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 長田地区の総合的な計画はあるかのご質問に対しましてお答えいたします。

本町の基本的方向を総合的かつ体系的に示すために、平成28年3月に作成しました第5次三股町総合計画後期基本計画において、基本計画内に防災・消防・救急体制等の充実であったり、農林水産業の振興、また計画的な土地利用の推進、道路の整備等を掲げているところでございます。本計画を町の最上位計画と位置づけた上で、三股町まち、ひと、しごと総合戦略、三股町都市計画マスタープラン、三股町農業振興地域整備計画、また三股町土地利用計画等を作成しております。その中において長田地区におけるそれぞれの施策について、具体的な推進といったところを図っているところでございます。

また、三股町の公共施設等総合管理計画におきましても、各公共施設等を分野別に振りわけまして、その用途や現状等に沿った具体的な方針を打ち出しておりますが、各地区及び施設ごとの個別的な計画につきましては、現在まだ立てていないところでございます。今後そういった施設の統合・廃止・修繕等の時期などにつきましては、今後作成予定である個別計画において検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 長田地区の公共施設について説明をいたします。

長田地区には第5地区分館、第5部消防詰所、轟木集落センター、大野集落センター、大八重集落センター、長田小学校があります。そのうち第5地区分館、第5部消防団詰所、長田小学校の一部は、土砂災害警戒区域に入っている状況となっております。町内の危険箇所につきましては、地域防災計画に掲載し、公式ホームページには航空写真、地図情報として掲載しているところでもあります。また、来年度、平成31年度にハザードマップを作成いたしまして、広く周知を行ってまいりたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 質問の趣旨は、例えば5地区の分館、第5部消防団についてどういう計画が今ありますか、ただそれだけです。答弁をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 5地区の消防詰所についても検討してまいったところでありまして、5地区分館も危険箇所にありますので、その辺も含めたところで再検討したいということで今進めているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） お言葉を返すようですが、これは、平成29年12月の答弁で町長がこう言っているんです。「5地区分館と消防団の詰所、これについてはもう以前から認識しております。ただ、これについてどういう順番でやっていくのか、そのあたりはまだ十分検討させていただきます」。もう一、二年前に十分検討やったんです。それでどうなってますかと聞いているんです。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この第5部の詰所については今回9月の一般質問の中で早期に対応しますというようにお話をさせていただきました。そしてまた、現地でいろいろと検討もさせていただきました。ただ、いろいろと諸事情といえますが、周辺整備等にも多分多大な予算がかかる、あるいはまた地元の声とかいろいろ聞きますと、やはり分館のほうと一体的にやってほしいという声もございます。そしてまた、沖水川が縦貫していますので、要するに県道沿いのほうがいいんじゃないかという声もあります。そういう声を踏まえまして、再度一体的にできないかということを進めてるところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 一体的に進めるという形の中でいいんですが、例えば絵ができて、こういうふうにする、詰所だけこういうふうにするんだから先に先行してここだけやろうよということができないのではないのかなということを申し上げているんです。だから、一体的には全部一遍にやってくださいと言も言っていないので、今回の災害についても消防団の団員さんをここ

に詰めるのか、ほかのところに怖くて別のところに詰所をつくっていらっしゃるのか、そこ聞いていませんけれども、しかし消防団の詰所に行ったら、そこで崖崩れで消防団員が巻き込まれたといったら、それ笑い話にならんです。だから一体的に詰めるのはいいんです、だから、ここにこういうふうにつくると早目にある程度つくってとりあえず詰所だけでも直そうというふうにどうですかと言っているんですけども。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 一体的につくるというのは、一緒に別々につくるという意味であって、複合施設としてつくりたいなというふうに思っています。といいますのも、6部の今回分館の隣に併設するような形で、この詰所を移転させていただきたいなというふうに思っております。といいますのもやはり一次避難所と隣接することによって住民の避難者の安全安心そちらのほうにつながっていくという面もございます。それと同じように長田の場合はこう見てみますと非常に長い地形でございます。その中に、中心はやはり長田小学校付近かなというふうに考えております。ですから、その長田小学校付近で、この詰所と分館の一体的な整備というようなところで取り組めないかと。そのような形の用地買収も含めて進めていきたいなということで、現在検討させていただく。

そして、財源についてですけども、これについてもいろいろと検討させていただきまして、一応複合施設であっても、起債関係等が使えるというようなことでございますので、やる以上はやはりこの宿題を残して詰所だけつくって、後また何年か後につくるというよりも、一緒につくったほうが、そして避難所も二次避難所も隣ですから、そういう意味合いでの理解の仕方をお願いしたいなというふうに思います。

12月、以前の一般質問でございました。9月もありました。そういうことでございますので、町としましても早急に検討を進めて、スピード感を持って取り組みたいというように考えています。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 早急がどれぐらいを指すのかわかりませんが、要するに後ろを切って、例えば、来年度中には皆さんにお示しをしますよとかというふうにされると、また違う質問の仕方になったのではないのかなというふうに思うし、今回施政方針の中でも触れられなかったけども、補足説明の中でも、来年度については、こういう計画についての設計委託もしくは聞き取りをするための委託を計上を考えていますとか、何かあればこの質問は出ないんですよ。要するに、町長が施政方針をされた後に通過したやつですから。それは、それを受けてしているわけであって、末日を切ってほしいなというふうに思うんですが。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほどお話ししましたように、町有地で取り組もうというわけではございません。用地買収が絡んできます。（「町有地じゃない」と呼ぶ者あり）はい。用地買収が絡んできますので、相手のあることですから慎重に進めていきたいということと、また、農地転用そして公拡法の申し出等の手続も踏みます。

そういうことですから、できるだけこの年度内にそういう手続等を踏みたいなど。そういう用地買収が進めばの話でございますけれども、そういうことを踏まえながら、そしてまた地元の理解を得ると、こういう場所でいいのか、そしてまた間取りはこういう形でいいのかというようなところも十分調整させていただきまして、地元にも議員さんたちもいらっしゃいますので、いろんな声を聞きながらこの事業に取り組みたいです。ですから、後ろを切るということはなかなか難しいところでございますけれども、スピード感を持ってやるということだけのご理解いただきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 要するに、用地買収が絡むとは思ってなくて、町有地を、今ある町有地の中から進んでいくというふうに思っていました。

買収をするとすると、なかなか進まないなというふうに思っているんですね。買収に行くと、今までは一番がんだれ土地じゃったのが、買収によって一番いい土地に変わるんですね。こんないい土地を売るかという話があったり、もしくは土地の名義人がとんでもなくいっぱいおったり、いろんなことが絡んできます。そうすると、来年とかという話がとてもじゃないけどできん。急ぐとすれば、町有地の今ある中で何かをというふうに思っていたわけですが、そりゃ執行部が考えることですから、私がそこまでクレームつけるつもりはないんですが、できれば、一日も早いものについて考えていただくような考えを。

例えば、詰所についてはどっか、仮設でもどっか、プレハブでもどっか飛ばんように丈夫につくって、とりあえずそこからという話もないわけではないのかなというふうに思ったところです。それは小学校だって仮設校舎があるぐらいですから、そういうことも踏まえた上で議論をしてほしいなど。先ほど言ったように、あそこを通るたんび、ここ大丈夫かなと思っているところですよ。県道沿いとなると、危険箇所がずら一と並ぶんですよ。県道沿いは、見るところいっぱい危険箇所があって、おのずと買収する土地が限られてしまへんかなというふうに危惧しているところです。

町長が、外は切れんということで、買収まで相当大々的にされるのかなというふうに思っているんですが、地域の方は、もうあそこやろか、ここやろかという話が完全に飛んでいってしまって、今度の当初予算に載るんやろと期待をされたところもあります。そういうことも踏まえて啓発もひっくるめて、私もこれで3回目ですから、そういうことも大きな絵を描いてなかなか進ま

ないよりも、小さいのでとりあえずこれでということも、詰所に限っては、してもらえるとまた違うのかなというふうに思っています。

そこも含めて議論をお願いしたいと思います。

最後の問題に入ります。

三股町の交流施設、拠点施設ですか、これについて一番の問題で、平成30年度補正予算3億円計上をされています。基金ですね。基金です、これ。例えば、これがこの予算のいう三股町交流拠点施設整備基金条例が前回出てきていて、今回の話ならわかるんですけども、もしこれだけ出て、これが1,000万円なら私は何も言いません。しかし、今回出ていきなり3億円という数字が出てきています。終わった後で説明しますと言われましたけども、終わった後は採決が終わった後ということですよ。それじゃおかしいでしょう。3億円がひとり歩きしますよねという話なんで。なぜ3億円となったのか、お聞きをいたします。

○議長（池邊 美紀君） 税務財政課長。

○税務財政課長（綿屋 良明君） 3億円の意味についてご回答いたします。

土地開発基金につきましては、公共用に寄与する土地をあらかじめ取得する大型案件が（発言する者あり）ほぼ終了したことから、基金の額を改正し、3億円を取り崩すものです。

土地の先行取得に係る土地購入費用を土地開発公社への貸付資金として、基金の額を5億円と定めていますが、これまでの基金活用実績と、現在、中長期的視点で公共事業を計画的に推進していること、さらに土地開発公社は常時1億5,000万円程度の準備資金を見込んでいるため、今後基金の限度額まで活用して、緊急の土地先行取得は発生しがたいことから、基金の額を3億円減額し2億円とするものです。

五本松団地跡地の活用につきましては、「健康と賑わいと交流の拠点」及び「コンパクトシティ」の一翼を担う施設整備を検討していることから、その財源の一部として三股町交流拠点施設整備基金を設置し、取り崩し額と同額の3億円を積み立て、今後計画に応じて積み立てていくこととしています。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） それ補足であったですかね。土地開発基金を取り崩して、基金を取り崩すというの、ありましたかね。質問いたします。

個別のものとして受け取っているわけですよ。それをこっちに回すとは——あったですかね。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 要するに、案件として上がってきたのは、これ5億円から2億円なのかな。で、しますよ、こっちはこうですよ、それはつながってないんですよ。私たちはこ

れ見るだけ。それはそれ、これはこれですよ。

だから、こういうことなんで、要するにその3億円をこっちに回しますよ。一般会計に大きな負担はかけないように今考えていますよ。早い話、開発公社が金持ちちよるからこっちに振りまいたという話でしょう、今の言い方は。そういう説明がありましたかと聞いているんですよ。補足か何かでしたっけ。

○議長（池邊 美紀君） 休憩します。

午後2時23分休憩

午後2時24分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 要するに、私の記憶では、なかった、と思っています。でも、なかったてなると、3億円積んだと、平成30年度、ほたら平成31年度、来年ですね、また3億積むんやろか、と、こう思ったわけですね。

そしたら、要するに大きな施設ができるんだと、こういうふうにしたわけですよ。3億円を、あと1カ月しかないときに3億円を積みますと、新たに条例をつくってでも、基金条例をつくってでも3億積みますと、こう言っているわけですから。

だから、どれほど積みたいんですかと、まずそれが切れてるから、将来は10億円くらい積んでからこれ始めるんですかとかいうふうに、そういうことを危惧したわけですよ。だから、この質問が出てきてるんですよ。だから将来的な説明なかったらなかったでいいんですが、どんだけ基金条例を積む予定ですか、と聞いてます。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 議案第4号で三股町交流拠点整備基金条例ということで、一応、今回3億円の整備基金条例で基金を設置しますよということですね。そして、一般会計の中で3億円という予算が出てくるわけなんです。

そして、この交流拠点施設ですね、どういうものをつくるというのは、まだ未定でございます。これは今から、十分、前からも議論がありましたいろんな声があるということでございますので、何をつくるかというの、まだ見えておりません。

しかし、先だつものは、やはり財源でございます。ですから、とりあえず3億円を積み立てさせていただきたいなど、そういうふうに思います。

今後については、どれだけ積み立てるかということは、また皆様方にお諮りしながら、何をつくるかということが明確になれば、それを目指して取り組んでいく。やはり、この交流拠点施設

の今の進め方といいますと、やはり、町で全てのものをやっ払いこうという考えはありません。

要するに、PFIとか、民間——連携ですね、民間との連携。あそこの中でやはりこの施設整備したいなど。ただ、そういうやり方であってもやっぱり基金といいますか、財源は必要でございますので、ま、とりあえず、その土地開発基金のほうの3億円を崩しましたので、そちらのほうをこの基金のほうに積み立てたいと。

これはこの交流拠点施設整備基金というふうにつくらなくても、公共施設整備基金のほうに持っていてもいいんですけども、ただ、明確に、やはりやるんだという首長の意思を示すためには、やはり、そういう基金というの、条例というの必要じゃないかというふうに考えていますんで、ご理解方よろしく願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） PFIでうまくいっているところと、全然だめなところとPFIはいっぱいあるわけで、要するに、民間が金を借りて委託費で自治体が金を払うというやり方がPFIですね。

これは、民間にすれば、確実に金が入ってくるわけで、それはそれでうれしいんでしょうけれども、実際上の問題とすれば、要するに、PFI方式がいいのかどうか、もしくは、それすらももう一回議論をするべきだろうというふうに思っています。

で、町長の提案の中で、この提案理由の中で、こういうふうに言われているんですよ。

「三股駅と役場周辺、文化会館周辺及び五本松団地跡地を中心市街地と位置づけ、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画」。こうなっています。

それでは、お聞きをします。都市再生特別措置法なるものはどういう法律ですか。教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） コンパクトシティ事業を進めるのに当たっては、この立地適正化計画をつくりなさいということになっております。

この適正化計画をつくることによって、国土交通省、国の補助が受けられるということでありますので、今回はこの五本松に限ったわけじゃなくて、駅から文化会館、役場、そして五本松、この周辺のところを中心市街地と位置付けまして、そこをコンパクトシティという形でのまちづくりの計画でございます。

どういうものを今後整備していくのか、そういうものをきちっと方向づけしていく、そしてまた、この中心市街地と、それと各集落ですね、これとどう結びつけてネットワークをつくっていくか、これが立地適正化計画。その中にはやはり、町の中心街をつくるだけじゃなくて、周辺とのネットワークの交通網の整備、再整備、コミュニティバス等の再整備、そういうものを含め

て計画づくりをするというのが、この立地適正化計画でございます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 都市再生特別措置法なるものは、例えば、情報化とか国際化とか少子高齢化とか、社会情勢の変化に対応するためにつくるんですよ、と、こうなっているんですね。

そのために必要な立地適正化計画となると、居住機能とか、医療、福祉、商業、公共交通とか、こうなってくるんですね。

そうすると、コンパクトシティということになると、周りは切り捨てるということになる、要するに、全部集約するというふうにとられてしまうんですね。

要するに、一番危惧するのは、コンパクトシティという名前は、リーディングシティ、片仮名が好きな人がいっぱいいるんですが、やっぱり、この趣旨、この法律、措置法の趣旨を見ると、そういうふうに書いてあるんですね。

要するに、集約して、できるだけ行政の価値が少なくなるように、要するに、ほかの過疎になっているところから全部連れてくれば、それだけ行政サービスは少ない効力でできるでしょう。だから、立地適正化計画という形に帰着するのではないのかなというふうに思うんですね。

町長が「いや、違うんだ、そこでやるんです」と言われても、計画そのものは、そういうふう

に医療とか、そういうもの全部、集約するんですよと、こう書いてあるんですね。もう一回、ぺらっと書いてある1行、2行の間にももの凄いものをはらんでいるのですが、そこ

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 少子化になっていきます。そして高齢化も進んでいきます。そしてまた、それぞれの集落も非常にこう限界集落になっていくような状況でございます。

そういう中で、我が町としましては、やはりそれぞれの地域のほうを大事にしながら、そこをどうやってまた活性化していくかとなりますと、そのところのネットワークづくりというのが大事だと思います。

それが、ICTの情報化を活用するとか、あるいはまたAIを活用するとか、あるいはIOTを活用するとか、いろんな手法があります。そういう立地適正化計画、コンパクトシティをつくるとなると周辺がさびれていくというような言い方をされるところもございます。

今、都城が取り組んでいるのが、やはりそれぞれ中心市街地を注視しながら立地していく適正化計画をつくっています。ただそれだけやったら周辺が寂れていきますので、その旧市町、旧町ですね、そちらのほうを中心にしながら、またネットワークをつくっていく、まあ、それぞれやり方がいろいろあります。

我が町はやはり、ここの五本松、そしてまた文化会館、そしてまた役場周辺、このあたりのところの活性化を図りながら、そして、それぞれの地域との交通網のネットワークあるいはまた情報ネットワーク、そういうものを立地適正化計画の中でつくっていかうというふうに思います。

ですから、いろんな取り組みの仕方がございます、それぞれの町の。

我が町はそういう方向だということでご理解いただきたい。

そしてまた、この計画については、また皆さん方に提示しながら、そして議員さんたちの議論を踏まえながら、またつくっていくわけですから、十分そのあたりはご意見いただければよろしいのかなというふうに思ってます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 適正化計画なるものは、そういうふうにも書いてありますよね。

要するに、読むと「居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全体を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版である」とこういうふうに書いてありました。

で、一番危惧するのは、言うように、そういうものに踊らされてですね、補助金等々に踊らされて、要するに、将来に大きな負担を残すということはいかがかな、というふうに思ったところでは。

で、北海道の夕張じゃないんですが、あそこも議会があったわけですね、あそこにも市長さんはおいやったわけですね。そこら辺を歩いている人をいきなり、どうですか、としたわけではなくて、あそこが要するに、赤字再建になったのは、補助金に別なものがついてたからですよ。いろんなものが。

例えば、施設をつくりゃいいですよ、そこの融道路は、全て雪等が溶けるものを道路に入れないと補助しませんよ、ということでそれも入れる、で、こっちへつくとそっちもそう。

だから、一時はそれでいいんですけども、今度はそれを維持するとなったときに大変な私たちは生きてないかもしれませんけれども、後からこの三股に住む人たち、生まれてくる人も含めて、その人たちに負担を強いて大変なことにならへんかなというふうに……。

未来の人たちに今の借金と、それから運転資金ですね、メンテナンス等々をひっくるめて、全てがそうならないようにですね、考えてこの質問をしたわけです。

再度、町長の決意というのをお聞きをしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） まず、将来の維持管理費の考え方について回答させていただきます。

施設整備をするに当たり、コストの検討は極めて重要であると考えております。維持管理コストにつきましては、具体的な整備内容がまだ定まっていないため算出することはできませんが、計画段階から運営面や維持管理面を十分考慮し、整備後に無駄なコストが発生しないよう入念に検討する必要があると考えております。

また、建設コスト削減については、幅広く国庫補助事業等を検討し、より有効な財源を確保することで町の負担を軽減したいと考えております。

その中で、P P P、P F Iなどの官民連携や設計施工一括発注など事業手法の工夫によるコストダウンをあわせて検討していきたいと考えております。

未来に負担をかけることのないよう事業計画を行っていききたいと考えているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 将来が決まってないわけで、全てにおいて質問をするということは、これは厳しいと思いますので、最後の質問として……。

要するに、こう思ったわけですね。要するに、あせって大きなものをつくる、例えばP F Iはそうですけども、民間に借りてもらって、資金を、で、それを元利、運転資金、全て委託費で払いますよと、そういうのがP F Iの本来のやり方ですよ。だから、町長は、この問題についてどう考えていらっしゃるのかわからんけれども、もうちょっと、もうちょっと3億円が頭から離れないもんですから、話をするんですが、もうちょっと、冷静に考えてこの基金と積むものを、来年ひとつ長い目で、来年じゃなくて、もう少し、積む期間を長くするというのを考えたらどうだろうかというふうに思うんですけども。

町長、この基金の将来に向けての考え方について、3番のところで、要するにもう少し将来の人に考えてもらうような形で、緩やかなものはできませんかねというふうに質問をしたいと思えます。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほどからお話しておりますように、このまちづくりの中核を担うのが五本松団地跡地かなというふうに考えています。

そこにどういうものをつくるかというのは、まだまだこれからの議論の余地は多々あります。ですから、それに向かって、もう、早目早目にどんどん前に進めようと、そういうつもりは全くございません。

本来ならば今年、基本構想も全部つくって、そして、今度は、来年は、31年度は基本計画、実施設計でと、そういうふうなことで前に進めようというふうな声もありましたけれども、しかし、31年度もまだまだですね、この基本構想に時間をかけてもいいんじゃないかなということで、このような基本計画までに行けばいいんだというような考えで、ちょっとじっくりと進めて

いきたいと今後思います。

ですから、その内容については、これから皆さんの声も聞きますし、いろんな立場の方からご指摘も受けながら、アドバイスを受けながら進めてまいりますけれども、やはり、これは、今いる我々が責任を持ってしっかりと、このまちづくりの基本をつくっていく、やはりこの70年も迎えましたので、そこからスタートしていくというような気持ちで取り組むのも必要なというふうに思います。

将来に負担を残さないというのは、やはり、基本的なスタンスでございますし、しかし、町の活性化につなげていくというのもまた大きなスタンスでございます。

そういうのがこの五本松の3億円に、基金につながっております、また3億円で足りるかとなると、まだまだ、この施設整備の中身によっては、まだ不足しますんで、今後、そういう積み立てもまたお願いするかもしれません。

また、それとともに、先ほどから言いますよう、やはり五本松だけで町の活性化が図れるわけじゃありませんので、以前から取り組んでおります駅周辺等の整備、そしてまた、この文化会館を含めた、この一つのエリア、このあたりが活性化することによって町全体も活性化していく、そのような覚悟で周辺を切り捨てるわけじゃありません。周辺とともに活性化するという方針で取り組んでいきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ぜひですね、今、都市整備課長が「一括発注も」と言われましたけれども、一括発注をしたら、地元の業者なんかは絶対受けられないんですね。下請にも入らんでしょ。そしたら、町の活性化のために誰がするんだという話も、これ、あります。

で、安く済ませるために頑張ります。ただ安く済ませるんだったらもう要らないですよ。だから、いろんなことも多方面から見てもらって、で、五本松の住宅をそこにそういう交流のものをつくる、ちょっとした上屋だけあれば済むかと言う人もいらっしゃるし、何かいろんなことを考える人がいらっしゃると思ひます。

で、最後にですね、31年度、来年度はまたこれに類するぐらいの基金を積んで次に備えようとしているのか、いや、基金はもうとりあえずは、これで3億で一応終わりですよというふうに考えていらっしゃるのか、町長、お考えを。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 3億円はスタートでございまして、財政状況に応じて積み立てていきたいというふうに考えております。

ただ、3億円、来年積めるかと、31年度まず無理でございまして。今回は土地開発基金がありましたので、その分を一応こちらの方に移ただけでございましてけれども、来年度はやっぱり予

算編成上どれだけ積めるかはわかりませんが、決算を見ながら検討させていただきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 今回、3億円というと小中学校も3億ちょっとですかね、エアコンの関係が上がっています。

で、これもつければ終わりじゃないですよ、メンテナンス、維持管理費が全部必要なわけで。そうするとそれに対する借金、補助金をつくんでしょうけども起債を起こしたものについては元利を返さなきゃいかんし、そして、運転資金はせないかんしという形が、これ、出てくるわけで、そこら辺も考えながらですね、今回の補正予算に3億円の基金と3億7,000万円の補正というのが出てきたので、今回改めて質問をさせていただきました。

で、町長も、3期されるのかな、ということになると、いろんなことをいろんなところから言われると思いますが、いろんな人から聞くと返済運転資金は頭にほとんどの人がないんですね。

これがあればいいよって方はいっぱいいらっしゃると思います。

そういうことにならないように、将来の人たちに、先ほども申し上げましたけども、負の遺産というふうにならないように、くれぐれもお願いをしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） 以上をもちまして、一般質問は終了します。

○議長（池邊 美紀君） 本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時44分散会

平成31年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成31年3月8日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成31年3月8日 午前9時59分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(12名)

1番 新坂 哲雄君	2番 森 正太郎君
3番 楠原 更三君	4番 福田 新一君
5番 池邊 美紀君	6番 堀内 義郎君
7番 内村 立吉君	8番 福永 廣文君
9番 指宿 秋廣君	10番 重久 邦仁君
11番 池田 克子君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君	書記 矢部 明美君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	黒木 孝幸君

企画商工課長	……………	西山 雄治君	税務財政課長	……………	綿屋 良明君
町民保健課長	……………	横田 耕二君	福祉課長	……………	齊藤 美和君
農業振興課長	……………	白尾 知之君	都市整備課長	……………	上原 雅彦君
環境水道課長	……………	西畑 博文君	教育課長	……………	鍋倉 祐三君
会計課長	……………	川野 浩君			

午前9時59分開議

○議長（池邊 美紀君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会の初日に提案された議案等のうち、議案第29号、第34号及び諮問第1号を除く全ての案件に対する質疑であります。

議案数が多いので、議案番号順に3つに分けて行います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題以外にわたったり自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようにご注意願います。

なお、質疑は、会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案及び全体審議に係る議案に対しては、常任委員会の場合、あるいは全体審議の場合で行ってください。

それでは、まず、議案第1号から第12号までの条例改正等に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、議案第1号から第12号までの条例改正等に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第13号から第27号までの予算に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ないようですので、議案第13号から第27号までの予算に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第28号及び第30号から第33号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ないようですので、議案第28号及び第30号から第33号に対する総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしく申し上げます。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時02分休憩

〔全員協議会〕

午前10時02分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時02分散会

議事日程(第5号)

平成31年3月19日 午前10時01分開議

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第1号から第28号、及び第30号から第33号までの32議案)
日程第3 討論・採決(議案第1号から第28号、及び第30号から第33号までの32議案)
日程第4 意見書案第1号、及び発議第1号上程
日程第5 意見書案第1号、及び発議第1号の質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第1号から第28号、及び第30号から第33号までの32議案)
日程第3 討論・採決(議案第1号から第28号、及び第30号から第33号までの32議案)
日程第4 意見書案第1号、及び発議第1号上程
日程第5 意見書案第1号、及び発議第1号の質疑・討論・採決
-

出席議員(12名)

1番 新坂 哲雄君	2番 森 正太郎君
3番 楠原 更三君	4番 福田 新一君
5番 池邊 美紀君	6番 堀内 義郎君
7番 内村 立吉君	8番 福永 廣文君
9番 指宿 秋廣君	10番 重久 邦仁君
11番 池田 克子君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君

書記 矢部 明美君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	西村 尚彦君
教育長	-----	宮内 浩二郎君	総務課長兼町民室長	-----	黒木 孝幸君
企画商工課長	-----	西山 雄治君	税務財政課長	-----	綿屋 良明君
町民保健課長	-----	横田 耕二君	福祉課長	-----	齊藤 美和君
農業振興課長	-----	白尾 知之君	都市整備課長	-----	上原 雅彦君
環境水道課長	-----	西畑 博文君	教育課長	-----	鍋倉 祐三君
会計課長	-----	川野 浩君			

午前10時01分開議

○議長（池邊 美紀君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

ここで、議案資料の訂正について、執行部から申し出がありましたので、訂正の発言を許します。町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 本日の議事日程の常任委員長報告の前に、一言おわびを申し上げたいと思います。

今回、提案しております議案の中で、議案第31号「三股町総合福祉計画の策定について」と議案第32号「三股町子どもの未来応援計画の策定について」の2つの議案につきましては、文教厚生常任委員会に付託しまして議案審査をお願いしたところでございます。両議案の計画書は、これからの福祉行政の方向を示す大切な計画であるにもかかわらず、多くの文言の修正がございました。まことに申しわけなく、深くおわびを申し上げるとともに、今後、再度チェック体制を整え、間違いのない議案提案に臨んでいきたいというふうに考えております。まことに申しわけございませんでした。重ねておわびを申し上げます。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） おはようございます。

総務産業常任委員会の審査結果を、議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第1号、3号、4号、9号、10号、12号、18号、24号、25号、26号、27号、30号、33号の計13件です。

以下、案件ごとに報告いたします。

議案第1号「三股町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」。

本案は、個人番号の利用及び提供を行う事務について、公営住宅の管理事務を削除し、新たに寡婦医療費助成事務と就学援助事務を追加するための改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第3号「三股町土地開発基金条例の一部を改正する条例」。

本案は、基金の額5億円を2億円に改正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第4号「三股町交流拠点施設整備基金条例」。

本案は、五本松住宅跡地の施設整備を図るため基金を設置するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第9号「三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」。

本案は、道路占用料の単価の改正等、所要の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第10号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」。

本案は、五本松団地等の集約建て替えに伴い、条例の一部を改正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第12号「三股町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」。

本案は、水道事業の布設工事監督者の資格及び水道技術管理の資格について所要の改正を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第18号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額6億3,642万1,000円から歳入歳出それぞれ1億4,361万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億9,280万9,000円とするものであります。

歳入の主のものとしましては、負担金を増額補正し、国庫補助金、町債を減額補正するもので、

歳出の主なものとしましては、総務管理費の負担金を増額補正し、事業費の委託料及び工事請負費を減額補正するものです。

次に、繰越明許費は、公共下水道事業費の事業計画策定委託料を890万円繰り越すものであります。地方債については、実績見込みにより限度額を減額するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第24号「平成31年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を4,407万1,000円とするもので、対前年度比11.3%、560万8,000円の減となっています。

歳入の主のものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものとしましては、職員給与費、施設管理委託料及び公債費であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第25号「平成31年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を3,758万8,000円とするもので、対前年度比0.5%、18万8,000円の増となっております。

歳入の主のものとしましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものとしましては、施設管理委託料及び公債費であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第26号「平成31年度三股町公共下水道事業特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を9億4,524万円とするもので、対前年度比18.7%、1億4,883万8,000円の増となっています。

歳入の主のものとしましては、施設使用料が9,827万4,000円、国庫補助金が3億6,000万円、一般会計繰入金が1億4,893万9,000円、事業債が3億3,320万円となっております。歳出の主なものとしましては、事業費の委託料が4億2,785万2,000円、工事請負費が2億9,522万円、公債費が1億4,640万8,000円となっております。

次に、地方債については、公共下水道事業費として3億3,320万円の借り入れとなっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第27号「平成31年度三股町水道事業会計予算」。

まず、業務の予定量として、給水戸数を1万1,355戸、年間総給水量を2,533.527立方メートル、1日平均給水量を6,941立方メートル予定されています。

次に、収益的収入及び支出として、収益は4億2,627万6,000円を予定し、このうち主のものは給水収益3億7,537万8,000円であり、収入全体に占める割合は88.1%とな

ります。また、費用は3億8,167万4,000円を予定し、このうち主なものは職員給与費5,975万3,000円、委託料3,284万5,000円、動力費3,076万5,000円、減価償却費1億5,179万6,000円、企業債利息2,818万5,000円を予定されております。

次に、資本的収入及び支出として、収入は1,312万1,000円を予定し、このうち主なものは一般会計負担金1,311万9,000円を予定されております。一方、支出の総額は2億2,927万8,000円を予定し、このうち主なものは施設費1億1,367万2,000円、固定資産購入費1,342万2,000円、企業債償還金9,888万7,000円を予定されております。

なお、予算の収支不足額2億1,615万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第30号「町道路線の認定について」。

本案は、宅地分譲の開発行為に伴う1路線について、新規路線認定を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第33号「三股町住生活基本計画の策定について」。

本案は、前計画が平成30年度をもって最終年を迎えることから、平成31年から10年間を計画期間として策定したものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものといたしました。

以上、報告終わります。

○議長（池邊 美紀君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 福田 新一君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 文教厚生常任委員会の審査の結果を、議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第2号、5号、6号、7号、8号、11号、14号、15号、16号、17号、20号、21号、22号、23号、28号、31号、32号の計17件です。以下、案件ごとに説明します。

議案第2号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」。

本案は、2つの事項について改正を行うもので、まず1つ目、三股町立中学校部活動指導員につき、学校教育法施行規則の改正により部活動指導員が新たに規定され、平成31年度より国等の補助制度が始まるのに伴い、新たに規定するものである。教職員の働き方改革の一環としての

条例改正であるが、生徒の健やかな向上心を妨げることにならないように配慮が必要である。現在の三股中学校の内容調査も必要ではないかという意見が出た。

2つ目、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱、地域包括支援センター運営協議会設置要綱、地域定着型サービス運営委員会設置要綱を廃止し、高齢者福祉・介護保険運営協議会設置要綱に統合したことに伴い改正するものである。協議会における委員に対し、報酬の日額は妥当な値なのか、見直しが必要ではないかという意見が出た。また、委員の構成メンバーも幅広い範囲からの構成であることを確認した。

2つの事項とも慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」。

本案は、植木プール、南部児童プール、長田児童プール、櫛田児童プール、餅原児童プールの用途廃止に伴い改正するものである。用途廃止に対し、跡地はどうするのか確認する。解体等の計画は今後の問題、とりあえず見回りは総務課の任務となる。年次的に1個ずつでも解体すべきではないかという意見が出た。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」。

本案は、平成31年4月1日より、学校教育法の改正により、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学の制度が設けられることに伴い改正するものである。

福祉課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の全部を改正する条例」及び議案第8号「三股町寡婦医療費助成に関する条例の全部を改正する条例」。

これら2議案は、平成30年10月から子ども医療費助成事業を拡充したことにより、子ども医療費助成に関する条例を一部改正したことに伴い、条例の形式を合わせるために改正するものである。

福祉課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」。

本案は、上米公園のパークゴルフ場において、上限額だけを条例で定め、利用客の増加を図るための各種の経営戦略を指定管理者が考え、機敏な対応ができるようにするものである。万一、経営不振により赤字になった場合でも、指定管理制度において町が補填することはないということを確認する。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」。

3,621万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億762万5,000円とするものである。

歳入の主なものは、保険給付費等交付金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費を増額補正し、退職被保険者等療養給付費及び退職被保険者等高額療養費を減額補正するものである。

町民保健課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「平成30年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」。

465万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7,591万2,000円とするものである。

歳入の主なものは、保険料を増額補正するもので、歳出の主なものは、広域連合納付金を増額補正するものである。

町民保健課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「平成30年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」。

本案は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとに金額の補正をするものである。

歳入の主なものは、国庫補助金及び県補助金を増額補正し、介護保険料、支払基金交付金及び一般会計繰入金を減額補正するもので、歳出の主なものは、包括的支援事業・任意事業費を増額補正し、介護保険事業費を減額補正するものである。

福祉課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号「平成30年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」。

100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,012万1,000円とするものである。

歳入の主なものは、予防給付費収入を減額し、一般会計繰入金を増額補正するもので、歳出の主なものは、居宅介護支援事業費を減額補正するものである。

福祉課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「平成31年度三股町国民健康保険特別会計予算」。

歳入歳出予算の総額を7,802万7,000円増の29億4,668万4,000円とするものである。

歳入の主なものは、対前年度比で県支出金が0.6%、繰越金が102.9%の増、歳出の主なものは、保険給付費が0.5%、国民健康保険事業納付金が9.9%の増となっている。

平成31年度国保事業費納付金の三股町7億4,269万2,845円という納付金算出の裏づけが不透明であるという意見が出た。

町民保健課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「平成31年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を2億7,938万9,000円とするもので、対前年度比4.5%、1,210万3,000円の増となっている。

歳入については、保険料、一般会計繰入金を、歳出については、広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものである。

町民保健課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「平成31年度三股町介護保険特別会計予算」。

歳入歳出予算の総額を22億9,387万8,000円とするもので、対前年度比1.6%、3,546万6,000円の増となっている。

歳入の主なものは、保険料が1.1%、支払基金交付金が1.6%、県支出金が1.9%、繰入金7.6%の増、国庫支出金が2.3%の減となっている。歳出の主なものは、総務費が4.6%の減、保険給付費が1.5%、地域支援事業費が6.9%の増となっている。

福祉課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「平成31年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」。

歳入歳出予算の総額を1,855万8,000円とするもので、対前年度比7.4%、127万9,000円の増となっている。

歳入の主なもので、繰入金52.1%の増、歳出の主なものは、総務費19%の増となっている。

福祉課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号「指定管理者の指定について」。

三股町在宅老人デイ・サービスセンターの指定管理者として、社会福祉法人三股町社会福祉協議会を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

耐用年数を考慮した管理が必要ではないかという意見が出た。

福祉課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号「三股町総合福祉計画の策定について」。

本計画は、社会福祉に基づく三股町第3期地域福祉計画、障害者基本法に基づく三股町第3次障害者基本計画、自殺対策基本法に基づく三股町第2期自殺対策行動計画を包含し、平成31年度から平成35年度までの5年間を計画期間として策定するもので、三股町議会基本条例第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものである。

160項にも及ぶ三股町総合福祉計画を素案する審査の中、幾つもの誤字脱字があった。議会に素案で上程する行為は議会軽視だという意見が出た。

しかしながら、福祉課の説明を受け、本計画の大綱において問題ないと判断し、慎重に審査し

た結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号「三股町子どもの未来応援計画の策定について」。

本案は、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱に基づき、本町の子供たちが将来の夢や目標の実現に向かって、自分の能力や可能性を伸ばすことができるよう包括的な支援を行う体制を整備することを目的として策定するもの。本計画は、平成31年度から平成35年度までの5年間を計画期間として策定するもので、三股町議会基本条例第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものである。

87項にも及ぶ三股町子どもの未来応援計画を審査する中、幾つかの誤字が見られた。議案第31号同様、議会に素案として上程する行為は議会軽視がとまらないという意見が出た。

福祉課の説明を受け、本計画の大綱において問題ないと判断し、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第13号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第6号）」と議案第19号「平成31年度三股町一般会計予算」の計2件でございます。以下、ご説明いたします。

議案第13号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第6号）」について説明いたします。

本案は、補正予算額6億2,063万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億4,481万円とするもので、会計年度末を控えて、その決算に備え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により補正するものです。

まず、歳入について主なものをご説明いたします。

国庫支出金は、障害者福祉費負担金、住宅費補助金などを増額補正し、被用者児童手当負担金、道路橋梁費補助金などを減額補正、繰入金は、実績見込みにより公共施設等整備基金取り崩し額を減額補正し、額の改定により土地開発基金を取り崩すものです。

町債は、実績見込みにより農林水産業債を減額補正し、学校空調機設置に伴う教育債を増額補正するものです。

次に、歳出について主なものをご説明いたします。

総務費は、事務事業の実績見込みにより不用額を減額補正し、民生費は、障害児施設給付費な

どを増額補正、児童手当などを減額補正するものです。

土木費は、実績見込みにより工事請負費などの不用額を減額補正し、教育費は、学校空調機設置工事費などを増額補正、諸支出金は、交流拠点施設整備基金の新設などにより積立金を増額補正するものです。

地方債補正については、町立学校空調機設置事業を追加し、畑地帯総合整備事業は、実績見込みによりそれぞれ限度額を変更するものです。

以上の内容について所管の課から説明を受け、いろいろな質問に対して適切な説明や資料の提供を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第19号「平成31年度三股町一般会計予算」についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出101億円と定めるものでございます。対前年度比1.9%、2億円の減となっております。

以下、特筆すべきことについてご説明いたします。

歳入について、歳入財源別調べにおける自主財源については7,754万、2.3%の増、また、依存財源については、昨年度と比較して2億7,754万円、4.0%の減となっております。

次に、歳出について、歳出経費別調べにおける義務的経費は、昨年度比2億5,497万円、4.8%の増となっております。主な要因として、社会保障関連費のうち扶助費が歳出全体の約34.3%を占め、昨年度から2億414万円、6.3%の増となり、34億円を超え、過去最高額となったことが主な要因となっております。

経常的経費は、昨年度比1億2,660万円、3.3%の増となっています。主な要因として、学校ICT教育環境整備事業を初め、中央浄化センター増築事業に伴う公共下水道事業への繰出金を含む他会計への繰出金がふえたことによります。

投資的経費は、昨年度比5億8,157万円、51.4%の減となっております。これは、町営住宅東原団地整備事業が完了したことによるものが大きな要因です。

次に、債務負担行為については、新たに情報システムリプレースほか5つを設定するもので、地方債については、第6部消防団詰所整備事業、臨時財政対策債ほか、総額で4億2,506万9,000円の借り入れを予定しているものです。

次に、投資的事業以外の新規事業及び重点取り組み事業についてご説明いたします。

主な新規事業としまして、立地適正化計画策定業務委託497万2,000円、すみれ保育園増築に伴う保育所等整備交付金事業3,308万7,000円、防災メールを一斉多重配信する災害情報配信システム再構築委託440万円などに取り組むための予算が計上されております。重点取り組み事業としては、引き続き、子ども医療費助成事業、施設型給付費事業、じんかい収集

運搬事業、学校 I C T 教育環境整備事業、スクールバス運行事業などに取り組んでいたものに予算が計上されております。

これらの議案審査の中において、いろいろな質問に対して適切な説明や資料の提供を受けました。

意見といたしまして、町民保健課の健康増進事業について、ロタウイルスなど、過去 5 年間の受診や健診の実績についての報告があり、今後さらに受診を増やすための啓発として、例えば、受診の目標値等を設置してはどうか、また、企画商工課の立地適正化計画については、議会基本条例に定めてあるように、議会側と十分に意見調整をほしい等の意見が出ました。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

日程第 2. 質疑（議案第 1 号から第 2 8 号、及び第 3 0 号から第 3 3 号までの 3 2 議案）

○議長（池邊 美紀君） 日程第 2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は 1 議題につき、1 人 3 回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第 3. 討論・採決（議案第 1 号から第 2 8 号、及び第 3 0 号から第 3 3 号までの 3 2 議案）

○議長（池邊 美紀君） 続きまして、日程第 3、討論・採決を行います。

議案第 1 号「三股町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第1号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第2号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号「三股町土地開発基金条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第3号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「三股町交流拠点施設整備基金条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第4号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第5号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第6号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号「三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の全部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第7号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号「三股町寡婦医療費助成に関する条例の全部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第8号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号「三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第9号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第10号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第11号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第12号「三股町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第12号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第13号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第6号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第13号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第14号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第14号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号「平成30年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第15号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「平成30年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第16号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号「平成30年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第17号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第18号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第18号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第19号「平成31年度三股町一般会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 「平成31年度三股町一般会計予算」に対して、反対の立場から討論いたします。

本当初予算を見渡してみますと、子育て支援事業や福祉事業など、住民の福祉に対しての後退というものは見られず、今後も継続していただきたいことが非常に多くありました。一方で、負担軽減につながるような抜本的な施策というのも見当たらないところであります。その中で、2点について反対の立場から討論させていただきます。

まず1つ目は、立地適正化計画策定業務の委託料が含まれております。立地適正化計画につきまして、担当課に詳細な説明をいただいた上で、副町長にもお越しいたきまして議員に説明をいただいたところではありますが、コンパクトシティを実現する計画ということで、本町に一定の居住誘導区域を設けて、そこに住民の人口の移動を誘導するというのが、この計画の最終的な目標でございます。そもそも郊外型に都市が広がっているような大都会に、このコンパクトシ

ティーを目指すというふうになっておりますけれども、三股町で、このコンパクトシティというまちづくりの方向性が果たしてふさわしいのかどうかということも大きな疑問であります。

また、今現在、町が行っております過疎地や中山間地域に対する支援、活性化ということと、この立地適正化計画が、果たして今後10年後、20年後、この計画だけが残っていくわけですね。その段階において、その整合性が果たしてとれるのかどうか、今後の未来における責任が、果たしてこの議会でとれるのかどうかという立場を考えたときに、私は、もう少し深い議論が必要なんではないかと、当然この計画を策定するに当たっては、町も住民の意見を十分に聞いて計画していくことと思います。しかし、現段階では、今後のまちづくりを見渡したときに、果たして将来に向けての責任がとれるほどの納得がいく説明があったか、議論があったかということ、大いに疑問が残るところであります。

また、もう1点、教育環境整備事業、学校ICT化に関する予算が2,151万4,000円ついております。担当課の説明の中で、小学校にタブレットを配付すると、そのタブレットはインターネットにつながりますという説明がございました。今、毎日のようにニュースでは、インターネットの利用について問題のある不適切な、例えば動画の投稿であったり、またこの間、学校の先生が子供の答案をインターネットにアップロードして、それが問題になったりということもありました。大人が利用する上でも、このインターネット、非常に正しい使い方ができているとは言えません。ましてや、子供にインターネットを開放すると、タブレットを使ってインターネットに接続することができるというこの状況に、タブレットを配る、全子供に使わせるということで門戸を開くということが果たしていいのかどうかという判断もあります。

しかし、私が最もこれは危ないなと感じたのは、この議会がそれを審査する能力がないという一点が非常に気になることでありました。教育課からの説明の中で、UTMがありますから大丈夫ですよという説明がありました。UTM、聞きなれない単語です。これを、じゃ、それは一体何なんだと、私が資料をくださいと言ったときに、ほかの委員の皆さんは、これは要らないというふうにおっしゃいました。私だけが、これはもらいました。お一人お一人で知識や興味関心というのはばらついて当然だと思います。しかし、大人がこういうインターネットの脅威に対して子供をどう守るか、子供をどういうふうに守っていくか、いざ相談が来たときに、どう対応していくかということが、この三股町で果たして対応できるのかということに大きな疑問が残るところであります。

全ての子供に対してインターネットを開放する今度の予算案について、私は断固反対をして、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

異議があるようですので、起立により採決します。

議案第19号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池邊 美紀君） 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第20号「平成31年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第20号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第21号「平成31年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第21号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第22号「平成31年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第22号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第23号「平成31年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第23号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第24号「平成31年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第24号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第25号「平成31年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第25号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第26号「平成31年度三股町公共下水道事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第26号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第27号「平成31年度三股町水道事業会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第27号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号「指定管理者の指定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第28号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第30号「町道路線の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第30号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第31号「三股町総合福祉計画の策定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第31号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第32号「三股町子どもの未来応援計画の策定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第32号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第33号「三股町住生活基本計画の策定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第33号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 意見書案第1号、及び発議第1号上程

○議長（池邊 美紀君） 日程第4、意見書案第1号及び発議第1号を一括して議題とします。

初めに、意見書案第1号「食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）」について、提出者の説明を求めます。池田さん。

〔11番 池田 克子君 登壇〕

○議員（11番 池田 克子君） 「食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）」について説明申し上げます。

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言えます。国内で発生する食品ロスの量は年間646万トン（2015年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が、発展途上国に食糧を援助する量の約2倍に上がります。政府は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に沿い、家庭での食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指しています。しかし、事業者を含め、国民各層の食品ロスに対する取り組みや意識啓発は、今や必要不可欠であります。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人がおのこの立場において、主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要であります。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要であります。

よって、国におかれては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求めるものであります。

一つ、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。

二つ、商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。

三つ、賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

慎重にご審議の上、ご採択いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 次に、発議第1号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提出者の意見を求めます。楠原君。

〔3番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（3番 楠原 更三君） 発議第1号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提案の理由を申し上げます。

今回の議会委員会条例の見直しは、三股町課設置条例の一部改正に伴い、三股町議会委員会条例に疑義が生じたために、所要の改正をしようとするものです。

改正内容は、条例第2条第2号中、福祉課の次に高齢者支援課を加えようとするものです。

なお、施行期日は、平成31年4月1日からとしております。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5. 意見書案第1号、及び発議第1号の質疑・討論・採決

○議長（池邊 美紀君） 日程第5、意見書案第1号及び発議第1号の質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は会議規則により、全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしく申し上げます。

それでは、意見書案第1号「食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書（案）」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

意見書案第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

次に、発議第1号を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で全ての案件を議了しましたが、12月定例会以降の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時11分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時38分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（池邊 美紀君） 以上で、本会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成最後の議会、平成31年第1回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時38分閉会
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 池 邊 美 紀

署名議員 福 田 新 一

署名議員 山 中 則 夫